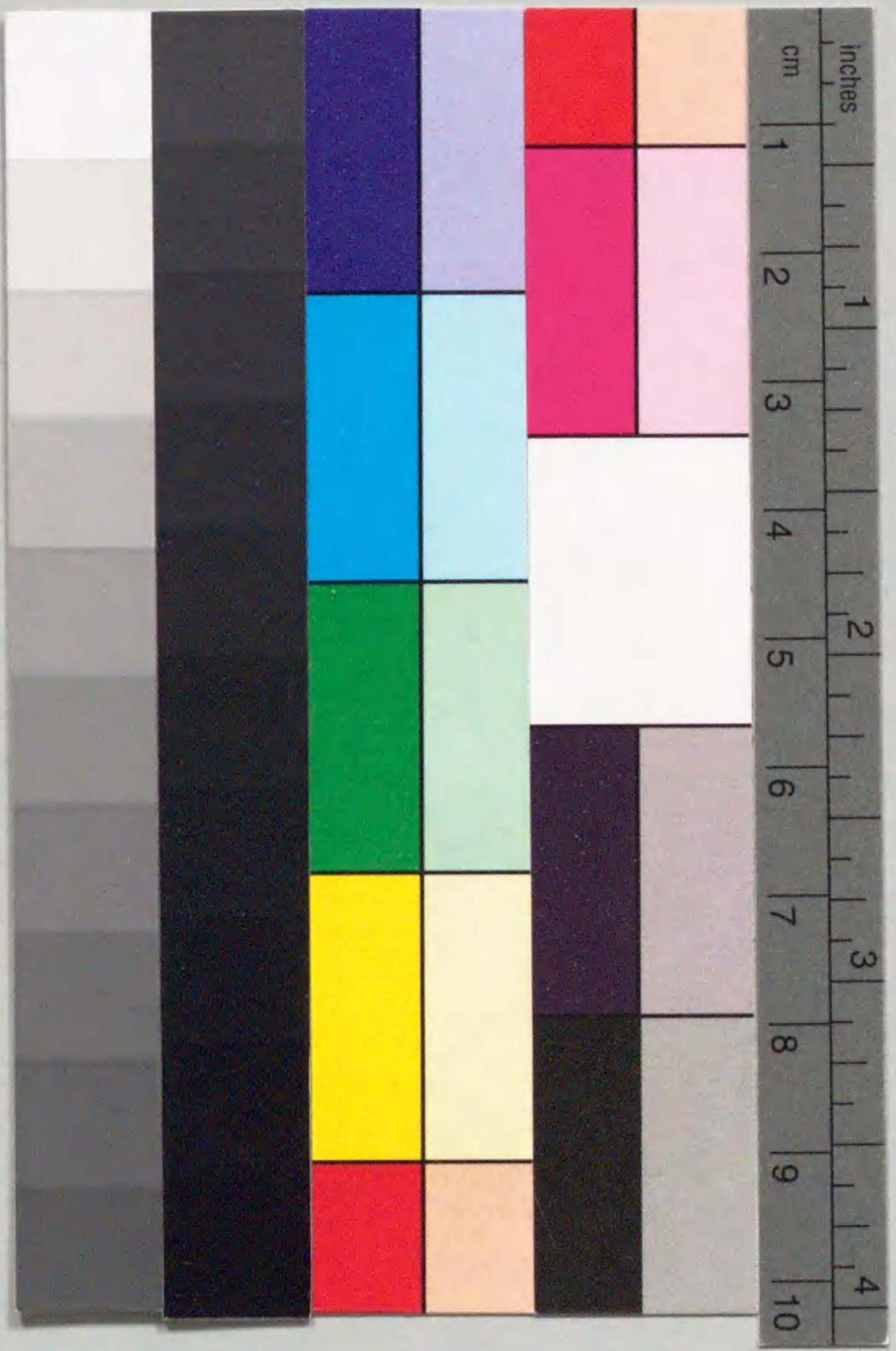



210.6  
M4485  
Y




00265831













8964

和 昭 正 大 治 明

集 全 料 資 史 歷

篇 罪 犯

卷 上

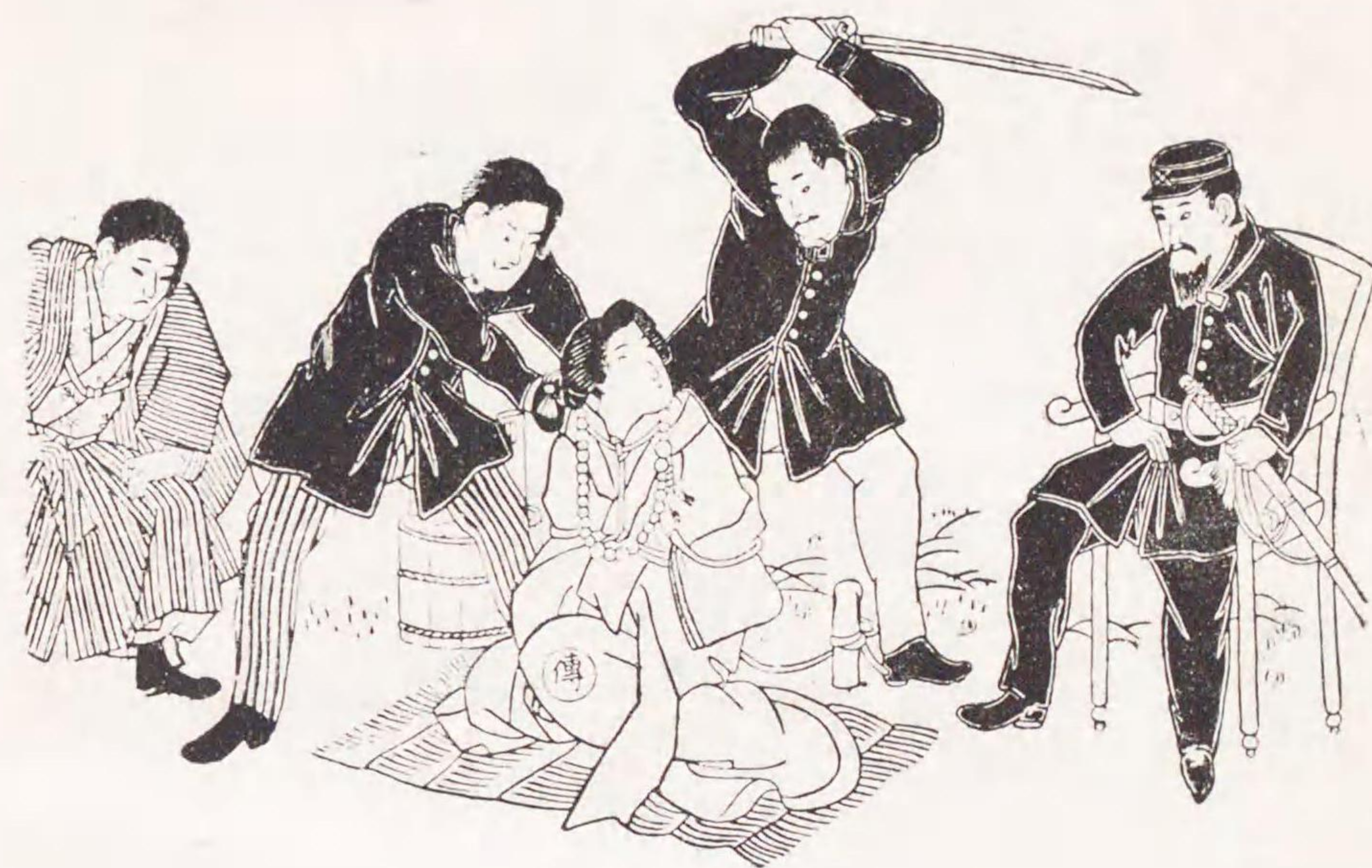
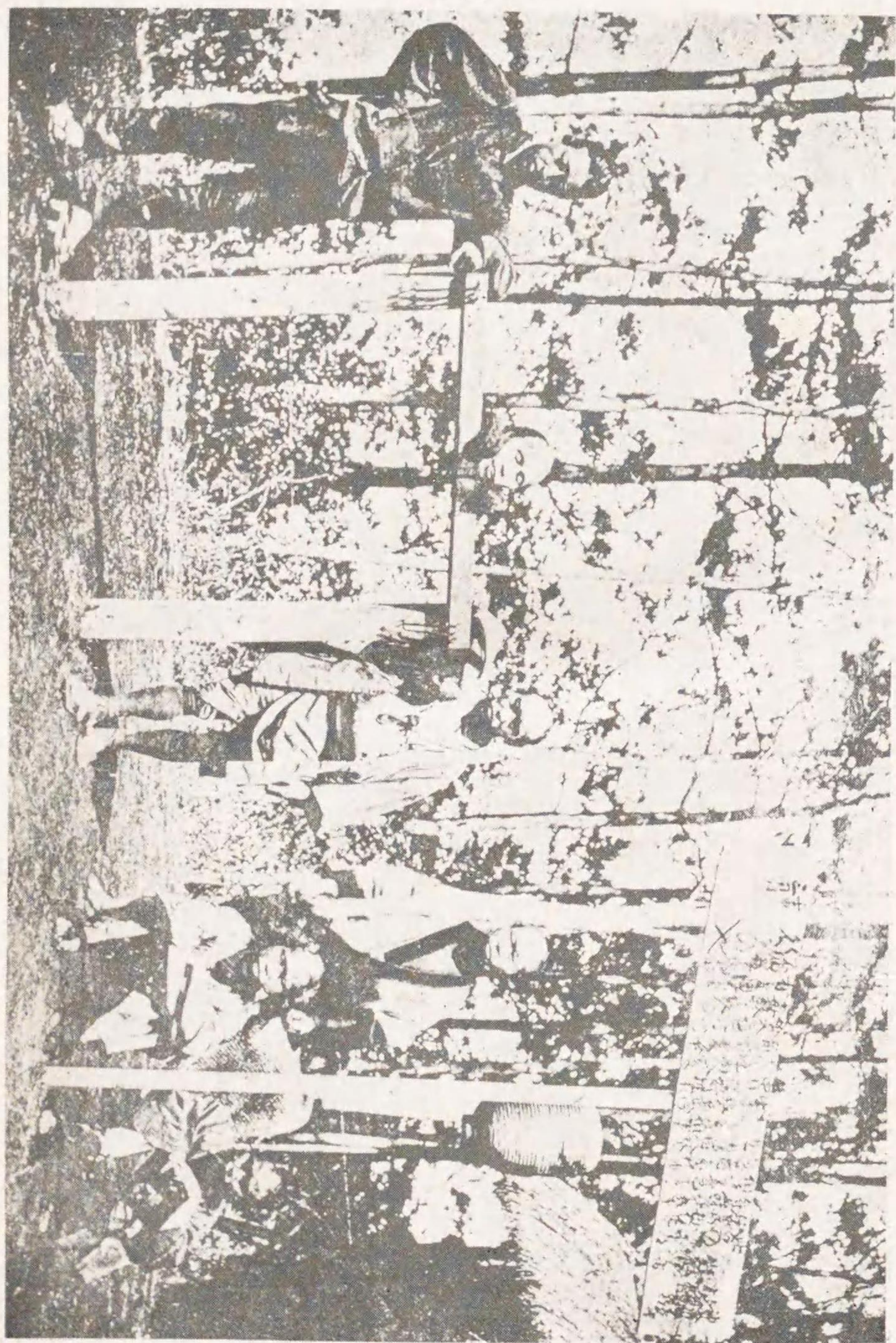
社 恒 有







圖之首梟



問訊ぬきお嵐夜は下（語物及夜傳お橋高）圖の首斬んでお橋高は上  
（夢仇花衣阿嵐夜）圖の



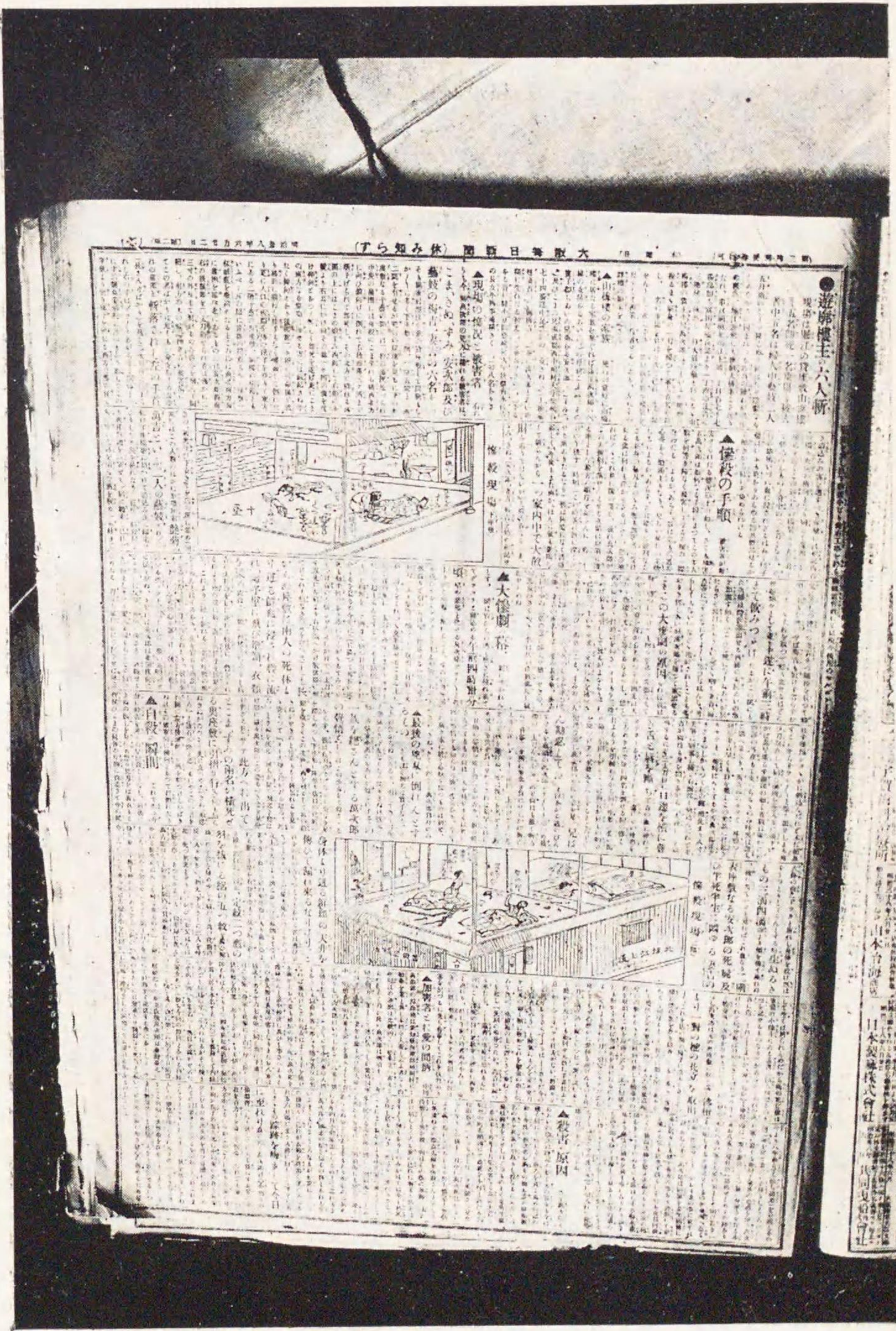
210.6 M485Y

# 犯罪 篇上 卷目次

明治初期の犯罪 (明治五年—同七年) .....

- 新吉原の惨劇——兵部省人足官品を盗む——強盗を捕へんとして娘殺さる——公金四萬兩を掠取——大酔して惨行を演ず——文部省博覽會出品の御物を盗む——裸踊りが禍の基——追剥横行——伊勢盗人——外人の大賊——密通情死未遂が准流十年——妖僧愚民を誑かす——醜男美女を姦淫——官金盜難事件——遊興費に窮して放火——父養女と姦通す——相撲取の嫉妬——濱田縣の姦通裁判——魯人の惡事——持逃げ——多情なる夫婦——詐欺取財——姦婦父と通ず——夫は夫、妻は妻——嘘から出た實——巡邏を袋たゞき——臭ひ喧嘩兩成敗——詐取——空米取引處刑——親子相姦するの件——高島嘉右衛門入牢——演劇より情死を誘引——主婦従僕と姦通の事——冷酷無惨の戸長——喪中に僧と通ず——大坂にて盜を釣りし談——カタリの話——紙幣見本の盜難——取次しも大逆を犯す件——土藏破りは戸長——兇賊二名を傷く——夫を毒殺せんとす——夫婦殺し——人妻の身で情夫三名を持つ——強盜頻々——下女放火す

犯罪 篇目次



大阪堀江六人斬事件の新聞新聞の道報の聞新日毎阪大る互に頁全のていつに件事斬人六江堀阪大 畫挿のそと (頁二百四文本)



犯罪篇目次

——偽選卒處刑し、兄の非道を憤り撲殺——情死未遂懲役十年——毒殺——娼妓の墮胎——律義者の主人殺し——店の品を盗んで絞罪——雇女と通じ徒刑一年——傳馬町の三人斬——湯島五丁目の殺人——惡疾流行を祈る——不貞なる妻——賣淫處刑

夜嵐 おさぬ (明治五年二月).....六二

高橋 おでん (明治九年九月).....七二

熊坂 長菴 (明治十五年十二月).....八五

會津の小鐵捕縛 (明治十六年三月).....八九

挿 畫.....九一

ピストル 強盜 (明治十九年十二月).....九二

花井 お梅 (明治二十年六月).....九五

放火殺人事件 (明治二十二年六月).....一〇七

謎の殺人事件 (明治二十三年四月).....一一五

古揮の幣物.....一二五

大詐欺師河合庫太郎 (明治二十四年三月).....一三六

河内の十人斬 (明治二十六年五月).....一四三

お茶の水おこの殺し (明治三十年四月).....一五〇

小岩村亭主殺し (明治三十年五月).....一九〇

黒田水精夫妻 (明治三十年六月).....二一四

女賊とめ.....二三〇

縮屋 殺し (明治三十年九月).....三三二

丸善小僧殺し (明治三十年十月).....三四八

稻妻 強盜 (明治三十二年三月).....三五七

二十七日と大犯罪.....二九一

内地雜居第一番目の犯罪 (明治三十二年七月).....二九二

生首賣買事件 (明治三十五年二月).....三三八



犯罪篇 上卷

犯罪篇目次終

犯罪篇目次

野口男三郎 (明治三十五年三月) ..... 三三七

日本銀行三萬圓紛失事件 (明治三十六年十二月) ..... 三八九

首縊りを取除けたる科 ..... 四〇一

大阪堀江の六人斬 (明治三十八年六月) ..... 四〇七

客引罰金二十五錢也 ..... 四三五

紬屋殺し (明治三十九年二月) ..... 四三六

嫌はれた坊主の窮策 ..... 四六三

辨天窟事件 (明治三十九年六月) ..... 四六四

犯姦律 ..... 四八七

長野縣生贖取事件 (明治三十九年十二月) ..... 四八八

四



# 明治初期の犯罪

はしがき

明治元年以降同四年に至る四年間は、一つには材料の不足、一つには利用し得た材料には本篇に収載すべき注目すべき記事を見出し得なかつた爲に、本篇は明治五年を以て起點とした。本篇の出發點をなす明治五年は我國新聞發達史上特別の注意を要請する。何故なれば現存せる二大新聞——東京日々、報知の二大新聞が相次いでこの年に發刊されたからである。即ち前者は五年二月、後者は五年六月に發行されてゐる。

生れて間もないこれらの新聞紙が犯罪事件をいかに報導してゐたか、又當時の犯罪にはどんなものがあつたか、そして如何に處刑されたか等々は特に興味深い問題でなければならぬ。この點に留意して、五年以降約三ヶ年間は、事件の大小を問はず、出来る丈多方面に記事を取つて、之を明治初期の犯罪なる題下に一括して収録した。(編者)

新吉原の慘劇 (明治五年二月二十三日 東京日々新聞)

新吉原京町二丁目丸屋ノ抱へ清河ト云ル遊女ノ許へ年頃通ヒシ岩吉ト云ル者、本月二十一日晚六  
明治初期の犯罪



ツ半頃夫ノ清河オ殺シ丸屋夫婦オ始メ五六人ニ手オ、ハセ、其身モ自害シ昨二十二日七ツ時頃相果テタル由。

夫ノ岩吉ハ房州ノ船人ニテ舊悪アル者ノ由ヲ聞ケリ。

○ (二十四日)

第三號へ吉原ノ事件傳聲ノマ、ヲ記載セシガ猶確報ヲ得タレバ左ニ刻出ス

吉原京町二丁目三十二番地借地小ゴウシ遊女屋佐河

丸屋 佐吉

頭ノ上並ニ數カ處手疵

妻 イ チ

即 死

同人抱遊女 清河(十八歳)

脊中並ニ深手

同 愛之助

ウ ス 手

同 春人

同隣家 三十三番地借地同大和屋

頭ノ上並ニ深手

マツ木 久兵衛

上總 出生ノ者

當時木挽町三丁目船宿渡世甚吉方同居 岩吉(二十歳)

右ノ岩吉二十一日暮六ツ時頃、遊女清河丸屋夫婦並ニ下男ニ手疵ヲ負ハセ一旦立(ノ)イテ揚屋町尾張屋ト云ル遊女屋へ立ヨリ西河岸通繁小河屋へ下男ニ手疵ヲ負ハセ、又々裏口ヨリ丸屋へ立歸リ、未夕片息ナル清河ニ止メヲ刺シ死骸ニ跨リテ自害シ一昨二十二日八ツ時頃ニ果テタル由。

兵部省人足官品を盗み銃殺さる (明治五年六月 郵便報知 第三號)

元兵部省人足藤吉並定次郎といふもの當人同輩多人數と結び、客歲二月以來、兵部省の長室におゐて毛布その外種々の物品を盗み取りたること數度あり、よりに越中島におゐて銃丸をもつて打殺せられたり、さて罪人を死刑に處する小銃を用ゆるはこれまで我國になきことなればこゝに掲げて世に示す。

強盜を捕へんとして娘殺さる (同上 第四號)

伯耆國久米郡上神村農松田周次郎方へ當五月十六日の夜、強盜體にて襲ひかけし處、家族共賊と喚り候に付、何れも立去り候節其場通行致し掛け候同村金三郎娘ともといへるもの直に賊吉五郎を捕んと致し候處吉五郎義拔刀致し突刺し逃去り候段夫々糾問の上白狀におよび候、然る處とも義は其夜落命致し候次第惘然の至に候、婦人の身として危急を防ぎ候心志奇特の事に付追賞として縣廳



より賜金あり。

公金四萬兩を掠取 (同上 第五號)

元唐津縣にて海老原芳之助といふもの謀主にて官金四萬餘兩を掠取り矯て知事の金と稱し、士族卒三百餘人に分配せしが、即時その事發覺し之に關係したるもの三十餘人捕れに付きたり、然して友常典膳といふ人はこの事の謀主にはあらざれども舊權大參事たるゆへを以て亦捕れに付きたり、さて典膳一日番兵の怠を窺ひ屠腹せしが死に致らず、よりに醫を招きしに典膳云ふやう我元より生を願はず、豈に療するを用んやと、傍人これを諭して上裁を待たず、自ら劍に伏して死せば罪増々深かるべしと云ひたれば、典膳は我誤てりと云て治療を受けたり、典膳年齢四十前後にて頗る勇壯の士なり、既に腹を割き喉を突き、殆んど絶んとせしに應對常に變らず。

大醉して慘行を演ず (明治五年七月 郵便報知 第六號)

佐賀士族原口十一郎と云ふもの平尾村農夫多三郎と云ふもの家にて火酒を飲みたりしが、大醉して人事を辨ぜず、歸路淨満寺と云ふ寺の生垣を破り、拔刀にて押入りしに折ふしまさと云ふ婦人二歳の子を抱き玄關に涼みおりたるを追ひ掛け深手を負はせ小兒は即時に死したり、扱てそのまゝ十一郎は刀を捨て寺内藪の内に臥したりをれば即時に縛せられたり、よりに十一郎を吟味せしに

その始末一切覺えざるよし申述べければ、元より遺恨あるにあらず、畢竟酒のため精神を失ひたるならん、懼るべし、慎むべし、扱十一郎は遂に絞罪に處せられたり。

文部省博覽會出品の御物を盗む (同上 第九號)

司法吉田權中解部、坂本少解部の手にて此ほど本郷森川町大熊良平方に止宿せる吉本琢磨といふものを捕へたり、右琢磨事洋學生徒にて有りしが、新吉原町大黒屋半兵衛抱遊女靜江の許に通ひ、金錢を費したるの餘り盜心を生し、去月六日中文部省博覽會の展觀に供せる御物の古金銀各品十九品を掠めんとて遂に孔子の像の後に匿れ盜收たるを神田旅籠町石川廣次郎方へ賣拂ひたりしが、其事顯れ此の如く捕に付きたり。

○博物館の賊 (明治六年三月 郵便報知 第四〇號)

高知縣管下土州香見郡物部村の農醫壽玄悻吉本琢磨なる者、先般博物館に於て御物古金貨幣其外盜取たる科を以て、本月十五日絞罪被二仰付たり。且又右に引合の者共は府下神田通新石町稻垣嘉右衛門、岩附丁田村重兵衛、神田旅籠町一丁目宇多川卯之吉、同所平永丁松本市三郎、本町四丁目木村源兵衛儀右古金盜物と不存引換遣し追て御布告の趣乍辨利欲に迷ひ不訴出科を以て何れも懲役四十日づゝ被二仰付三井東京府貫屬青木善充儀は他行中召仕堀江忠次郎店先にて享保小判引換



に取りしと承り、其儘不<sub>ニ</sub>訴出<sub>ニ</sub>科を以て謹慎四十日被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>尙又文部省に當直の面々も夫々御咎相成たり。

裸踊りが禍の基 (明治五年七月 郵便報知 第十號)

佐賀縣士族香月作一郎なる者同士族姉川兵藏親隱居平治を刃殺せる始末を尋ぬるに、用事ありて良七といへるものゝ家を訪ひしに折節身祝ひありとて、近隣の人四五輩を招き庭に筵を設け酒宴を催せしが平治は裸體にてその座に到り種々雜言をなしたれども、醉狂の體ゆへ取り合ずして有しが、平治尙數盃を傾け、禪を脱し高聲に穢ひ玉ひ清め玉ひと繰返し呼はり、座中を振廻りし言語同斷の振舞なれば見るに忍びず、是れを咎めたれば平治怒りて我言ふ所善なるか悪なるか、その所謂を聞たしと無體に搦みつき押し倒し、傍若無人なれば止むを得ず、短刀を以て平治の脇を突き、面部數ヶ所へ切付しかば、平治苦痛に堪へず逃出て良七が畑に倒れ死しけるとぞ。

酒を以て産を破り、身を害するもの古今枚舉に遑あらず、醉狂此の如きに劣らずとも本邦の酒はアルコールの質を多く含めば人身の健令を損じ、命を縮むること殆ど阿片烟と同一のみ、近來西洋制のビールを良飲と稱し、これを喫する人多けれど過飲にいたる其害酒と同じ、豈慎まざらんや酒を忘憂艸と謂ひしは則古人の謾言にして惶るべく、嗜むべく、引憂草と云ふべきものなり。

追 剝 横 行 (明治五年八月 郵便報知 第十三號)

攝州西宮兵庫の間に大石村と云ふ處あり、往還脇の小藪中より毎夜引續き盜賊三人不意に出で、旅人を却しけるがある夜郵便繼立の人足擔ひたるの行李を奪ひ取らんと欲して其方所持の行李中には如何なる物何なりやと問ふ、人足大に驚き郵便出狀なりと答ふ。賊これを聞いて云るやう郵便の行李なれば金錢はあるまじとて直に何れへか去りたりとぞ。

伊 勢 盜 人 (同上)

伊勢松坂の城はむかし古川織部、蒲生氏郷などの居りし處にて隨分よき城なりしと、徳川氏の代に紀州若山家へあたへられたるより若山より城代をおきて守らせたり、近頃廢藩このかたたしかなる番人もなかりしにや心得違のものどもありて殿中にむかしより傳りたる寶物器財など多く盗みとり、はてには襖のひきて六寸ばかりに金きせなるをも引はずして、又疊の表までもはぎとりなどしければ縣廳より厳しく糺されたるを、ちかきあたりなる甚目村の神主吉川某といふものを頭として、同類およそ五十人ばかりもありとぞ、むかしより伊勢子正直とこそ云ひ傳へたれ、今はいせ盗人とはいはんか。

外人の大賊 (同上 第十四號)



埼玉管下陸羽街道瀬寄村にて七月十二日曉四時に横濱異人館英六十一番馬車別當安五郎を捕縛したり、此のもの所持なせし貳分金六百二十三番は同館の英人「ステープ」なる者盗取たるを貰受けし由糺問によつて白狀したるに付直に司法省裁判所へ送たり、此盗金は横濱本町六丁目小野善次郎方にて金八千兩先頃紛失したるなりと依之右「ステープ」連累の女一人を召捕尙外國人二人を捕ふべき手續に及ぶと聞けり。

密通・情死未遂——准流十年 (明治五年九月 同上 第十六號)

東京府小石川餌差町住居矢師職鈴木仁右衛門なる者静岡縣貫屬糟市十郎養父當時本所若宮町在住同苗善五郎が妻うたと密通に及び居しが俱に活業の心組を生じ、夫家を脱し常州路へ連立ちしに、彼地も案外の相違にて追々苦困に迫り、亦々歸京せしが悪情の散離せざる緣由にや既に相對死の契約を遂げ六月二十六日の夜本所龜戸村字十間川堤上にて、うたは所持の短刀を以て自殺に及び、其儘没し溺死したり、仁右衛門も此體に驚きしが詮なく引續き入水したるに淺瀬の方へ漂ひ流れ着して召捕はれたり、裁判所に於て追々糺問によりて前件罪科明白たり、右は不埒の義に付准流十年に處せられたり。

妖僧愚民を誑かす (同上)

當五月中優婆塞體の異僧自ら皇族なりとて、天尊行者と稱し奇怪を鳴らし中山道より犬山縣下に來り大に尊敬を受け、亦換稱して伊達行者とつくり、同月下旬美濃國赤坂驛油屋某の家に居留しけるが家内は勿論近傍の參詣は拂曉より夜に徹す、故に彌愚民を誑惑し生身の彌陀佛と誇り錢帛を貪り、善光寺へ發足せしが八月上旬此家に再來せり、信者前日に増し加持祈禱を乞ひ、病痛即治の良法なりとて病者をして水行させしむ、斯て同國養老の瀧の麓なる押越村吉田某の家にて早天より白き幕を張設け説法に及びしが、突然岐阜縣の捕亡吏來り行者を捕縛し、縣廳へ牽き行きたり、即日糺問呵責ありて終に其情實を述たり。元來此異僧は大坂難波新地松野新七倅魚賣新七と云る當申五十二歳なりとぞ、佛を借りて妖妄の言を吐き、衆庶を偽詐し金錢を掠貪するのみなれど愚俗を欺くの罪惡遁るべきの辭なく、禁獄をされしは尤も心地よき事ならずや。

醜男美女を姦淫 (明治五年九月 郵便報知 第十八號)

石見國邇摩郡同市原村の豪農原儀一郎妹ゆみと云へるは今年二八の蕾の花、田野に稀なる艶色なりしが、當七月中隣村の農某の妻は伯母の續合なれば彼家に行き居りしに、折ふし同村醫師西村誠之進なるは今年二十九歳頗る醜男なりふと彼のゆみに眷戀し、人知れず想の丈を口説寄れども、ゆみは絶へて答へせずしてありけるが、同月二十三日伯母の方より暇を告げ歸りの途中、誠之進山道



に待構へ、無慙にもゆみを捕へて深山の中に連行き終に姦淫し、猶も我物にせんとて己が居村一向宗善澤寺へ伴ひ潜伏中たりしが、ゆみの兄儀一郎人を募り、尋來りてゆみを渡すべしと嚴敷争論に及びしに誠之進無念にや思ひけん、抜刀して脅かせしが多勢に協はず、遂にゆみを取戻され其身は縣廳に捕はれしとなん。

一心情慾の迷より終身不義の名を蒙りて遂に父兄をも辱しむるに至る豈悲しからずや。

官金盜難事件 (同上)

元嚴原縣管下豊前國宇佐下毛兩郡辛未租税の内先般小倉縣へ金一萬四千六百五十兩引渡置殘金二千五百五十兩餘可相渡の處此内金千七百兩嚴原町人山城新藏引受米代金の内盜難に逢ひし段申出し趣舊官員稻留千賀衛申立右は如何にも不審の廉々も有之により同人等召捕糺彈せし處、全く千賀衛指圖を受け、盜難に逢ひしと偽りたる旨新藏より白狀に及ぶ、依て猶千賀衛を糺問せしに吟味央にして牢死す、依て前段白狀の次第もあることより猶嚴原舊官員儀司馬太郎義召寄詮議糺問に及びしに是亦旅宿にて自殺せり、尤納金は追て取立る手段には成りしといへども、前件の次第に付自然渡方等遷延可致旨御届に相成たり。

遊興費に窮して放火 (明治五年十月 郵便報知 第二十二號)

新潟縣貫屬士族又五郎忤齋藤五郎七なる者馬醫術修業として陸軍省軍醫寮醫師久保田成美方へ入塾してありしが、不圖新吉原榎本義兵衛抱への遊女小糸に馴染戀慕の情日毎に募り師匠の異見をも不顧屢通ひつめしが其身は浪々同様の身なれば、金子の才覺も成し盡し、猶も痴情に堪へずして去る七月二十一日より同二十四日まで晝夜遊興せしが拂方に差支へ義兵衛方に金子調達まで引留められ進退爰に極りて蒲團の綿をむしり取り有あふ簾を折添えて煙草盆の火を包み、出火を待ちて遁去らんとせしを卽坐に捕はれ、除族の上準流十年の刑に處せられたり。

父養女と姦通す (明治五年十一月 同上 第二十六號)

府下小日向東古川町借店鹽魚渡世永田富藏なる者舊上州の農にて若年の頃より東京に住せり、妻はつは甲州の産なるが去申年中此家に再縁せしに前夫死後娘つねを養育すべき術なきより、夫富藏に懇願し手元へ引取り養女となして成長に及びたり、十六歳の時川越道中大和田驛田中屋方へ奉公に出せしが何故ありてや秩父在へ飯盛女に住込しが、大宮驛の農伊之助なる者馴染なりとて彼方へ貰受られしに程なく離別され其後諸所へ奉公しけれど、身持悪しき故永住ならず、此程富藏方へ歸り居たるが悪性の慾か惡縁の情か、養父富藏が懸戀せしを辭す能はず、姦通に及び遂に衾を同ふするより家内不熟を生じ、妻はつ妬心に堪ず夫の淫行、娘の倫理に背けるを忿怒し終に家出なし事の情



由を官へ訴へたり、爰に於て二人の者糺問の上罪惡を懲し、徒三年の刑に處せられたり。

相撲取の嫉妬 (同上 第三十號)

府下本所若宮町住角力名取川卯之助なる者去庚午八月中下總結城にて角力興行中、崎玉屋某の家に止宿の折柄、同家召仕の女りきと密通に及び、興行を終り誘ひ出し横濱へ連れ行き同所にて興行中、旅籠渡世中村市五郎方に止宿し、歸京の折同所駒形町川越屋某方へ預け置しにりき女淫婦の性質なる故、相州三浦の産卵之藏と姦通に及び、預り先を家出せしにより名取川其行衛を探索せしに卯之藏の伯母つね方に厄介になり同年十二月岡本某方へ妾奉公に住込し由を聞込み、つね方へ掛合におよび多少の金を食ひ取り、其後不法の所業數度ありて、終にりきを竹の流れに沈めんと謀りにりきの自訴により召捕はれ、此程徒二年の刑に處せられ、りき並卯之藏兩人へ密通および苦辛の場合に迫り自訴すと雖も、不束の始末なりとて禁獄七十日に處せられたり。

濱田縣の姦通裁判 (明治六年三月 郵便報知 第四十號)

管下石見國邑知郡湯谷村日雇稼萬平なるもの近村の農某の妻と姦通せしを右萬平の女房りとこれを知り、直に其由を縣廳に訴へければ、糺彈の上姦婦姦夫は刑三年りとは夫を訴へたる科により金七圓五十錢の過料を申付られたり。

魯人の惡事 (明治六年五月 同上 第五十四號)

渡嶋國箱館の人市藏が一奇事を得たるに依り、其始末を略記す。市藏もと開拓の役に従事せん事を欲して、戊辰六月樺太に往き晝夜となく其業に勉勵してありけるが、辛未年に至り故ありて歸國せんと欲し、廳の許しを得て同年八月十七日楠溪を發送し煤谷川に至りし時に潮満ちて船無ければ暫時佇み居りけるに、魯民二三名船を浮べて來り、汝川を渡らんと欲するなれば、我等渡して進ずべし。其料に金一圓を與へよと云ふに市藏諾し既に着岸して後金を與ふる時、魯民等其貯あると看取りて忽ち惡心を發し、強奪せんとす。此時市藏遁るゝ道なくて終に魯民の手に縊殺されぬ、時に年五十四、爾後此事絶て知る者なかりけるが、彼惡漢の眠りに着く時は晝夜の別なく市藏の靈來りて其手足を索きつゝ譴責して云く爾等非道にも我を殺して金を奪ひたり、疾く此事を我皇國へ告知らして其所裁を乞へ、然らずんば我今爾等を縊殺すべしと。爰に惡漢も爲る所を知らず、苦しき月日を送りけるが、靈の怒り益々甚しければ止事を得ず、右の始末を其酋長に出訴してければ、遂に其由開拓使廳へ報知に及べりとぞ。

持 逃 げ (明治六年六月四日 郵便報知)

府下第一大區七小區五郎兵衛町一番地借商村田芳兵衛雇人加藤竹藏なる者齡僅かに十七年二月



なるが兼て家長名代にて、陸軍省御用心得居り、當四月二十日右御役所より御拂ひ金百五十五圓九十錢御渡しに相成しを貧窮の餘り盜心を生じ、途中より持逃致し新吉原揚屋町伊藤きく方より角町貸座敷渡世杉浦いく方へ立越出稼娼妓若式呼揚遊興致し猶同人を誘ひ新富町森田坐芝居を見物し、其他酒食に遣捨て殘金四十六圓八十九錢七厘五毛所持いたし徘徊せし内、御召捕になり、準流十年仰付られたり。

## 多情なる夫婦 (六月十日 同上)

小倉縣より來書の略に云同縣金吉村の某支郷潜む石と云へる里あり、本月上旬一農夫圍女を引連れ隣國豊後の温泉に行き旅亭に於て所持の金幣二十圓を賊に奪はれ、進退殆んど窮し止事を得ず、留守居の婦へ難を告げ、金を送るを請ふ、其妻大に驚き困迫を察し即時に衣類を典に入れ十餘圓を送る、之に依りて漸く旅費を贖ひ歸郷するを得たり。妻難に罹るの狀を問ひ、且慰むる懇ろなり、夫其貞操を感じ羞惡の心起り、遂に獨り脱して憎原山と唱へる山中に潜る豈計らんや、彼婦兼て奸夫ありて家財を奪ふて亡命す。其夫之を聞て愕き山中より歸りしが、變を幸ひに前の圍女を納れて婚をなせり。然るに其夜故妻の親族并に伍家の者ども黨を結び、農夫の家に押入り惡口雜言し、夫を打擲きて死に至んとす。跡にて一村の人々立會検査するに生死計り難く、此由戸長へ告げて指令

を請く、昨今糺問中にし如何て落去に至れるや知る可らずと。實に方今の開明に際り斯る淫惡の談あるは亦怪む可き一事なり。

## 詐 欺 取 財 (同上)

府下第四大區九小區小日向水道町商清兵衛長男 山本 榮助 (二十四歲)

右の者詐欺取財賍金二百九十七圓從たるに依り一等を減じ徒罪三年仰付らる。

右榮助の惡事を詳にするに壬申八月晦日紀州出生當時行かた知れざる山口銚一の發意に同意し本石町一丁目水茶屋渡世小林定吉方の坐鋪を借り受け銚一を殘し置き、同所二丁目時計職金田某方へ罷越し山口縣貫屬村田某召使の由申偽り懷中時計を買求める間品々持參るべしと申置き程なく金銀側時計取交持來るを尙ほまた相當の鎖を取寄せんとて其使に申付立歸るを幸ひ、右品殘らず持携へ其場を逃去り、銚一と同じく横濱へ立越右の時計を佛人某へ賣渡し又は質入など致し、都合金高二百九十七圓なりと嗚呼この少年にして此の如きの盜心あるは縦ひ銚一の發意なくとも必らず死然を得ざるべし。

## 姦 婦 父 と 通 ず (六月十八日 同上)

府下本所柳島にて船乗植村寅次郎の娘にひでと云へる者ありけり、今茲に十四歲になりて顔貌も



醜くからず、此ひで先年より本所吉岡町の鰻屋にて稻荷屋といへるに奉公住なせしが客の饗なしもよしと、然るに此の女性來多姪にして近頃密夫既に兩三名もありて、此の事稻荷屋後見の老人某も知りけるが其の容色にや迷ひけん、年にも耻ぢず、却てひでをとらへ先づ其の兩三夫に姦通するを責めて我意に隨はゞ穩便になさん、若し否と言はゞ其の筋へ訴へんと、ひで黙止難くや、又此の老夫に同寢を諾す茲に於いて密夫の輩に此の事聞へければ、何れも怒りけるが其の中、殊にひでと情を厚ふするもの一策を授け、姪婦に説いて終に鰻店の暇を乞ひ、父家に戻るを得たり因て奸夫姪婦其情欲を恣にせんとす、豈圖らん父寅次郎當時獨り身のまゝ娘の年頃なるに姪慾を起し、終に父子又禽獸の行ひに至れり、故に父はひでの密夫ありしを察知し、固く外行を禁じ沐浴の他は戸外に出さず、依て前の奸夫又望みを失し、更に惡計を慮り寅次郎の他出を覗ひひでに告て云、此の如くにては何時か情を遂るを得ん、しかず父子の事實を區の警視出張所に訴べし然らば上に至當の御處置あらんも終には其の身親類の家に預けらるゝに至らん、其の時こそ又手段あらんと。姪婦其の言に従ひ自訴しければ、事實嚴重鞫問ありて、止むを得ずありし事ども逐一吐露せり。依て父子及び兩三の密夫共裁判所へ牽かれ當時専ら御糺彈中の由、猶其の詳かなるを得る近きにあらん。

夫は夫、妻は妻 (明治六年七月四日 同上)

淺草龜岡町三丁目四十三番地主靴職元杉清吉 (三十一年) 妻むら (二十四年) と同福井町金子清次郎 (十六年) 姦通せし由を清吉より第五大區屯所へ訴出たるより、即ち兩人召捕糺問ありし處、むら申立に夫清吉四ヶ年前より繼母 (三十三年) としと密通し既に當一月五日女子を出産せり、私事近隣へ對し實に面目なく、自宅には居り難き場合に到れるが同月十六日深川不動尊參詣の歸路兼て日々手間職に罷越候淺草福井町金子清次郎方へ立寄しが、同人は實體の者なれば是と夫婦にならば行末心安かるべしと思ひ染め、清次郎を誘ひ柳橋邊料理屋にて兩人差向ひ、酒酌みかわし居し處頻りに戀情差發りしが彼是言ひ出し兼たるにより酒狂に事寄せ同人守袋を貰ひ請け、自分指輪を遣はしなど致したるうち舟にて歸るならば送るべしと申に付、同所河岸より舟を雇ひ舟中にて姦通し其の後兩三日一所に居り、度々姦通せりと、因て和姦律に依り兩人徒罪一年申付られたり。然るに兩人の申立より訴人清吉繼母を姦通せしこと露見して、是亦召捕りになり糺問ありし處、清吉申立つ五年前養父嘉平中風煩ひ中、七日目早朝起出し處、繼母すゑも起出て雙方行當り思はず同人の手を握りしに同人忽ち情を以て誘ひしよりも淫情差發り姦通せしが、其後度々密に通じ居りし内養父嘉平死去し其後すゑ姦娠し、當一月中女子出産せり。然るに妻むら不平を抱き清次郎と密通せしに付訴出たりと、依て清吉むら兩人犯姦律親族相姦附例により準流十年申付られたり。



## 嘘から出た實 (明治六年七月二十日 同上)

湯島天神下町一丁目商磯啓之助なるもの深川西森下町商三右衛門妻ときと姦通し、遂に夫婦となり暮しけるが、預け金證文云々の事よりして發露し、和姦律により共に懲役一年に處せられたる始末は萬延元年四月中とき田村三右衛門方へ嫁し、男女二人女子一人を設け、事故なく暮せしが明治元年中三右衛門磯と親戚同様の交りをなせり。然るに同年三右衛門親戚内に混雜を生ぜしにより、啓之助を掛合人に頼みたる故同人朝暮出入し、ときと懇話なし居りしを見、同人と密通せし事ならんと三右衛門疑心を生じ、種々詰問せしが固より跡形もなきことなれば明了に申分けなし、折節啓之助來りしにより、とき其の嫌疑を受けたるを語りしかば、啓之助怒り高聲にて三右衛門を罵りしが其の場は其儘にて事濟みたり、其後啓之助熟思するに、かく嫌疑を受くるからは、實事を遂げんとて遂にときを挑み小松川邊旅店へ同道し密通に及びたり、後ちとき離縁を三右衛門に乞ひ、啓之助と夫婦になりしが、三右衛門方にて金子預け證文紛失せり。こはとき家出の節持出したるならんと三右衛門訴へにより始末露見せりと。

## 巡邏を袋たゝき (明治六年八月三十一日 同上)

去二十七日午後七時頃深川大島町往還にて一事件を發せり、そは同町一番借店漁師前原金次郎と

云へる者あり。少しく舊習の俠客風を存し、強きを以て衆に誇るの頑夫なれば、是に屬從する同業の若者數十輩あり、同日事ありて金次郎の宅に大勢集合酒宴を催したりしが、金次郎は酒氣充分に發して不圖裸體の儘街頭へ立出たるに折節第六大區一小區の邏卒森本某還り掛り、其體を見て咎めけるに却て不法の雜言を放ちければ、其時用意やあしかりけん、直に屯所に戻り捕繩を懷ろにし再び同所へ來り見るに依然としてイみ居ければ、引立行かんとするに拒み争ひしが、遂に押伏せ縛せんとするとところ家内の者ども此の有様を見認め、聲を擧げて騒ぎける故兼て集合せし者共一同に走出、其中峰吉と云へる者は最も氣早の若者なれば、有合ふ棒にて組伏せ居たる森本某の頭頂を痛く打ちしに悶絶せるをなほも十餘人にて打据へ、頓て川へ投入れんとせしに地主の人々立出押留らる故止まりたり。此の事件忽ち右屯所に通しければ翌二十八日朝金次郎峰吉外十人餘捕縛に就きたりと或人語れり。

或人曰、此暴行殘酷の舉動ある實に惡むべく又怖るべし、然るに聞く、森本某袴羽織を着せしとは至急に臨み服を改め行くの暇なくんば同僚の役服を着たる者を連れ行かば恐らく斯る難には會はざりしならんか、仄かに聞く昨今某殆んど死せりと。當今開明に進むと雖も末だ頑愚の徒所在班居し改令中疑念を抱くもの少なからずと、此の輩若し其の役服に非ずして其の役を稱へば



一時不審を帯び公法を恐れざるにあらざるも、偽名ならんと疑ふより我過ちを顧みずして此暴舉に至らんと計り難し、然して前件亦茲に關するものゝ如しと聞けり、因て贅言を白す。

## 臭 び 喧嘩 兩成敗 (明治六年九月十日 郵便報知)

淺草雲龍山下瓦町に中村座芝居の出方熊次郎と云へる者あり、又同所聖天町同じ座へ出入する吉藏と云ふ者とは兼て懇意なりしが、昨年中吉藏と熊次郎の女房と怪しき風聞起りしより、彼是口舌ありて、彼の女房は熊次郎と縁を切り遂に吉藏と夫婦になりければ、熊次郎は鼻毛を抜かれたる仕方に日頃意恨を含み報ひをせんと思ひ居りしが、去月中のよし薄暮不圖謀計をめぐらせしに其の策下等に出しと見へ、一小器に糞を盛り吉藏の宅を覗きしに折節同人軒先きにイみ居ければ遽しく投付けるに門戸に當り糞汁は散亂しければ其儘其所を走り去れり、吉藏大に憤り直ちに其の返報なさんと又一桶に同じく糞汁を入れ同夜熊次郎の家へ至りしに晚餐もすみ蚊帳に這入り眠に就かんとする頃にて門口より聲を掛くるを吉藏とは心も付かず戸を明けしに忽ち彼一桶を投入れたり、熊次郎狼狽して騒ぎ立ちければ、四隣の者ども何事やらんと馳來り見れば臺所より坐敷まで糞汁流れ散り其の臭穢近付べからず鼻を掩ふて立去り誰ありて其の始末を尋ねんとするものなし、熊次郎は最早此恨を晴さん事他になしと其の儘第五大區十一小區屯所へ走りて訴へければ、兩人共呼出され夫々糺

問ありしが相方とも不束の所爲なりとて各贖罪金若干づつ申付られたりとなり。

## 詐

## 取 (明治六年九月二十三日 郵便報知)

淺草南元町西福寺地中法林寺方寄留新潟縣貫屬士族舒太郎厄介叔父原秀郎と云へる者明治四年九月中出京なし、馬術指南なし居けるが、何分活計に困りたる折柄當二月二十二日兼て懇意なる淺草山谷町賣卜者小林職江なる者仔細は知らず、第六大區警視出張所へ捕へられ、同人妻きく、深く心配の様子にて如何すべくと相談請しより、風と悪心を起し此の舉に乗じ、金子欺き取べくと思ひ、殊に憫然の體に仕成し、自分儀は第六大區警視出張所の者に知人多く事済になる様、周旋すべく就ては右取調方する者へ差向一酌催さするの入費なりと、金五圓詐欺取り、其の後風聞にては容易く事済にも成るべくやに付、其の由きくへ語りしに、殊の外歡び居けるに同二十八日職江儀構なき旨にて町用掛へ引渡され、厚く禮謝しければ、秀郎は至極の好機會なりと猶も惡念増長し、畢竟自分盡力にて無事に濟たり、就ては右掛り役人兩人へ、尙謝禮の入金と偽り、金五十圓欺取り兩度の合金五十五圓残らず活計の諸雜費に遣ひ捨たるよしにて、今般除族の上懲役一年申付られたり。

## 空 米 取 引 處 刑 (明治六年十月二十七日 東京日々新聞)

第五百拾三號に大阪堂島米相場騰貴に付府廳より尋問云々を掲載せしが、既に今般左の通り御處



分ありたりと、抑空米相場まいそらばの如きは唯其の唱への異なるのみ、實は賭博に異ならざれば今此の御處斷なる實じたうに至當の事と云はん歟、我が内國米油の商賈も亦豈是を鑑みざるべけんや。

明治六年十月二十一日申渡

大阪府下北大組第十三區堂島濱通一丁目 米油會社頭取兼總區長

磯野 小 右衛門 外三人

夫方共儀空米商くうまいちかヒノ儀ニ就テハ、兼テ御布令ノ趣モ有之候處當十月限攝津米賣買合高百五拾萬石餘ノ取引ニ及ビ候、一時景氣ニ乗ジ候場合モ可有レ之トハ乍申會社藏入其外トモ現米百萬石餘ナラデハ確タル目的モ無之處銘々ニ於テモ賣方ノ取引ニ有之候トテ、相場格外ノ騰貴ニ至候テハ買方ヨリ敷金等ニ追ヒ倒サレ候ハ必然ノ勢ニ付右體非常ノ石數ヲ賣立候次第ニ至リ、終テ兼テノ御布令ニ相戻リ候ノミナラズ、米商共一般ノ惑亂ヲ醸シ成候段頭取ノ職掌難相立右科不應爲律ニ依リ、懲役七十日ノ贖罪金磯野小右衛門ハ總區長ノ儀ニ付、等外吏ニ準ジ十圓五十錢齋柏新助外二人ハ五圓二十五錢宛申付ル

東大組第九區内平野町二丁目米油會社頭取 殿村 平右衛門 外一人

其方共儀、米油會社事務取扱方ノ儀ハ、其筋伺ノ上總テ手代共へ代勤致サセ置候儀トハ乍申同人

共ノ不束ふつんかヨリ、當十月限攝津米賣買非常ノ石數、空米ヲ以テ取引ニ及ビ候段、兼テノ御布令ニ相戻リ候ノミナラズ、米商共一般ノ惑亂ヲ醸シ成候次第、兩人トモ心付方、等閑ノ至ニ付屹度叱リ置ク。

北大組第十三區堂島濱通一丁目 米商 松本 鐵次郎 外三十六人

其方共儀空米商ヒノ儀ニ就テハ、兼テ御布令ノ趣モ有之候處、當十月限、攝津米賣立方非常ノ石數ニ立嵩ミ候段、一時景氣ニ乗ジ候場合モ可有之トハ乍申、相場格外ノ騰貴ニ至候テハ買方ヨリ敷金等ニ追倒サレ候ハ眼前ノ勢ヒニ有之候トテ、確ト目的モコレナキ石數安リニ賣立候段、兼テノ御布令ニ相戻リ候仕業、右科違令律ニ依リ懲役四十日ノ贖罪、金川勝太兵衛ハ戸長ノ儀ニ付、等外吏ニ準ジ六圓、其外ノ者共ハ三圓宛申付ル。

東大組第十一區高麗橋詰町 米商 中島 定次郎 外八十人

其方共儀空米商ヒノ儀ニ就テハ、兼テ御布令ノ趣モ有之候處、當十月限攝津米買付方非常ノ石數ニ立嵩ミ候段、一時景氣ニ乗ジ候場合モ有之トハ乍申、相場格外ノ下落ニ至候テハ、賣方ヨリ敷金等ニ追ヒ倒サレ候ハ、眼前ノ勢ヒニ有之トテ確ト目的モコレナキ石數、安リニ買募リ候段兼テノ御布令ニ相戻リ候仕業、右科違令律ニ依リ、懲役四十日ノ贖罪金三圓宛申付ル。



## 親子相姦するの件 (明治六年十月三十日、東京日日新聞)

世に紊るべからざる者は倫理なり。動もすれば、此界を誤つ者尠からざる中に、人にして、禽獸に等しき者ありし一報を得たり。府下本所柳島町七番地借店植村虎次郎なる者、本年四十四年一月、當二月來發病の處、追々快氣に赴くとは雖、時として前後を忘るゝ事あり。然るに三月九日の夜、其妻杉入湯に至りし留守、娘秀と一間に臥居たりしが、はからず春情發し、是に至つて前後を忘却やなしけん、秀を屢々挑みたり、秀はじめは肯ぜざりしも、親の意に背かん事を懼れ道ならざるとしりつゝ、遂に鴛鴦の褥を俱にせり、然れ共自ら不義に恥、再度挑れんを患ひ、外櫻田久保町西潮亭と云る割烹家へ雇はれ、此難を避んとせしも、虎次郎病症差重るの故を以、看病の爲宿へ呼置しが、五月上旬又々姦通に及び、其後引續き病氣重り活什立難きに付、秀をして妾に差遣はさんとせしも秀是を肯ぜず、遂に此事公裁を仰げるに至り、御吟味の末前顯發覺し、終身懲役申付らるべき處、吟味中病死爲し、娘秀人倫を失する科に依り、終身懲役申付らるべき處、幼年に付收贖金三十五圓申付られたり。

嗟呼悖倫なる哉虎次郎、惘然なる哉此少婦、潔ならんとせば不幸となり、不幸ならざらんとせば、不潔不倫の甚敷に至る。惜哉少婦其始め肯ぜざりし心を以て親を諫め、尙得心せざれば家を

脱し、親戚に寄り遂に身を清くせば、假令親の意に反する共孝操其全きを得べき也。

## 高島嘉右衛門入牢 (明治六年十一月二日、東京日日新聞)

近來横濱にて高名なる、高島嘉右衛門なる者、十月三十日神奈川縣裁判所にて御調の上、入牢申付られし由、其罪狀の如何はしらずと雖も、必ずさしたる悪事にてはあるまじ、此人は因より狡猾の聞えありしかど、近頃多く善良の人に交り、洪太の功業を立たるより自然に君子の風に移れり、會て朝廷より御褒賞を賜りし事もあり、然れ共又之を妨ぐる者あれば、茲に至つて名を汚し徳を損するは遺憾の事ならずや。

## 演劇より情死を誘引 (同上 十一月九日)

筑摩縣下信濃國筑摩郡今村農伊藤彌五郎なる者、村社祭禮にて芝居興行あるを見物に至りしに同村松田喜三郎妻千代なる者も同じく、之を見物せしが狂言例の淫睦を仕組、其濡場の甚敷に感じけん千代眼を以情を誘引ば彌五郎腮以之を諾ひ、其歸途或辻堂の扉を開き、遂に不慮の門に入り初しより、其後屢々なりしを野末の尾花穂に出て、隔の垣の越難きを恨み、此世は假の修場抔と彼の淨瑠璃の文句を信じ、同郡石堅村續きの野にて、先に千代の胸を突後彌五郎屠腹して相果たりとぞ。

従前演劇謡曲の如きは多く淫奔の媒酌となる者多くして其弊遂に本文の如きに至る、是有志の



痛嘆する處なりしが、座元森田勘彌作者河竹新七なる者此弊風を一變せん事を欲すれども、俳優等兎角、門地を争ひ舊習を墨守し、目下の形勢に着眼なす者稀なり、是を以徒らに時日を送りしが、今度東京新聞と題し、婦幼をして閑智の向に處すべき演劇を仕組む、是又注意の一端ならん歟。

## 主婦僕従と姦通の事 (同上 十一月十三日)

司法中檢部山田直失が妻松尾は、其身二十六歳餘にして、本年二十歳餘の舊従僕尾州産井村長國と姦通せり、此婦十四にて直失に嫁し、十三年の久を経たり僕長國は心優しき性故、自然馴染も深く、病中の看護も、等閑ならぬを感ぜしに、其後暇遣し當一月八日再び上京しけるにいつしか終に姦通に及び一日夫の留守に、一間に寢居しに直失歸宅し、深く疑ひを受け其上おのれの名にて長國へ狀を出す様子等かたがた心にかゝる事多く、夫の景色もおのづと荒々しかりしに五月の末長國又もや歸國せしが、六月下旬又上京せしを、下女きんより彼の宿所は麴町六丁目八百屋倉吉なる事をきゝ尋ね至り、此頃の事を咄しけるに長國は舊主の恩義、今さら有まじき事と以後の面會もなすまじと斷り聞えしに姦婦は聞入れず、泣きつ威しつ挑みしより、猶も男の心をひかんと共に立のき呉る様にありしに、迎も生活の途もなき趣を語れば、さらば直失を毒殺して後やすく添遂べしと兼て

用意やありけん、長國懷中より茶に鼠色帯びたる粉薬様の物を示しけるに、もし此薬に効驗なくば其時は天運とあきらむべしと示し合せて別れしに、元より男の心を試す爲なれば、其薬は歸途一ツ橋御門外にて打捨たり、夫より同月二十九日夫直失病氣なりしが、抑て出勤せしが何分氣分よからず、退出後男の調合せし薬をその枕元にて煎じのませしに、忽然吐を催し苦みければ、翌日兼て小兒のかゝり居る、大侍醫岩佐氏の越されしにより診察を進めしがさしたる事ならぬ由、同人申に任せしに、見知らぬ人の來り下女きん伯母病氣につき暫時の暇を乞ければ、遣したるに無程下女立歸りかの人は長國よりの使の趣申きければ、後刻入湯の時逢べしと約し置、同人へ出會し先日の薬相用ひ、發病せる趣に偽り、今一度薬遣すべし若も遣しなば、病氣を幸ひに用ひんとも心惑ひせしが、七月二日夫の寢入る隙を伺ひ、彼の男に送るふみを認め居彼是いかゞせんと、思案の折から直失目ざまし我破と起上りそのふみを奪ひとられ、其儘何方へか出たりければ所詮その書面を見らるゝ上はとても叶はぬ事、彼者も八百屋の方に在りては危しと、翌三日郵便にて事柄をいひ遣したりしが遂に召捕れ、今般處刑に相成り各律に照し懲役一年申付られたり。

## 冷酷無慘の戸長 (明治六年十一月十二日 郵便報知)

常陸國鹿島郡田崎村に、九月八日頃農事日雇體の男來り、生國栃木縣管下野國の研師某なり、



近頃脱刀の折柄疲弊に迫れり、何卒扶助し給はれと頼みそこゝ雇はるゝ中、不圖病氣付き追々差重りしかば、村の者打集り彼の者死せば、用費も難儀なりと戸長田崎佐金次と相策り、寄留人源左衛門と云るに荷擔して地先へ送り出さんと強談に及びしに、此者連日の雨天に道も悪しければ答の遅かりしを叱り罵り、面上を打しかばこの勢に恐懼せり、舊番非人をして九月二十二日夜持籠に乗せ道程一里を過ぎ、鹿島道に打捨て歸りしこそ是非もなき、其夜大風烈敷事近來稀なれば、源右衛門歸宅の後、倩不便の思を起し、翌二十三日朝風雨未だ止ざるに握り飯一ツ携へ行けるに、彼者は早死去せしかば、悲愴して地續き上荒地村戸長米川市兵衛へ斯くと告しかば、直に田崎村に至り掛合に及、正副戸長一同悲歎して何卒上荒地村にて死人は行倒れの積りにして、御檢使を願ひ事濟し上は失費は田崎村にて差出す筈に爾談終り、米川市兵衛方より新治縣へ訴へに及び既に官吏出張の所へ源右衛門途中再訴に及び遂一言上せしかば、田崎上荒地兩村戸長并下野國眞岡宿とも調中の由なり。

## 常陸國鹿島郡波上驛

郵便取扱人 槐 平 右 衛 門 白

方今教化を普く志一夫も其所を得ざる者なきに歸せしめんとの聖旨擴及するの秋にあたり、

偶蠻奴にひとしき者ありて、暴酷の所爲に及ぶと聞く、特り源右衛門のことならず、誰かこれを憎まざる者あらんや、蓋し亦田疇載ある時に當りて、秧田莠艸の露はるゝ奇なりと云ふべし。

## 喪中に僧と通ず (明治六年十一月十五日 郵便報知)

第十一大區三小區萩田日蓮宗上妙寺住職最上日孝事、同所入江藤右衛門養父榮次郎當四月二十八日病死し、上妙寺地内へ埋葬事あり孀婦たね日々墓參の節は立寄懇意に、成同五月十二日下谷摩利支天へ同道參詣の途中たねより頻りに戀情申掛られしに、榮次郎墓の土も未だ乾かざれば忌明にも至りなば、枕席を共にすべしと申諭せしにたね聞入れず、仍て根津八重垣町貸座敷上州屋へ相越し遂に本懷を遂げ、夫より度々相通じ、同六月三十日夜たねを一泊せしめし處、同夜寺に寄留せしむる越後國岩舟郡村上大町商瀧澤藤兵衛は、またたね留守宅へ相越同人娘なかと密通せしなり、然るを藤右衛門繼母たねは喪中の折柄、日孝と密通の風聞心痛し妹なかも亦、藤兵衛と密通せる趣聞及びしかば、先なかへ異見差加へんと呼寄けるに來らざれば、繼母別宅へ行向ひし處、却てたねより高聲に罵られ、立腹の餘りたねの手足を縛し置、其筋へ訴出し由、然る處同十一月十三日御憲斷に處せられ、藤右衛門繼母の手足を縛する、固より容さざる處と雖も、即時告訴するを以て、自首に準じ、罪を免し其二等親の犯姦を告るを以て、干名犯義律に依り懲役九十日、たねは夫の喪に居る



身分にて日孝と度々姦通致す科犯姦律に依り懲役一ケ年、日孝はたねの夫の喪中を辨へながら、同人と姦通致す科居喪犯姦律に依り、奪職の上懲役一ケ年申付られたり。

大坂にて盗を釣りし談 (明治六年十一月十六日 東京日日新聞)

先月二十一日大坂本町三丁目高田新助といふ者、舶來反物三包を小車に載て土佐堀二丁目山城屋方まで送り遣はせし途中、人込みの中にて不斗その反物一包を盗み取られたり、されども探査すべき手段もなければ、其日は空しく歸りしが、奈にも憎き小盗かな、此程處々にかゝる事ありときくは皆此奴なるべし、好々すべき様こそあれとて、翌二十二日朝、古紙にて舶來反物の形を五ツ計こしらへ、小車に積みて又土佐堀の方へ押し行き、常安橋の南詰を西へ入る所にて船へ積み入れる體にて車は道旁にさしおき、新助は川端へ下り行き、傭人庄五郎は物陰に立より居たるに、忽ち一人ありて、車の旁に立止り、左右を顧て速に彼の一包を取り、小脇に挟んで西方に逃去らんとする所を庄五郎躍出で、其手を捕へて引き倒す處へ、新助走り來りて是を擒にし、取締所へ差出し吟味せし所攝州西成郡會根村前田安藏といふ者にて、仲脊を業とする小民なり、昨日盗みしもやはり此鼠賊が所爲也と云。

仲脊は荷物を陸上げするに、船より藏までの仲を人馬の脊にて運ぶの儀なり、東京にて小揚げ

トシテ。

紙幣見本の盜難 (明治六年十一月二十日郵便報知)

第三百八十六號 使府縣

本年八月第三百四號布告第一國立銀行發行紙幣見本として下渡候内、岐阜縣下石津郡高須町に掲示の分別記の通當十月十六日何者とも不知盜去り候段、同縣より届出候條各地方官に於て、嚴密遂探索右品見當り候はゞ大藏省へ可申出此旨相達候事。

明治三年十一月十七日

右大臣 岩 倉 具 視

別記紛失銀行紙幣種類内譯

- 第一國立銀行紙幣 A575. 子五百七十五號 一枚
- 一、二拾圓 A585. 子五百八十五號 同
- A1544. 子千五百四十四號 同
- 一、拾圓 A1551. 子千五百五十一號 同
- A2517. 子二千五百十七號 同
- 一、五圓 A2524. 子二千五百二十四號 同
- A3489. 子三千四百八十九號 一枚

明治初期の犯罪



一、一圓 A3494. 子三千四百九十四號 一枚 A4457. 子四千四百五十七號 一枚

一、一圓 A4462. 子四千四百六十二號 同

但表裏面に見本の朱印捺押有之候

取次しも大逆を犯す件 (明治六十一年十二月二十二日東京日日新聞)

人命律殺死姦條其妻姦に因り同謀して、本夫を殺す者、梟示、居喪犯姦は輕し論ぜず、これ新治縣下常陸國鹿島郡上幡木村農亡茂左衛門が妻、取次しもが罪案なり、抑このしもなる者は、夫ある身にて去る明治四年十一月十四日の夜、兼て相おもふ同村農菅谷松藏と、折しも主の留守を幸ひ、日頃の戀情を語合ひ、遂に道ならぬ契りを結び、其後密會度かさなり、夫を捨て松藏と夫婦たらんと欲したりしに、今年二月初め、茂左その情況を察し、二度まで嚴敷き打擲に及びしかば所詮この上は夫を無きものにし、松藏と末長く同穴の契をせんと、遂に兩人申合せ其隙を伺ひ居たり、三月二十一日茂左が他出の途中に埋伏して殺さんと計りしも、其日は事ならず、翌日も不快ゆる茂左をすゝめ、志崎村醫師新堀玄道方まで藥取りに遣はしたる跡へ松藏來れば示し合せ、松藏は一ト先歸宅し、鐵砲玉藥等を携へ來りければ、共々立出しもは村内字向地井戸の邊に忍び居、松藏は二十間程進み出て、茂左が歸宅を待居たり、時は四月一日午後第七時なり、彼が携へし提燈を目的に發

砲し、其まゝ跡をくらし、銘々歸宅なして臥し居りしに同八時頃組合中佐藤新三郎といふ者、茂左衛門が不慮の災難に罹り苦痛の體なりと知らせ來れば、伴り驚き其所に駈行種々介抱醫師兩三人招き、猶も親類等相談の上、自宅へ引とり療治を加しに、翌二日遂にその疵にて死去せり、検屍も事済しに、喪中は組合親類交番泊り世話せし内、彼の新三郎が戀慕に靡き、聞さびしくて喪に居る中、又もや新三郎とも姦淫せり、嗚呼奸夫淫婦始より本夫を殺すの意なしと雖も、不義の歡會に魂とられ自在を得ざるより末遂にかゝる没倫の所行あり、本月二日霜は梟示松藏は斬に處せらる霜今年二十四年十月、松藏二十年三月となり、世上人の妻たるもの以て履霜の戒となすべし。

「カタリ」の話 (同上 十一月三十日)

世にカタリと名付る者あり、いつはりて人をだまし財物をあざむき取るを業となす、其術近來に至りて段々上手になり、甚しきに至りては、詐て官員と稱し、公然と村吏戸長を誑し大金を奪ひとりしもあり、其ほか人を驚かして取るあり、似せ手紙を以てだますもあり、されども大方は古來より有來りの法にて途中にて拾ひ物をして、三人わけにするの手段など多し、爰に又妙なるカタリあり、一昨年事なりしが、千住驛の蠟燭屋藤兵衛といふ者方へふと買物に來りし女あり、其の懷中に鹽釜明神のお札ありしを藤兵衛元來、此神を信心する故これを見て、其のわけを問ふに其女こ



れより奥州鹽釜の明神へ參詣するなりと云、藤兵衛お札一枚をもらひうけ、且燈明油料として金一分を此女に託して奉納す、其後なんの音信も無かりしに、今年四月三日僕をつれたる僧一人恭々しく藤兵衛方に來りて申には、我は奥州鹽釜明神の神職なり、此度通行の序ながら立よりたる時、一昨年參詣の女に託して奉納せられし油料の受取書を渡さん爲なりとて、書付とお札を出しけるに藤兵衛ありがたく是を頂戴しけるが、又その僧の申には幸に今年は鹽釜明神の大祭禮あり、其節は家内安全商買繁榮の祈禱を爲すに付き、東京其外の信心者にすゝめんか爲に此度遙々出張せり、貴殿の信心ふかきは已に知る處なれば、此箱を進上致す間ひそかに此内へ金子を入れ堅く封して人に知らせぬ様にして、神棚に置き朝夕祈念すれば、家内和合して商買利潤あり、自然と富貴になることうたがひなしと云に、藤兵衛もとより唯慾心ふかき愚人なれば、大に是に迷はされ、たくわへの金五十圓を出しけるに其僧直に眼前にて是を其箱の内に入れ、何か咒文を唱へて、藤兵衛に渡し直に其場にて釘を打しむ、依て神棚に安置して祈禱して出歸れり、其後藤兵衛が妻これを見て甚あやしき事に思ひ、かの箱を開きて見るに金札は勿論、なに一ツもなし藤兵衛もしばし惘然としてあきれ果たるが、又憤然として怒るといへども如何んとも詮方なし、遂に憤然として官に訴へたりしが、此頃かのカタリの僧めしとられしにや、今月二十四日官より御沙汰ありて藤兵衛を呼出し、前の始

末を再度おたすねありたりとぞ、是等の類處々にあるは學問の開けず、教法の立ざるを見るに足る誠に國家の爲に歎息する處なり、夫れ眞の學問行なはれ、眞の教法を立つ時は、人々みな學者にならずとも人々みな教法を信ぜずとも、世上一般自然に文明開化になりて男女老少とも、天地萬物の道理の正しき筋の話しより外は云者もなく、信ずる人もなし、怪しき幽靈ばけもの咄しは只たはむれの昔し話とするのみ、是れ物の道理明らかに開けて、女どもにもわかる故なり、今の世の信心といふ事は我々が同輩たる同じ人間のこしらへたる、木や石又は金物土などの人形あるひは、紙絹などに書きたる人形、または紙に書き、石にほりたる名前を神佛と號けて禮拜し、又は昔しの人の死骸を埋めたる墓をおがみ、是に對して種々の慾心を祈つて祈禱する事、あまり智恵なき業にて迷ひの甚しき物なり、眞の教法立つ時は此等の迷ひある事なし、然に神體佛像は人間作りたる物なれども開眼すれば神佛の精靈、これに入るなど更に少しの物理をも知らぬ愚人ども多きは、實に歎息すべし、其開眼するも又我々が仲間と同じ人間なり、人間の身分にて争でか神佛と云者の精靈をさしづする事を得べけんや、夫れよりは人々自分にてこしらへたるいきた人形を、我々が仲間なる同じ人間のこしらへたる學校へ入れて開眼すれば、其利益ある事うたがひなし。

土藏破りは戸長 (明治六年十二月七日 郵便報知)



和歌山縣下第一大區二の小區商平松絶左工門なる者宅へ、去年十月八日夜賊忍び入、土藏を切破り、錢五千八百貫文盜み取られたり、又同區商森半右衛門なる者宅へ當六月七日夜土藏の風穴切抜き忍び入保字判百枚政字判五十枚、二步判二百五十圓、壹步銀五十圓、圓銀百圓盜取られし段、各訴へ出るに付縣官探偵の者百方搜索すると雖も、殆んど其事跡を見るに由なき所、去月十六日同區角田啓助と云者所持土藏の裏手切破りかけあり、其穴に新らしき庖丁二挺、錐二本、のみ二挺隠し置あるを見出せし段届けしかば、其節にて右の器械を検査せられしに、其柄に金物屋某の小印あり、依て探偵の者、其原因を糺し、買主の人相等粗知れば、右器械隠し置ある上は、必ず取りに来るべしとて、其穴へ印しを附置しに日ならずして、其印しに手の觸れし跡あり、且其藏の脇水道に足駄の踏跡あるを見出し、即ち其模様を察するに屋根傳ひか、或は其家の脇細溝より來りしが、外に忍び入べき所なく、然るに屋根傳ひとも見へず、又細溝には蜘蛛の巢あり、故に水道の左右所々戸障子へ注目せしに、旅館大川源助なる者裏座敷の欄杆に泥の附し所ありければ、爰に疑問を生じ直ちに捕亡吏等出張して、同家の族人残らず取調になりしに、一人不審の筋あり、且兼て調べ置きし人相にも彷彿たるを以て、かの庖丁賣りし者を呼寄せて、透見なさしめしに八九分まで相違あるまじと云ふに隨ひ、直に捕縛詰問せし處、果して前件兩家へ忍び入、大金を盜取りし始末白狀に及び

たり、此者京都問屋町五條下ル、町戸長にて唐紙商ひ、福井安兵衛と云ふ旅客なりし、嗟、此賊都下に一家を構へ商賣の産業ありながら、かゝる大盜を爲すは惡むべきの甚しきにあらずや、久しく旅店に寓し、お客さんと稱せられ晝は恬然豪賈の風を飾り、更に嫌疑のなき様なれども終に捕縛に就しは、是全く天網疎にして漏さざる所、且捕亡吏等が盡力搜索の能く行届きし故ならんといへり。

## 兇賊二名を傷く (明治六年十二月十六日 郵便報知)

去る十二日午前九時頃本町二丁目九番地水油小間物渡世吉野平次郎なる者、常の如く見世内にて本日賣溜めの金錢を勘定なし居ける折柄、突然表の潜障子を明けるや否、士族體の者一人駈け上り平次郎の肩先を押へ、短刀を閃かし金を渡せと感したり、平次郎は驚きながら、左右の手にて短刀持つ手に縫りしかば、突倒されて危くも盗人いりぬと聲立けるに、家内の者共駈寄りしが刃物に勢ひ敵し難くて、一同奥へと逃込むうち有合ふ金高三十圓四十七錢五厘を奪ふて、直ちに逃出たり、此時召仕の幸次郎なる者、洗湯より立歸り家内の騒ぎに驚きて聲立てければ、兼て小蔭に同類ならんイみ居たる一人の賊が、忽ち彼れの脇腹に抜刀突掛け、疵負はせり、折節近所に居合せし挽車夫柴田熊吉は早くも聲を聞付けて、内より賊の逃出を跡逐駈けて捕へしに、一人の賊が後ろより刀打



振り走せよつて脇腹少しく刺されしかば、車夫も空手にて當り兼ね猶豫うちに二賊とも闇夜に紛れ  
逃失せけり、嗚呼熊吉の義氣感心すべし、惜らくは身寸鐵なきをいかんせん、憾むらくは戸主の注  
意嚴ならざるに似たるあるを、されば一賊の言語容貌東京人の風にして、革色の紋付羽織を着した  
りと云ふ。

夫を毒殺せんとす (明治七年一月二十五日 郵便報知)

熊谷縣管下上野國甘樂縣丹生村の農、友見三郎平方に先頃より夫婦して傭はるゝ者あり、其は越  
中國居水郡相掛村の農にして、文右衛門と云ひ、妻をはると呼ぶ、されば此傭ひ夫婦近き頃より殊  
に睦まじからず、言争ふこと多かりしが、本月七日の夜、夫文右衛門他より歸りて夕食を食しける  
に忽ち苦痛を生じ、煩悶甚しかりければ、雇主三郎平の妻ころなる者驚きて、はると供々介抱せし  
が、不圖彼が怪しき病苦の狀を疑ひて、食餌の様子を尋ねるに、はるの答への曖昧なる故窃に獨り  
臺所の飯器等を改め見しに、汁鍋の底に砂の如きもの少しく残れるを見出し、是こそ審かしたはる  
を呼出し、喝しすかして詰問せしかば、終に蔽ひ切れず、白狀するに至りたり、其は近頃越中國居  
水郡寺塚原村の小林源吉と云ふ者、甘樂郡邊を徘徊せしが圖らず、彼と密通し深く後來を約束せし  
かば、本夫文右衛門に離縁せんことを言に託して争となり且屢乞ふと雖も諾せざれば、爰に始めて

悪謀を生じ、同村内にて蠅取藥一貼を買求め、今夕味噌汁に混じて喰はしめたりと云ふ、こゝろ其詳  
細を聞て驚き、はるを遁さぬ氣配なし夫の同夜他出より歸るや否や直に語りしかば、三郎平より逐  
一其筋へ訴へしに付、はるは直に檢事局へ率かれたり、却説密夫小林源吉は、既に去十二月二十八  
日の夜甘樂郡一の宮町にて遊興の末家内の透を窺ひ、藝妓の衣類を掠め逃去りしに富丘町にて捕縛  
せられたりしが、こゝに至り又此姦通の罪狀發覺せしかば、昨今嚴に猶糺彈中なりといふ。

夫 婦 殺 し (明治七年二月二十七日 郵便報知)

新治縣下總國下小堀村増田傳左衛門なる者、年齢四十五歳三ヶ月なるが、同村の農宮崎佐兵衛妻  
すてなる者と去る元治二丑年七月中より密通なし、姦婦より巨多の金を欺き取り、且つ本夫よりも  
廿圓餘借金ありしが、近頃姦通の過を悔ひし體にしなし本夫に告げ然してすては他に姦夫出來戀情  
次第に深く前の姦夫に殆ど拒絶の景況なりしかば、傳右衛門之を大に憤り、尙も犯姦發覺を恐れ、  
本月二十五日午後十二時頃、本夫佐兵衛用ありて他に出しを途中に待受け、出刃庖丁を以て散々に切  
殺し直に同人の宅に至り、戸外より聲かけ姦婦を呼出し、同家裏口に於て忽ち之を切り殺し彼の出刃  
庖丁は本夫死體の傍に差置き、自殺の體にしなし、自宅に立歸り妻とめなる者に云ひ付け、衣類を  
着換ゆるに兼て着せし衣類悉く血に染みたるを妻とめ見受けて大に驚き、如何せしやと尋ねるに夫



傳左衛門曰く、佐兵衛夫婦を切害せり、必ず他言をなす間敷と口留めして知らぬ體にて居りしが、其區の受持佐原村新治裁判所檢事出張所にて、早くも之を探偵し、十四等出仕松野某一等速捕部島村某なる者、出張し姦夫傳左衛門直に捕獲せられ、去る十七日新治へ差送られしとなり。

人妻の身で情夫三名を持つ (明治七年三月十四日 郵便報知)

埼玉縣管下第二十三區領家村農田中友三郎妻とよ、本年三十九歳にして、一男一女あり、賤婦に稀なる容貌にて、艶姿美麗近邑に冠たり、然れども其性質多淫なり、良人客歳七月より區内川口町へ商法にて寄留しけるが、今茲一月二十日午後十時過歸宅するに戸を閉たり、屢叩けども敢て應ぜず、因て家裏の戸を押開き入れば、豈計らんや我が妻は同村高音寺住職某と双枕して臥せり友三郎之を憤然として赫怒し、忽ち二人を縛しければ、二人啼叫し其騒動四隣に達す、隣人集合なし之を周旋して一時事濟たりしが、本月十二日逮部附屬の此姦婦を捕縛なしたり、官吏鞠問し汝が悪業鏡に向ふが如く詳細なり、悉く首服すべしとあれば、彼女僧の外姦夫尙二名あるを白狀し、終に姦夫三人姦婦とも各懲役壹年の處刑になりたり、此の如き數人に姦通し良人を辱かしむる者、幾許ある嗚呼七人の子あるも、女に心を許すべからざるの語あるも、不可なりといふべからず、江湖の婦女慎ますんばあるべからず。

## 強 盜 頻 々 (明治七年三月十七日 郵便報知)

去る十三日夜九時頃第一大區十三小區元柳町十三番地、借店日雇稼穡田彌兵衛用向ありて、近所へ行き間もなく歸宅せしに、表の戸締り開放しありければ、家内を改めしに衣類其外とも二十八品紛失したり、又同小區橋町一丁目四番、借地吳服太物渡世江口久藏なる者、同夜午前二時頃不圖便所へ起出しに裏口の戸締り開きてありければ、不審に思ひ、座敷内を取調し處衣類十品紛失せり、こは何れも竊盜の所爲に疑ひなしとて、訴へ出たる由なりしが、去十四日午後八時頃にも第一大區十三小區通鹽町十一番地、田部井嘉平方へ表の入口より黒頭中に面體を覆ひ、黒の鳶合羽を着せし二賊拔刀を振つて押込み、店の者共驚いて逃退く間に小箆筒の引出しに入ありし金貨紙幣取交五百圓程奪ひ取、逃去しといふ、是は悉な同小區内にして兩日間に斯く屢盜難あるは惘然の事なり、方今巡查の保護厚しと雖も、動もすれば凶漢其靴響の間隙を窺ひ、路頭に却掠し肆店に強盜すること猶此の如くなれば、甲某の云く巡查の巡邏一層繁多ならんには、恐らくは暴賊も手を下すに間なく且悉く縛に就き、殆ど其惡類を絶つに至らんと又、某の云らく不可なり假令數百の巡查尙増員ありて時々巡回せらるゝとも、賊徒瞬間に出没して其惡を逞ふす、保護嚴密加ふるありとも當今戸鎖さずして、安眠するの世に非ず、如かず毎戸に用心あらんにはと丙某二子の言を聞き、笑て云ふ巡查



の一層嚴なるも希ふ處毎戸に注意も密なるを要するなり、兩説合て盜難漸く避るを得べしと。聞けるが儘に贅論も聊か爰に因みあれば、記して世間の人々に用心あれと告るになん。

下女放火す (明治七年三月十八日 郵便報知)

余去る十四日午後二時頃、小石川へ行く途中、本郷眞砂町にて人の群集する中に七八歳の幼兒を捕へて巡査の連れ行を見る、傍人の云ふ、今此の家屋接比の間地僅か五寸計りもある所へ彼の小僧の半身を入れ、手を伸ばし何事かなす體に風と心付き檐先に居合せしもの怪しみて、近寄り見るに其間より火焰の上るに驚き、直に聲を掛け一同駈寄て撲消し、彼れを捕へて糺問するに只泣叫び御免〜といふのみにて子細知れず、懷中を改めしに早附木三宮を持てり、何れの者たるを言はずと其後屯所にて如何の糺問あるやを知らずと雖も、必ず一時の戲事に出るに非ず、外に賊ありて無智の幼兒を欺き、火災の雜沓に紛れ盜を爲さんと謀るものか。近時報鐘を聞く、多く放火なるよし祝融氏の災ひ恐るべく、人民の不幸之より甚しきなし、仰望らくは警視嚴に賊巢を掃盡して斯る患害ならんことを。

赤羽橋邊に寓する川上浮鳶

○斬罪に處せらる

(明治七年六月六日同上)

當社新聞第二百九十四號に掲げし如く、本郷弓町一丁目中村氏の下婢きん(十六年四月)竹内八

十吉なる者と密通をなし、固く夫婦の契約をなしけるが、八十吉の旅行せしを聞き、跡を慕ひ走らんとし路用の金なきを以て盜心を生じ、主家に放火して雜沓に紛れ、金數十圓を盜み其事忽ちに發覺して昨五日斬罪に處せられしとぞ。

偽邏卒處刑 (明治七年四月六日 郵便報知)

東京第五大區十三小區淺草今戸町五十八番地

借店商 市 川 丑 松

其方儀竊盜の科に依り所刑相成身分にて猶行衛不知鈴木敬次郎と、巡査と偽り金子可欺取旨申合せ手段にて所持の惡札を往來小年者に頼み、兩替渡世金田吉兵衛方へ差遣す處、素より惡札にて兩替相斷るに依り、夜に入兼て買調置マンテル、ズボン等を着し繩棒をも携へ巡査の體に仕成し尤敬次郎は着類不相調同道の途中不料同人とは相別れ、一人立五大區巡査と偽り、小泉喜三郎方へ相越前書金田吉兵衛方へ案内爲致贗札行使の儀に付、調筋有之當日取引の金錢持參、屯所へ可罷出申偽り同人悴定兵衛を縛し、引連れる途中實は金子入用に付、借受度旨申聞る處同人逃出すに付、追掛け懷中の金子五十四圓餘奪ひ猶島野友八外一人方にても同様の手段を以、金子可欺取と致す段右科不持凶器強盜律に依り懲役終身申付る。



兄の非道を憤り撲殺 (明治七年四月十八日 郵便報知)

置賜縣第四大区小四区大塚村農船山孝太郎十一年以前妻を娶る名をせんと云、兄忠兵衛母と一家四人にて兄は麴商賣孝太郎は農業を勵みたり、兄は初より妻を娶らず、密に同村新藏の母さきと馴染居たるに孝太郎妻を娶りたる翌年より忠兵衛とさきとの間何となくと、しく、兩三年の後絶て往來せぬ様になりたり、孝太郎は何故なるを心付ず、夫婦睦しく月日を送りて男子一人を出生す明治三年三月孝太郎他出して歸宅せし時、臺所積藁の側に兄と妻と帯を解き居たるを見て、始めて兄の兼て馴染たるさきと疎くなりたるを了解せり、當年一月十七日母病死の後妻せん物凄ければ、毎夜家内一同火燵に打纏ふて寝ぬ、同二十七日夜孝太郎不圖目覺めたるに其不審の様子あり、翌朝妻を推問すれども妻其實を語らず、孝太郎心中不平を極む、三月五日同村酒店八郎の家にて夕陽迄酒を飲み、闌醉して歸宅し、妻に夕飯を出すべしと命ず、兄側より飯を喫せしむる勿れ孝太郎事變の生ずるを恐れ、妻に向ひ其許は寢よと云ければ、忠兵衛せんに向ひ汝が如き者暫時も我家に置き難し、速に立去べしと云ひければ、せんは子を連れ家を出づ、孝太郎心許なく跡を追て三人一同近隣那須儀兵衛宅へ立寄り、夫より親類治郎右衛門方へ兄と別居の事を取扱吳よと頼談に及びしに、明朝親族共へ相談すべし、今晚は歸宅せよと諭しければ、妻子は儀兵衛の方に留置孝太郎獨歸宅せしに、忠兵衛火燵より出來り汝は一家の邪魔ものなり、何地へも立去るべしと押出す孝太郎も彼是言募り口論の末、鬪毆に及び孝太郎は下に組敷かれ無據許し吳よと云ひければ、忠兵衛手を離し火燵へ臥す孝太郎默然爐邊に座し、深く考ふるに兄忠兵衛永年妻せんと不義をなし、却て我に非道のあしらひ致すは残念至極と、多年の鬱憤忍び兼ね、兄を打殺し其身も共々死すべしと一時に決心し立上り唐鋤を持來り、兄の頭を目懸け打付ければ忠兵衛は即死す。孝太郎は治右衛門へ一應此趣を談話して自殺すべしと同人方へ馳せ行遂に捕縛せられしとぞ。

情死未遂懲役十年 (明治七年四月五日 郵便報知)

牛込原町一丁目日蓮宗經王寺墓所にて、去る二日午前第五時頃情死の者あり、男は深川下大島町矢澤瀧次郎と云ふ者にて年齢三十五、女は隣家にて樋屋善藏の妻つなとて、六十三歳四ヶ月になれる者なり、其縁故の確たるは未だ悉さずと雖も、巷説に據れば兼て密通し、深く語らひけるが一朝悔悟する始末に及びしならんと云ふ、女を出刃庖丁にて突殺し續て瀧次郎も咽喉を創付たれどまだ死に至らざりしとなり。

○兩名の取替せし喜書清紙 (四月十二日同上)

戀に上下の別なければ、何んぞ老幼の差別あらん三百九號に記載せし、老婆壯男情死の取替狀



を得たり、看る人も亦思案の外なかる可し。

取替し申喜書清紙の事

右は此度誠にふし議の縁に付互ひに深く申替し、其元様の心の實と我身の誠も明し合相段の上二人り心にて中立も無、約束致し候へば日本國の神々様願ひ立、急度むすぶ二人り申此上は互ひにたのも敷親共姉共思ひ心替らぬ印、此世はをろか後の世迄、何事に寄らず萬事相段致し可申替喜書清紙の事尤ながら此身は老年の事何事も其方様へ願ひ申相違無爲念依て如件

御ま え 様

御 存

右は此度ふしき成縁に付、殊に魂意成互に申替喜書の處實正也、尤二人中心故中立も無御座上は如何成縁の引合、神々様願上申替の喜書互に心かはらぬ印取替申上候、此上は二男共子共思召被下候は、難有仕合、何事によらず萬々相談の上可致候、此世をみすてたる後の末迄たのもしき者に急度可致候、其印互に取替爲念依如件。

御まゑ様へ

瀧より

○生残りし瀧次郎 (六月五日 同上)

當社新聞第三百九號及び第三百十五號に載せたる深川下大島町商卯兵衛弟矢澤瀧次郎(三十五)なる者隣家の榎屋善藏妻つな(六十三)と姦通に及び、起證誓紙も取替せしが、戀々の痴情彌増して終に去四月一日夜牛込原町一丁目經王寺墓所にて、情死せんとてつなは既に死しけるが、瀧次郎は自殺を仕損じ、其筋へ送致せられしに昨日御處斷あり、右科同死を謀る條に依り懲役十年申付られたり。

毒

殺 (明治七年五月二十三日 同上)

北海道後志國余市郡山臼村漁師福原仁太郎妻かよは渡島國爾志郡熊石村某の娘にして函館の藝妓なりしが、仁太郎馴染を重ね金百圓を以て請出し、妻となせしに同郡澤町浄土宗寶隆寺住僧徳嚴と密通し或夜同褥し居けるを仁太郎に認められしが、其場は内濟にて免れしかども、猶兩人とも姦情止め難くて、かよ遂に夫を毒殺せんとの邪心より澤町の兵次郎なる者を欺き、自分腫物の藥用になすと詐り托してブシ草を探來らしめ、其價十二錢三厘を給與し翌日繪に混じて、夫の晩食に供せしかば忽ち毒に觸れ面色變じ、仁太郎も覺り且忿て妻を擲んと起上りしが終に其場に倒れたり、この騒ぎに近隣の者走せ來りて直に醫師の療養を乞ふと雖も、其詮もなかりしと云ふ、これ去月十七日のことなり。さても兵次郎はブシを賣りし證據あるに依り召捕られ、始末具に白狀に及びしかば、か



よ徳嚴も獄に繋かれしとぞ、嗚呼毒藥の應驗著しるしく天の配劑速かなる哉。

娼妓の墮胎 (明治七年六月二日 同上)

内藤新宿一丁目の貸座敷渡世大野みさ方へ出稼の娼妓はなといへる者、兩三年前より遊女稼をなしけるが、昨年九月頃不圖懷妊し日月を経るに従ひ心苦しきの餘り淺草神吉町の叔父なる榎本岩五郎に語らひ、同所の柴原市兵衛なるものと同道して大久保村の大木茂吉妻きんへ頼み、藥を用ひて墮胎なし、其謝金とて金二圓五十錢を贈りけるが、此事發覺して一昨三十日はな并にきんは懲役百日岩五郎は同七十日市兵衛は同三十日と御處斷ありたり。

律義者の主人殺し (明治七年六月七日 同上)

去四日の曉本所荒井町なる丁子風呂渡世寶井七兵衛方へ一人暗に乗じ、刃を持って侵入り亭主并に女房は傷重くして即死し、娘も手負ひ倒れ其人も自ら喉を貫き井に投して死せんとせしが、引揚られしとなり。其事の起原は此丁子風呂に一個の下男あり、加藤庄之助と云ふ年來勉勵して業を取りしかば、亭主夫婦も兼て賞し居り、其方には三ヶ年我家に辛抱して事へなば娘に配して婢養子となし此株を譲り與へんと許せしかば、其者大に喜び一層出精して全五年一日の如く聊か懈怠なく勤居しに今に何の沙汰も無き内、不圖暇遣し其家を放逐し、剩へ近き内に外より婢養子極り入來る

哉の噂ありしより、其者憤怒に堪えずして斯る所業に及びしといふ風評近隣噴々たり。然るや否、若果して此説虚ならざれば是自ら招くの業なり。人に接するに不信を以てして、終に其害を被る者古へより少しとせず、何ぞ世の人の然諾を顧みざるや。

店の品を盗んで絞罪 (明治七年六月十五日 同上)

通り旅籠町吳服渡世大丸屋雇人名古屋七軒町藤助長男永野卯八、加州金澤長田町伊助長男松田彌六の兩名申合家長所持の反物類盜取贓金四百十五圓餘の料に依て一昨十三日東京裁判所に於て絞罪申付られたり。

雇女と通じ徒刑一年 (明治七年六月二十三日 同上)

桑間淫哇の聲施して蠶室に及ぶも、其理或は聯なる縁にや武州豊島郡駒込なる平民飯田金五郎は養蠶の爲に甲州八代郡大能寺村の塚越仙左衛門を雇入れしに、其妻百なる者年纔に二十を越えて二つ三つなるが哲面臍肌をひとめみして座ろに愛憐の情起りしが深く心に秘して、自から誠め居しに日を経て百が稼ぎ方無案じ煩ふ體に我も同じ思ひに沈み、外に雇入の口あればとて百を誘ひ出し日没を待ち、輦を共にして立出しが慾火再び制す可からず、終に百方之を説くと雖も、猶其肯はざるより、遂に輦を棄て且つ歩し且つ説き、之に繼ぐに死を以てせしかば百其情の眞摯に迫られ、稍や領



くの意を言語の外に傳へしかば、駒込元太田邸の樹木森鬱たる處に誘ひ天を幕とし、地を茵とし果敢無き夢を結びあへり。歸來の後仙左其神色を恠み、頻りに之を詰責したれば遂に包む能はずして實を吐て之を告げたりしが、此事頓て公聞に入りて金五郎百共に和姦夫ある者の律に照され同じく懲役一年命ぜられたりとなり。

傳馬町の三人斬 (明治七年六月二十九日 同上)

大門通り大傳馬町二丁目角なる水菓子屋稻田惣七宅へ昨二十八日午前二時頃忍び入り、惣七及び同人妻とりを斬殺し老母こよに重傷負はせ逃走せし曲者あり、近隣其物音に驚き起き出で該家の戸を叩きしに恐れて逃げ去りしかば、内に入りて之を見るに三人は流血淋漓の中に倒れ、隔壁に下婢小僕ありと雖も正に黒甜に在りて更に之を知らず、戸外に佇居せる人力車夫あれば之に問へば、何歟は知らず、唯今黒き着物を着せる者出で走り去れりと云ひたりとぞ。抑此残を行ふ者は他盜に非ず曾て此家に傭はれ居たる本多半兵衛なる者にて、日頃主人の心に協はず家を逐れし奴なりと云ふ今一亘逃逸して蹤跡を没すと雖も、如此分明なる上は不日必ず縛に就かん。

○犯人本多半兵衛 (明治七年七月二日 同上)

去月二十九日三百八十六號を以て掲載せし大傳馬町二丁目水菓子渡世福田惣七及び妻并に母を害

したる同人元傭本多半兵衛なる者即日捕縛せられ昨今東京裁判所に於て引出さるゝを目撃せしと云ふ。

湯島五丁目の殺人 (明治七年七月二日 同上)

六月三十日午前七時お茶の水を過りし者の話に、人々足を早め櫻の馬場の方へ行に付き恠みて跟行けば湯島五丁目十三番地桑畑の中に旅人體の男子一人咽に刃を貫く儘にて死し居たり。疑案なるは自殺かと思へば肩に痛く刀傷を負へり、人に害せらるゝ者と思へば糸經薦の坐に俯せり。明者の審判にあらざるよりは決し難しと云ふ。屍側に落ち散りたる品、扇子及び手帳あり、其帳には熊谷縣下臼井云々と記しありたる由嘖々噂したり。

○犯人の目ぼし付く

貴社新聞第三百八十八號に掲載せし本郷のお茶の水河岸通り湯島五丁目十三番地桑畑に殺害せられたる旅人は熊谷縣下臼井の商人なり。頃日商用ありて仲間の者と共に出京し、商用整ひて去月二十九日夜馬喰町旅籠屋に泊り、翌三十日拂曉に同伴の者と出立し、歸縣の途中お茶の水河岸櫻の馬場下にて同伴の者倉卒に本人の佩帶する小刀を奪ひて斬付れば大に狼狽直に仆れたり。茲に所持する金子三百圓程奪ひ取しが、未明頃なれば往來も少なき故に傍なる桑畑へ君擔ひ込み我背負ひし名



前ある糸經を以て屍を裹みけるに未だ生氣あれば、彼の小刀にて咽を貫き置き巡査の認ん事を恐れ急ぎ板橋をさして逃走せしに、程なく巡吏の右屍を見付け彼の糸經に臼井云々の名前あれば、こは彼の殺せし者の印ならんと直に板橋をさして踪跡を追ひしに、果して同驛にて其者を認め捕縛し、警視出張所に送致し、又本人住所へも報知しければ家内の者大に驚き即日馳せ來り、妻とおぼしき者屍に添ふて悲歎哭泣せしを見たりと近隣の風評なり。

評に曰此者は熊谷縣下臼井の商人にして東京に來り商用を辨し、利金を集め同伴の者もあれば大金を所持するとも懸念なしと、拂曉に立出たるに豈計んや却て同伴の者右所持金を知る故慾心を生じ斯る所爲に及べるとは江湖の旅商等此前車を視て深く注意すべき事ぞ。

(櫻の馬場脇に住説聞主人)

### 惡疾流行を祈る (明治七年七月十三日 同上)

雜司ヶ谷町百二十番地日蓮宗本納寺當住日雲が妻妙實なる者本月八日夜半に逮捕せられたる其譯如何にと尋ぬるに知る人ありて告るよう、抑妙實は加賀出生始めおもんと呼ぶ者にて鬼子母神境内に土偶木偶列らね置き、寺子松身の竹原梅吉の後妻なりしが夫の多情と妻の吝氣口論喧嘩の絶間なければおもんは行末の案事られ誘ふ水を幸ひと契る密夫と諸共に明治と云へど跡晦まし、二年二念

に秋半行末知れず成りけるが、一年程経て再び近き邊り徘徊し知る人に便りて此本納寺の飯焚に備はれしにいつしか日雲に慣れ初て終に妻とは成上り、名さへ妙實と改めたり。以來日雲が曇り果たる佛の鏡、人の誹りも何の其、朝暮もんと睦み合、見苦かりし有様なりしが昨年春中もんへ物の怪取付て神託佛宣吐き散らし加持の驗に祈禱の靈と愚民の誑惑一方ならず、貪り取らるゝ酒の種、庫裏に生たる搖錢樹を俯し拜まんと門前は漸く日毎の市を爲せり。妙實同年五十一髪は美玄香の爲に澤を添へ、皴は白牡丹に依りて紛らし手を携へて同ふする車に廻る日雲が浮雲の富の運薄らぎ、一月頃より自然と參詣の群集も跡絶へんとするに至るとぞ、然るに此頃鬼子母神境内の老杉に毎夜深更釘打音の訝かすと窃かに氣配る巡丁のありとも知るや白波の黒裝束に身を堅めたる一個の曲者、神壇に額付て暫祈念し身を起して老杉に就き登々と音して釘打たれば颯を取り巻く數名の巡丁、據て逃れ去らんとする彼曲者を押捕へ鞠問あれば包むを得ず、本納寺の日雲妻妙實にして近頃世上穩なるより己が法の賣れざるを愁ひ神に禱りて惡疾疫癘流行ある様誠を籠て求むる由、至愚の白狀不慙にも捨て置可きにあらざれば日雲同様去る十日警視出張所へ送られたり。

### 不貞なる妻 (明治七年七月十八日 同上)

馬喰町二丁目附木店に住せし質屋柴田佐兵衛は類焼(活版不明)薬研堀町へ轉居せしが身上逐々



不如意に成行き負債も嵩みたるに依り、妻はまの進めに従ひ俄に旅行し、暫く影を隠したるに豈料らんや、妻は疾くより青森縣貫屬楨島廣信なる者と密通し、情味濃に契り居たれば夫を唆して旅行せしめ鬼の留守には命の洗濯、誰憚らず廣信を家に引入れて晝夜淫戯を恣にせしが、一日親類某訪ひ來りしに、告ずして旅行せし由を始めて聞き怪しみ訝り、且殿振り妍しき少年の微醉午睡して在るを見受け、直に一書を郵便に附け佐兵衛へ此由告げ遣れば、佐兵衛取敢へず歸り來りて糾問に及びしに證據頗る確かなれば、妻を當分里方へ預け置きしに是幸ひと彼士と共に八丁堀邊に隠れ棲しが此程佐兵衛届け出たるに依り夫々取調べに成りたる由、或る説に佐兵衛家道の傾しも妻の彼人に揺り揚げたるに依ると云ふ。

## 賣 淫 處 刑 (明治七年八月四日 同上)

本所吉岡町一丁目四番地借店鈴木淺吉去月七日の夜八丁堀へ行し歸途濱町河岸にて賣淫を進る女ありければ、忽然淫情發し四錢を投じ相通じ月陰に透し見れば豈圖んや同地に住む老川喜太郎妻みよなれば何故斯る所業をするやと尋ぬるに、夫の病氣に活計たち兼、據なく此始末也と袖うち覆ふ有様の惘然なれば、夫と離縁するうへは仕様もあらんと對へ立別れ、其後十四日にみよ兄小松川村大澤七兵衛方へ淺吉相越しみよ離縁の儀相咄すに宜敷頼むとの事に付き、淺草元鳥越町吉藏方へ相頼み同十八日みよ俱々一泊せしに翌日に至り同地住上出卯之助外二人よりみよを匿し置旨責問受け如何様の難事至るべくと終に巡吏屯所へ訴出しが、みよの苦情を憫み、離縁の周旋に他人の妻を潜匿せし者不應爲輕きに擬す可き所巡査屯所へ訴出るを以て自首と同く論じ罪を免され、喜太郎赤貧なり迎妻に賣淫せしむる者改定律例私娼を街賣する窩主に擬し懲役四十日の贖罪金三圓、みよ(十八年九ヶ月)は私に賣淫する者一家共犯の處幼に係を以て免罪の旨一昨二日東京裁判所に於て申渡されたり。



# 夜嵐おきぬ

## 捨札ノ寫

(明治五年二月二十三日  
東京日日新聞)

東ヶキ府貫ゾク小林金ベイ妾ニテ淺草駒形チヨウ四番借店

原田キヌ 歳二十九

此者ノギ妾ノ身分ニテ嵐璃鶴ト、ミツ、ウノ上主人金ベイオ毒殺ニ及ブ段、不届至極ニ付淺草ニオイテキヨウボクニオコナウ者也。

ミギハ當二十日ヲン仕置トナリ、昨二十二日迄三日ノ間、同處ニ晒アリタリ、猶リカクノ處置ハ次號ニ出ス。

評者云 此婦玉纒季妃セイ施オ欺キ、美聲ガ陵ヒン伽ノ如シシカリ、而テ其姦既ニカクヨノ如シ實ニ恐ル可ハ、毒婦ノ媚ナリ、璃鶴亦スコブル美少年、往々數婦オマワス、禍ツイニ是ニ及ベリ游者ハ必ズ溺ル、影響唯遲速アル耳。

蛇食フトキケバオソロシ雉子ノ聲

## 夜嵐おきぬの物語

(明治十一年七月八日ヨ郵便報知新聞)

毒婦きぬが、俳優嵐璃鶴に姦通して、主人を毒殺せし科より斬罪に處せられ、梟首になりしことは皆人の知る所なるに、先頃新聞紙にて其経歴と積悪との緒を記せし後、夜嵐阿鬼奴花廼仇夢と題せし草双紙にまで物せしが、今記者が探り得し所とは、大に異なるものなしとせず、しかし高が市井の一奸婦の行跡、且つ極の舊聞なれば、今更雜報欄内を填むるは本旨に悖るの憚りなきにあらねど、若き女の戒めにもと迷わぬ先きの道しるべと、老婆心切めかして苟か此に記す。

きぬは姓を原田と呼び、父は舊幕の頃重き役を勤められし若林佐渡守が家臣にて、同苗大助と稱せしが、弘化三年きぬが三歳の折、父大助は若林家より暇となり、同年中小川町に住む都筑長三郎に仕へ居たりしに、安政五年きぬが十六の年に又も同家を退きて娘を伴ひ、大助夫婦は居喰に瘦せる身の不幸、檜物町の住居も何時の程にか弓町の借家とまでに移りゆきたる其上に、同じ年の六月中、父母共に歸らぬ旅の客となりたる後、きぬは叔父なる原田周平とて駿河臺鈴木町竹内下野守が家臣の許に手寄りて養はれしが、遂に、其年九月の頃下谷徒士町に住む、舊御家人の小林金平が妾とまでに成り果てたり、抑此の小林金平は其頃如何なる勤めをなせしものによ、黄金多く貯



へ人も有徳と推し尊とまるものなれば、きぬが身の上も何に不足のなきのみか、衣裳手道具、頭の物迄世にも稀れなる全盛に「散てぞ花はめでたかり梟」と人も羨む計りなりしが、斯くて慶應三卯歳の末より京阪の波風の穩ならず、明る辰の春の始めより軍の開けしかば、小林きぬと俱に小梅村の抱へ屋敷へ移り住みしを、きぬは同じ住居を憚り、明治の二年十二月中、猿若町一丁目九番地梅村正三郎が寮を借りて別居し、小林方よりは小林吉左衛門といへる者を後見に頼み居たりしとぞ、然るに人情の節し難き、一つ叶へば又一つと、望むはすべて世の常なれど、其が正邪のある所を測り知らざる浅間しき、女の色慾界に沈みしからは、身に受けし人の冥利を打忘れ、恩義に戻る煩悩の暗に眞如の月黒み、二月の花を吹散らす嵐璃鶴を此きぬが見初しは、翌午年の十月上旬の事なりしが、夫よりしては幕の間に樂屋に忍ぶ戀路さへ、目角や回る木に急き立られ、兎角首尾の折合せれば積る話も打明け難く、心にもなく過せしが、斯くては果てじと度胸を定め、或る日の夕べを約束し、璃鶴が家を訪らひしが、今日は人目のあらざれば互に解きし心の謎、酒に罪をば託けて夜の更る儘轉び寝の、曉告る鴉の音は、二人が中の月下氷人、此の仇夢が身を殺す種とは知らず、是よりは尙更片時も、璃鶴がことの忘れかね戀しと思へば思ふ程、小林をば厭ひ傍に居るさへ忌はしく言葉かわすも腹立しきものから、屢暇を言入るれど、小林は只管疑を容るゝのみにて、迎も暇を與

ふべき様子なく、其儘月日を過ごせしに、斯く迄に思ひ込みたる戀中の如何で休みなんや、遂によからぬ心を起し初め、浅慮にも王子稻荷へ參詣の戻り路、板橋驛の縁切り榎の皮を剥ぎ持歸りて、兼て心知りたる下女のとみに頼み、主人の歸りなば甘く欺き飲せ呉れと言付置き、帯引締めて急がはしく璃鶴が許へ出行きける。

偕も小梅の小林は、其夜猿若町の妾宅へ訪ひ來しに、宿には下女のとみ一人、夜も痛く闌け行きたれど、きぬの歸らぬは何か仔細のあることゝ、とみを賺して出先を問へど、雲をば攫む挨拶に、どふ推量の仕方もなく、今更思へば頃日中頻に暇を乞ふのみか、變な素振りの見ゆることもあれば一と吟味せねば叶はず、左れど兎に角今宵は虫を押へ、夜の明るを待たんと其儘ゴロリと空蟬の凄しき枕に假寝しが、斯くとは知らず璃鶴が許では、差しつ押へつ酒酌み替はし、曉近く共寝せしかば、夜の明るも知らず、欄間に漏るゝ日影に驚きて匆起き、身支度もそこゝ頭巾に包む戀の路人目の關をよろゝと、高き我家の敷居さへ踰へて漸く入り來る、きぬを小林はハツタと白眼み、昨夜は何處へ泊りしぞと、頂門に打たるゝ五寸釘、ハツと計りに平伏して言譯さへも口籠る、きぬが襟髪捕へ、有合ふ烟管ヲツ取て所ろ擇ばず滅多打、今は包むによしもなく、實は璃鶴と斯々とおりし事共物語り、以後は心を入れ替て如何にも辛抱なすべければ、此度の不始末は平に許して玉は



れと詫たる末は、小林も根が首つ丈のきぬが事、髪をば切りて改心の證となし、漸く其日は收りしが、收まり兼ねるは煩惱の火の消へやらで、再び燃ゆる焼け木杭、主が目褻を忍びくゞて逢ふ夜半の屢なりしが、璃鶴も流石に主ある女と聞ては何がな底氣味悪く或日きぬに向ひ、是迄は獨り身と思ひし故、互に末を誓ひしが能々聞けば小林様の愛妾、それと知りては中々に、一と日も語らうことならず、今日を限りに縁を絶ち、今迄は變な夢をば見しと明らかめられよ、と言放ち分れし後は避け隠れ、力めて逢はぬ様にせしが、きぬが達ての頼みに一寸位はと心に許せしが運の盡き、きぬは男の膝に顔押し當て、若しも妾を嫌ひ玉ひ此儘逢はれぬことならば、焦れて死ぬも今死ぬも同じこと、一層此處でと用意の剃刀取り出し、閃かしつゝ口説きたる言葉に、璃鶴も男傾城の悲しさ否み難くやありけん、再び解けて又結ぶ悪しき夢路をたどりしが、日増に募る戀の慾思ふ男に逢わんには、餘所の見る眼の憚り多く、去り迎暇を取らんには小林が否みて受引かず、兎やせん角やと思案の種も盡き、切羽詰りし折柄、優しき如菩薩の梨花海棠も色を失ひ、惡鬼羅刹も物數ならぬ、怖ろしき惡念を起し、イツぞや飲せし縁切り榎も効なき上は詮方なし、恩も義理も最愛しき男には替へ難ければ、小林めを毒藥もて亡ものとし、戀人と夫婦になりて樂しまんと、腹に問ひ胸に答へて、獨り合點き、或日蕃木髓を四五粒程人知れず買ひ求め、兼て心安く出入する深井伊三郎をば欺き、

頼みて粉末となし、煮染の内に混和せて小林に勧めしが、其味の苦しとて再び箸だに着けぬゆゑ、藥の利目も顯はれず、勞して効なき事となりしを焦燥てど、詮方なく獨り心を苦しめつゝ、今日と過ぎ明日とたち、早く其年も大晦日となりしが、其夜小林は相も替らず妾宅に泊りて、明日は惠方參りに今茲の延喜を祝はんと、夜もすがらきぬと語りあかせし、明治の四年正月元日にいかなることか小林は、心地あしゝとて打臥せし儘四日迄、枕も擧げず臥り居しを、きぬは是れぞ能き折りどふかなして押片付けんと、千々に心を碎きし内に、不圖思ひ出した一と工夫は、明日を待ちてと心に收め五日の朝まだきに、淺草聖天町高木金次郎が許の食客なる繁藏を頼み鼠取藥二貼を購ひ、一貼を道明寺の糲に和して湯にぼたて、病の床に臥し居たる小林が傍り近く寄り添ひて、餘りに空腹なるも病の毒とやら、丁度貰ひし糲の湯これなと一と口召上らずやと、背撫さすり、手弱き女が勧むる湯こそ是ぞ此世の喰べ納め、小林が命は風前の燈火よりも危かりけり。

偕も小林は重き枕を少し擡げ、きぬが差出す糲をば何心なく給べ了り、取わけ變る様子もなかりしに其夜子の刻過る頃より苦み出し、殊に吐瀉の劇しくて一時に疲勞はなせしかど、命期に係はる程にもあらざりしが、同じ月の十二日にきぬは又もや残りし一貼を取り出し、醫者より贈りし散藥と偽り告げて、手に持ち添へ小林が口に含ませ、水を注ぎ入れしは正午頃なるが、入相告る昏暮時



分より頻りに悶へ苦しみ、終に其夜の五ツ頃、毒婦が無残の悪計と知るや知らずや小林は、歸らぬ旅路に赴きけり、きぬは仕済したりと心に喜び、近所隣りへも音沙汰せずして其夜を明かし、翌十三日の朝まだきに吉左衛門が許へ報せ、又た下女のとみをば家主正三郎許使に遣りて事の由を知らせ、且つ内葬のときには立會呉れと頼みしが、正三郎は直ぐ悔みに來て申すまでのことならねど、此方で内葬とは些と不筋、兎にも角にも小梅なる御本宅へ遺骸を送り玉へと諭されて、毒婦はギツクリなんと答も泣き顔に紛らして、挨拶もせず其儘に捨置たるうち、吉左衛門も來り悔みを述べて偕云ふ様、御親類方へお知らせなされしかと問ひ掛けられて、きぬは重き頭を左右に振り、イヤトヨ日頃且那様の仰せらるゝには、身寄としては只一人の弟小宮山利助のみなるが、アノ根じけた心根が氣に合はぬ故、何事も決して相談はせぬがよい、老少不定と昔から譬へもあるに、萬に一我身が若しもすることがあるとても、努知せて遣るなと呉々お頼みのありしも、二三日跡の寝物語り、今更思へば斯ふ云ことなる前兆かと、涙の爲めに口籠り勝ち、巧に吉左衛門を言黒め、きぬは其日自身に菩提寺なる上野山内の壽昌院に至り、妾は小林が後妻なるが昨夜良人金平こと死去し、十六日に野邊送りをする筈なれど、内葬なれば迎ひ僧にも及ばず、左れど何を云ふにも跡は女ばかり、穴堀や何にや蚊を萬事よしなにと頼み置き、十六日に丁度吉左衛門及び伊三郎が訪ひ來しを幸に、平助を頼

み四人りして湯灌をなす擗り、吉左衛門は小林が屍骸の所々色の變り居るを見出し、最と不審しげに問ひ尋ねしをきぬは障らぬ體にて、初めより餘程熱の烈しかりし故ならんと、間に合せの虚喝八百を云ひながら、流し目に吉左の顔を振り返り見る愛敬は、天女が天降りしか女菩薩が現れ玉ひしかと思ふ計り、吉左も思はず知らず魂飛び魄散し、暫く茫然見とれて居しが、何か思ひ當ることあると見へ、心有り氣の様子にて別に仔細も問はず、ソコ／＼に棺に納め其夜壽昌院へ送りて、首尾能く葬りしを誰も疑ふ者もなかりしかば、きぬは今こそ身の障碍を拂ひたれば、世間晴れたる心地して二月五日の暮方より、久し振りにて璃鶴が許に到り、二人差向ひの四方八方話に何思ひ出しけん、きぬはキツと居直り過る正月の十二日に、恩ある旦那に一服飲せて片附けしも、誰が爲めなるぞ、と聞て璃鶴は吃驚仰天エーと計りに戦くを、靜かにと押し鎮め、斯くせしからは邪魔は拂へり何卒一生連れ添ふてと、無理往生の難題に何と答もなり兼ねる璃鶴が心如何ならん。

偕も璃鶴は初めて此話を聞くより、餘りの事に身の毛もよ立ち戦きて、齒の根も合はず物いふことさへならざる上に、此身をば引取呉れと迫らるゝも、元はと云へば我身の越度、主ある女と知りながら、一旦絶ちし逢ふ瀬の橋を心許して渡りしゆる、斯る難儀も惹き出せし自業自得果、今更悔みても返らぬ繰り言、左はさりながらどふがなして、云ひ抜かんものと思案に呉れ、眼を閉ちて頓



をば襟に差入れ暫し言葉もなかりしかば、きぬは小膝を進め今更何にを考へ玉ふぞ、男らしくもなき人よと、頬笑しつゝ肩に手を添へ振り動かされて、璃鶴は是非も投首起しつゝ、ホツト溜め息唾を飲み込み、賤しき此身を夫程に思召すお心の程こそ嬉しけれ、左れど若しも此事が世間に知れなば御身は固より主殺し、繋る縁の私とても同じ科、お互に身を思ひ末を思はゞ、暫く遠ざかり居て世間の疑ひをば招かぬ様にするが肝心、夫れを旦那がお亡なりなされしとて、忌も果てぬに夫婦となりては、益々人の口葉に係り身の破れともなりやせん、左なきだに壁に耳ある世の習ひ、缺けても口とし云へば、油断のならぬ徳利と此の道理を聞譯け玉へ、と事を分けての男が異見と聞けば、まんなら無理ならねば、詮方なしに、きぬも點頭き女の淺き心には、夫迄に考へざりし最愛し可愛に堪へ遣らで、少しも早く夫婦となり樂しき月日を送らんと思ふ計りぞ、必ず悪しなに思ひ玉ふなど、只管詫て別れし後は、淺草寺の地中誠心院の境内に移り住みしが、二月の上旬きぬは伯父篠崎笥助を招き寄せ、小林が存生中巳年の七月と午年の二月と兩度に、岩代國河沼郡坂下村光照寺の住職が受人にて同國那摩郡新井村の百姓新右衛門へ、金二百五十圓程貸し附けたる證書を出し、己が名に書替る手段を頼みしかば、笥助は異議なく承諾し、其金を未年の二月に百五十圓、三月に百圓と貸附けた様に書替へ、猶其後も三月の末つかた、笥助が訪ひ來しを幸ひ小林が所持の地面を千七十五

圓に賣拂ひ、内金八百圓餘を弟なる小宮山利助に渡したるが、旦那が亡き後の手當とてマダ少しも請取らぬゆゑ、其内を何程か分つ様どふか掛合ひて玉はれと頼みを受けて、笥助は芝口三丁目の森吉兵衛と云へる者を語ひ、小林が過ぎし巳年中吉兵衛より三百五十圓を借入れし體になし、偽せ證文を作りて淺草本願寺の家従山岡某を請人となし、兼てきぬが預り居たる小林の實印を押して、小宮山を相手取り訴へんと迄に悪巧みをなしたるが、天網争で斯る毒婦を漏すべきぞ、小林が病死の體の訝かしきを、窃に取り沙汰する者ある中に、兼て璃鶴と密通し居たることさへ、近所の者が聞き知り、其處此處で噂の高くなるに従ひ、其筋の耳に入り同じ年の七月十日、きぬをば第五大區の屯所に引立られて、お調があると初めの程は痛く包みて陳じたれど、終に證據を押へられ、是迄なせし悪事を具さに白狀に及びしゆゑ、翌五年の二月斬罪の上小塚原に梟首され、璃鶴も徒二年半の刑に處せられし、隱惡陽報一段の長物語りは先づ是切り。

## 嵐 璃 鶴 出 獄 (明治七年八月十七日、郵便報知)

優者嵐璃鶴は、會て刑に處せられ懲役場に在しが、期満ちて昨十六日赦免なりしとぞ。



## 高橋おでん

## 高橋おでん

(明治九年九月十二日  
朝野新聞)

女には恐ろしき心の有る者なれば、其の色に迷ひうかと心をゆるせば、金どころか一命までなく  
しますから御用心々々々。ころは去月二十七日、淺草藏前片町の旅籠屋大谷三四郎の宅にて檜物町  
の古着渡世後藤吉藏が、上州沼田在横木村出生の高橋デンと云ふ、今年二十九歳になる女のために  
殺害されたる始末を尋ぬるに、デンはその夫波之助と云ふ者と、明治二年に國許を立ち出で、東京  
を経て横濱に到りしが、間もなく波之助は病にふし遂に歸らぬ旅路に赴き、其の後デンも不幸にし  
て病に罹りしに、上州の小澤伊兵衛といふ人の世話にて、明治四年十月中神田仲町の秋元幸吉方へ  
同居して養生せしが、翌五年二月中湯治に往く途中、野州にて親より譲り受けたる短刀を會津の人  
(其の名詳ならず)に盗み取られこれを取り返さんとする時、右の腕に疵を受け湯治もせず幸  
吉の許へ立ち戻り再び養生して在りしが、三月中にヒヨロリと家出して、野州迄行き夫れより幸吉  
方にて懇意に成りたる尾州生れの小川市太郎といふ者が、麴町十二町目に砂糖渡世をして居る處へ

尋ねゆきて、夫婦然として暮し居たりしが、其の後また所々方々さまよひ歩るき、本年八月上旬、  
新高町三丁目の行川ヤス方へ止宿の振りにて、同町の菱倉佐吉方に市太郎と一所に居たる處、先比  
麴町に居たる折市太郎に内々にて、房州館山町の船頭田中甚三郎に金十圓を借り受け、其後度々催  
促されたれども、都合が出来ぬとて返さず置しを、去八月二十日甚三郎は催促に来て、若し返金  
せねば市太郎に掛合ひに及ぶとまで嚴くいはれ、大きに當惑したれど漸く其場は一寸遁れにして置  
き、忽ち一策を案じ出し翌二十一日懇意なる、檜物町の古着屋後藤吉藏方へ尋ね行き、田中甚三郎  
が所持の生糸一箇と帯地三十本程を抵當にして、金子二百圓借りたしと頼みけれど、其節は何分都  
合が出来ぬと斷はられしを、猶度々頼み入れしより、吉藏は止むことを得ず金策のことを承知し、  
同二十六日の午後五時頃に、デンの方へ來りしかば、金六町の蕎麥屋へ連れ行きたる處、吉藏が今  
夜は何處かに一泊してはどうだといふゆる、デンは心に此様子では金子を持つて居るに違ひなしと  
推察し、一泊の上金子を借りるにしくはなし、若し聞き入れぬ時は殺して取るが上分別と恐ろしき惡  
心を起し速に承知して、チョツと佐吉方へ立ち歸り、市太郎へは程よくいひ拵へ剃刀を懐ろにして  
出でゆき、吉藏と人力車に相乗りにて藏前片町の大谷三四郎方へ參り一泊して、其夜も翌朝も金子  
借り入れたしと頻みても、吉藏は更に承知せぬ故、兼て謀りしことなれば二十七日の正午頃に、吉



藏の熟睡して居るを見すまし、剃刀にて喉をグサと突き立つれば、吉藏は聲を揚げんとせし處を蒲團にて口を塞ぎ、一ト抉りに息絶えたるを見定め、死體に枕をさせ蒲團を着せ、血の迸りたる處を蒲團にて覆ひよく寝入りたる體に拵らへ置き、矢立の筆にて姉の敵き云々の書置を認め、名をば川越出生のマツと偽はり、吉藏所持の金十一圓並に諸書附類を取り出し、風呂敷包みにして午後五時頃近所まで用が有ると出てゆきたり、サテ宿屋の大谷方にては、八月二十六日午後七時過ぎに、武州大里郡熊谷新宿内山仙之助等に妻マツの由にて一泊致し度と申し参り、即ち止宿致させし處、同夜は酒食して十時頃に打臥したりしが、翌二十七日下女が客人の寢床蚊帳を片付けにゆけば、女の云ふには今朝は兩人とも物當りにて少し加減が悪るいから、其儘にしておいてくれとて、朝飯をも食はず、午後二時頃に下女が蚊帳を仕舞ふ時、男は熟睡の體なりしが、程なく女のみ次の間にて食事をなし、七時頃一寸近所へ往つて来るがわたしの亭主は短氣者にて、殊に不快ゆゑ決して構はずに、あのまゝ寝かして置いて下さい、歸りが遅くなる様なれば蚊帳だけは釣つておくれと言葉そこくくに出でゆきたり、其夜八時過ぎに下女は食事杯を尋ねれども、仙之助は何の答も亡體の斯くとも知らず、よく寝る人だとつぶやきながら、下女は蚊帳を釣り置きたるに、二十八日の朝も猶ほ起きず、女も歸り來ずかたぐ不審なれば、仙之助の寢處を改め見るに、コハソモ如何に男は朱に

染みて死し居たりしゆゑ、主人三四郎は大に驚き、早速第五方面一署へ訴へ出で、檢視を受けたるに咽喉部甲伏軟骨右側より氣管を切り下し、長サ二寸二分深サ胃管に達したり、枕元にマツの遺書あり、其文は左の如し。

## 書 置

此もの五年いらいあねをころされ、其上わたくしまでひどふのふるまひうけ候はせん方なく候まゝ、今日までむねんの月日をくらし只今あねのかたきをうち候也。

いまひとたびあねのはかいまいり、その上すみやかにのり出で候也、けしてにげかくれる

ひきふはこれなく候。

此旨御たむろへ御とゞけ下され候。

かわごいうまれにて ま つ

とありたれば、全くマツの仕業に相違なしと見据ゑられ、死體は戸長へ假埋めにすべしと申し付られたり。又後藤吉藏の宅にては、去月二十六日に外方に金側時計の拂ひ物あるに付、買取りとして紙幣取交ぜ金二十五圓餘を懐中し、立ち出でたる儘歸宅せねば親類知己は言ふも更なり、處々方々と尋ぬる内、御藏前片町の旅人宿に變死人ありたる由を聞く處が、様子吉藏に似寄りし所



有るゆゑ、所持品一見の義願ひ出でたる處、全く吉藏の所持品に相違なければ、死骸をお引渡になりたり。却説デンは大谷方を立ち出で、後五時過ぎに市太郎方へ歸り二階へ上り、吉藏の諸書附類を細かく引裂き、同七時頃市太郎同道にて八丁堀まで出向く途中、本材木町通りの川中へ引裂きたる書類を投げ捨て、入船町にて牛肉を食ひ、青物杯を買つて同十時頃歸宅し、其夜は打臥し翌二十日午前八時頃、吉藏を殺したる剃刀を研いで貰ひに新富町三丁目の今宮秀太郎方へ持ち行き、夫れより靈巖島高橋の下に、甚三郎が船を繋いで居る處へ行き奪ひ取りし金拾圓を渡し、残り一圓は同町の江藤仁太郎方に居る、渥美榮吉の妻キクに兼て借りたるを返して、誰れも知るまいと平氣で居たる處を天罰遁れ難く、去月二十九日新富町の菱倉佐吉方にて召し捕られ、糺問の上前の次第を逐一白狀せしかば本月六日第三局へ送られたりと云ふ、何んと恐ろしい女では御座らぬか。

## 高橋おでん口供書

(明治十二年二月一日)  
郵便報知新聞

自分儀十年前、明治二年十二月同村高橋佐助次男波之助を躰養子に致候處、四年二月中より同人儀不圖癩病相發し、自然親子の間も睦しからず、依ては治療の爲め出京致し度旨申すに同じ、兩親へ窃に匿し四年十二月中、兩人連立家出致し、明治五年一月中出京、馬喰町二丁目旅人宿武藏屋治

兵衛方に止宿療養、自分日々琴平町金刀比羅神社へ參詣致し候折柄、何れの婦人か私同様參詣致し候者有之、互に懇意に相成彼是咄合し處、豈圖らん右は自分異腹の姉かねなる者にして、一體自分實母はるは、舊沼田藩家老廣瀬半右衛門方へ出入致し候内、同人と通し合、懷妊後當養父九右衛門妻となり、自分出生致し正に半右衛門種に有之、又半右衛門儀田忍藩青木新右衛門娘しづなる者に馴染出産し、青木かねと稱し即ち右のかねに相當り、東京に残し置候趣兼て承り居候者に付、全く金刀比羅神社の引合と歡心仕、其節かねより兼て横濱野毛坂坂下町に住居候處、同港には外國人へボンと稱する名醫有之、何様難症の病氣にても全快不致儀の無之候間、波之助も連參り療養受け候様申聞候に付、何れ同人へ申聞可罷越旨相答立別れ、其段波之助へも咄聞け、明治五年四月上旬、兩人にて右かね方へ尋越し止宿療養致し罷在候内、東京住所の由内山仙之助なる者(後藤吉藏)同家へ參り御世話致し(かねの圍ひ主の如し)自分も追々懇意に相成、右仙之助より自分へ再三不義申掛候得共強て斷り置く。

然るに同年八月十日頃と覺ゆ、當今行衛不知元會津藩の由加藤武雄なる者仙之介より被頼候由にて囁みに入れたる水藥持參、名藥の由にて波之助に服用致させ候得ば、暫時全快する旨申聞候間、實事と存じ速に相用し處、忽ち同人胸部より顔へ掛け大に腫れ上り、紫色に相成苦痛甚敷夫是手當致



候得共、終に明治五年八月十八日死去致候間、其節隣家に罷在候須藤々次郎(其頃年三十三位)の世話を以て横濱太田清水町東福寺に埋葬、法名良善信士と稱し候、自分も夫より氣疲れにて發病抄々敷快氣にも不至、併し長々姉の厄介に相成候も氣の毒に存罷在候折柄、曾て國元にて見知居上野國富岡町絹商人小澤伊兵衛に出合候處、東京に於て療養致候様申勧めに従ひ、五年十月三十日出京神田仲町二丁目秋元幸吉方へ伊兵衛俱々止宿、自分は夫婦と唱へ、同人世話を受け療養罷在候内、明治六年二月中伊兵衛儀、一旦歸國致し自分一人罷在候處、前書仙之助尋參り世話致し可遣旨申聞候得共姉かねも世話に相成、自分は伊兵衛世話を受け罷在候事故、相斷り其後病氣も全快に至り、近邊へ入湯に罷越途中、同町往還にて前書加藤武雄に出會候に付、幸ひの事と存じ前顯夫へ服用させし藥の原因相尋候處、答も不致馳出し候に付果して仔細可有之と追馳け、遂に駿河臺元昌平橋上手際に於て同人の羽織を掴み候處、直に帶し居る刀を抜き自分右腕へ切付け(今に痕跡あり)其儘逃去候に付詮方なく幸吉方へ歸宅、同人へも申聞候得共疵所は聊の儀に付、膏藥相整相用別段醫師へは相掛り不申平癒致し候、其頃月日失念横濱表前須藤々次郎より書狀到來、披見る處姉かねを内山なる者刺殺したる旨云々申來候に付驚入、直に様子承り度且小澤伊兵衛も歸國の儘、音信無之是又尋度候得共、宿主幸吉より他行差止られ心底に不任、因て窃かに書面を残し置き幸吉へは無斷に

立出、横濱表へ立越る處果して姉宅は取片附有之に付、則隣家藤次郎方に至り相尋候處、前書々狀の如く白地には不申聞候得共、四月頃何れへか相越し家財等は、年齢三十七八位の男參り取片付候旨相答候間是仙之助に相當、必定同人の所爲と存じ前文夫相果候節の景況と申、遺憾ながら立歸り夫より伊兵衛國許へ尋參り、歸路波之助實父佐助方へ立寄波之助病死の趣を相嘶し、自分養家へは立寄らず直に出京、兼て懇意の麴町十二丁目住居小川市太郎方に止宿罷在候處、故郷慕敷存じ明治七年六七月頃歸國、養家へ立戻り候處自分夫妻逃亡御届相成候由にて自訴致候處、前文の如く御處分受候上、猶又商法の爲め出京麴町八丁目瀧口專之助方に寄宿、前書市太郎と夫婦同様に相成、同人儀上野國大麻生村鈴木濱次郎と商業に従事罷在、明治九年八月中旬頃、大傳馬町壹丁目岩崎龍之助方に止宿中金策の儀、安房國館山出生の由石井甚三郎なる者に相頼み遣し候由にて、添書相渡し吳候に付則明治九年八月二十三日、自分一人にて同人方へ尋參り候處、圖らずも兼て相尋候處の内山仙之助に付、右手紙の趣旨は攔き先づ互に久々にての面會の挨拶及候折柄、該狀戸棚の内に曾て父半右衛門より姉かねへ差遣したる、短刀の小柄有之を見認め候より旁先年の嘶を起し、加藤武雄の居所且姉かねの行衛並同人所持の諸道具等、如何相成候哉と相尋候處心得不申旨返答に付、此の小柄有之上は必らず承知可有之と強て相尋候處、先きにかねへ三圓の貸金有之夫れが爲め諸道具



不殘請取候得共、夫れには仔細も有之短刀は淺草邊の者へ賣渡候趣にて、此處にては話兼殊に最早日没にも相成候間、明二十四日吳服町稻垣屋事稻垣九右衛門方に於て詳細可相話間、同人方へ出候吳候様申聞候に付、然らば短刀は早々買戻し呉れ候様申聞其儘相分れ、岩崎龍之助方へ立歸り候、翌明治九年八月二十四日午前十一時頃、前書稻垣九右衛門方へ罷越し暫時待居候得共、吉藏参り不申候間九右衛門方より呼寄せ貫候處、漸く午後一時頃吉藏参り明日は差支有之に付、明日に致し呉れとの事ゆゑ其儘立歸り、該日は兼て懇意の新富町一丁目行川やす方に止宿し、猶翌明治九年八月二十五日午後二時過、前約の如く九右衛門方へ罷越候處、是又吉藏参り不申候間、九右衛門方より迎ひを頼み吉藏を呼寄せ候へども、同日も先方差支候由にて猶明日に致し呉候様同日は同人方より案内可致趣故然らば行川やす方へ報知致し吳候様申聞立別候事。

明治九年八月二十六日午後四時頃、近邊へ用向有之立出る處へ右吉藏参り立歸り候上は、前書稻垣九右衛門方へ出向吳候様申置候趣、歸宿の上やすより承り候に付、直に立出候途中南八丁堀邊名前不存、蕎麥渡世の者方に吉藏待居呼込候に付立寄候處、兼て尋候品は淺草邊に有之候間、同人方まで同道致し候様且加藤武雄の居所も相わかり可申趣に付、同車にて淺草藏前邊罷越候名前不存水茶屋にて暫時相待居候様申し、吉藏は立出無間も立戻り先方へ同道可致の處、少々差合有之此

處に待居も不都合に付、先方知人の由にて淺草藏前片町大谷三四郎方に候哉、其節は名前不存丸竹と稱する旅人宿へ立入、最早黄昏に至り不密に存候得共、吉藏は直に二階へ上り候間、自分も續て上り候暫くして同家雇女より酒肴差出すべくやと問合候得共、自分に於ては心得不申旨相答、便所へ参り立戻候處酒肴差出有之、吉藏より度々勧められ候得共氣分悪しき故一切相用不申、然るに梨子を差出し候に付少々喫し吉藏は獨酌にて飲終り、夕飯差出すに付是又相斷候得共、吉藏より度々勧め候に付、一椀を食し夫より一時間程も相立候得共、先方より何の音信も無之に付、吉藏へ斷り近傍まで納涼の爲め外出し、十二時頃と覺立戻り候處、吉藏は其場に寢臥居候に付、先方は如何の譯に候哉餘程時間も遅しと相尋候處、先方へ同人参りたる處必らず参る筈に付、今暫く相待居候様申すに任せ相待居候處、不計氣分悪しく吐瀉を催し候間、便所へ参りたる所増々劇しく二階へ立戻りたるに蚊帳を釣り中に床も二ヶ所敷並べ有之、吉藏より自分へ如何致せし哉と相尋候に付、右の趣相答候處、同人も氣の毒のよしにて蚊帳の中へ入り候様屢々申聞、殊に蚊も多く候間旁々蚊帳の中へ這入暫時氣を休め居る内、已に明治九年八月二十七日前一時にも相成る間説かしたるやも難計存遅くも自分歸宅不致候ては不相成旨申聞く處、是非とも先方の者参り候筈、今少々待居呉れ候様申聞追々深更に至り無餘儀歸宅は相止め、右蚊帳内に打臥候處吉藏儀彼是艶言申掛け戯れ候得共、



大酔の體ゆゑ程能く斷り置く内、吉藏は睡眠し彼是致す内、朝飯も喫し不申追々時刻も移り、午前十一時頃に相成候ても吉藏目覺不申候に付、自分而已晝飯を喫し勘考するに、是迄氣永に堪忍致すも際限無之、如何にも同人に誑かされたるは遺憾と存じ、強て呼起し是迄數度詐言而已申聞居、今日是有體に申し明すべくか、先方へ同道致し候哉其次第柄明瞭に申聞吳れ候様相迫り候處、同人儀更に取敢不申右様の儀は斷念し、自分存意に従ひ候様申しながら自分を抱き候得共、心中には是迄の始末も不申明而已ならず、同人所持品をも申紛し如何にも残念に不堪、彼是苦慮中、吉藏は種々戯れ掛られ終に自分を組臥せ、口へ手拭を當るや否九寸許りの短刀を抜放し、自分へ打掛る勢に付驚愕し、其手を打拂ひ候際同人の頸筋へ刀先當り、自分は其儘次の間へ逃退き候處、同人儀最早是切と言ひながら自ら咽喉を切りたる故、大に驚き同人側に立寄り候處、其儘相果候に付如何せん一時苦心及び候得共、必らず驚く場合に非ずと精心を靜め、此上は前條姉の敵なる證據取揃へ、且國許兩親へも一應面會致したる上其段可訴出と存じ、吉藏の持居る短刀をモギ取り血を拭ひ、鞘に入れ並びに兼て見覺への小柄も傍らに有之候に付、右二夕品を懷中し吉藏死體へは夜具を掛け寢臥せる體にし、同人は姉の敵に付打果し候趣一書を認め傍に差置、該宿へは用事有之近邊へ立出る趣に申成し、尤も連の者は相臥居候に付其儘に致し置き吳候様申聞、午後三時頃と覺同所立出夫より

行川やす方に止宿罷在候處、九年八月二十九日被召捕。自分心得にては、前書短刀並に小柄共右やす方二階に差置候儀と相覺候事。(了)

高橋おでん判決文

(明治十二年二月一日 東京日日新聞)

兼て前號にも度々記せし去る明治九年八月二十六日の夜、淺草御藏前片町の旅人宿大谷三四郎方にて後藤吉藏を殺害したる高橋おでんは、昨日東京裁判所にて

群馬縣下上野國利根郡下牧村四十四番地平民九右衛門養女

高橋おでん (二十九年二月)

其方儀後藤吉藏ノ死ハ自死ニシテ己ノ處爲ニアラザル旨申立ルト雖ドモ、第一右吉藏ヲ殺害セシ云々ノ書置及ビ當所警視分署及ビ明治十年八月十日ノ糺問判事ニ於テノ供狀、第二醫員ノ診斷、第三今宮秀太郎ノ申供、第四旅店大谷三四郎等ノ申供、第五完倉佐七郎ノ申述、此ノ衆證ニ依レバ自殺ニ非ザル事明白ナリトス、而シテ廣瀨某ノ落胤、或ハ異母姉ノ復讐ナリト云ヒ、又ハ姉在世ノ景況及ビ須藤爲次郎等ヲ證據人ト云フモ、果シテ姉ノ生所等一モ認ムベキ徵憑ナシ、是レ畢竟名ヲ復讐ニ託シ、自ラ賊名ヲ匿サン爲メニ出ル遁辯ナルモノトス、此ニ由テ之ヲ觀レバ徒ニ艷



情ヲ以テ吉藏ヲ欺キ財ヲ圖ルモ遂ニ能ハザルヨリ、豫メ殺意ヲ起シ刺刀ヲ以テ殺害シ財ヲ得ル者ト認定ス、依テ右科人命律謀殺第五項ニ照シ斬罪申付ル。

と申し渡され、法廷より半臺に乗せて市ヶ谷の刑場へ送られたるが、裁判所内にて獄丁を見れば永々御厄介に相成りましたと、一々禮を云ひて悪びれたる體は少しも見えず、流石に大膽なるものなりとて見るもの驚ろかぬはなかりしとぞ。

(編者) 高橋おでんの處刑の折の様子について十二年二月一日の郵便報知新聞に次の如く記載してある。

お傳は市ヶ谷監獄署に於て處刑の折り暫くと太刀取りを止め

亡きつまのために待得し時なれば

手向にさきし花とこそ知れ

と一首の辭世を口占み首領を伸したればヤツト聲掛け切り下ろす刃の下に、何に思ひけん、申し上げ度きことありとて首を左右に振りしかば初太刀を仕損じ臆に切り掛け二度振り上る折り南無阿彌陀佛と唱へしゆるゑか又も仕損じたれば據なく咽より搔き切りしとぞ

### 熊坂長菴

#### 熊坂長菴の處刑

(明治十五年十二月十一日 東京日日新聞)

贋札一件にて名の知られたる熊坂長菴は、去る八日神奈川重罪裁判所にて無期徒刑の宣告を受けたり、其言渡書は本日の公判欄内に就て見らるべし、扱又同人の贋造紙幣の追々に發見せしは、第一國立銀行にて八十一枚、京橋區役所にて三枚、其他栃木縣等數十ヶ所より發見の届出を爲すもの今日まで絶すと云ふ、此裁判に付き一の話あり、同人の辯護人某が審廷にて辯論の末、檢事が刑法第百八十二條に依り云々と述べられたる時、辯護人曰く、刑法の適用は檢事と同意なり、但し被告は餘り美事に紙幣を偽造し、其手際の非凡なる廉を以て酌量輕減あらんことを望む、と云ひ立たるが是は判事に於ても採用せられざりしといへり。

#### 裁判言渡書 (同上)

##### 裁判言渡書

神奈川縣相模國愛甲郡中津村十七番地平民

熊坂長菴



熊坂長菴(三十八年七月)

其方儀明治十年二月頃より、内國通用の貳圓紙幣を偽造せんと發意し、繼て之れが豫備を爲し明治十一年一月に至り、遂に之を偽造し、爾來遊蕩に漫遊に其他處々に之を行使して、本年に至りたる事實は司法警察官の調書、檢察官の調書、豫審係の調書、高座郡田名村平民鈴木熊五郎が始末書及び其方の自宅に現在せし偽造紙幣、並に偽造の用に供し、又は其用に供す可きものと認めたる器具、洋紙等の充分なる證據に因り認定せられたり。依て刑法第八十二條初項に照し無期徒刑に處す。

但し犯罪の用に供したる器具は、刑法第四百四十三條第四十四條に據り沒收し、洋紙其他十六品は還付す。

尙豫て差押置きたる家屋地券品等は悉く解放す、公訴裁判費用は渾て負擔す可し。

明治十五年十二月八日

神奈川縣重罪裁判所に於て

- 裁判長 判事 西 瀧 訥 陪席判事 別 役 元 昌
- 陪席判事補 松 浦 久 彦 書 記 高 知 安 三 郎
- 干預檢事補 清 水 純 考

○不服上告

(同年十二月十四日、東京日日新聞)

紙幣偽造の犯罪にて無期徒刑に處せられたる熊坂長菴は、其裁判を不當として、去る十一日上告致せしと云ふ。

熊坂長菴の上告(明治十六年十月二十五日)

(東京日日新聞)

神奈川縣下相州愛甲郡中津村十七番地平民、畫工熊坂長菴(三十八年)は内國通用の紙幣を偽造せし件にて昨年十二月八日神奈川重罪裁判所にて、無期徒刑に處せられしを不當として大審院へ上告せし其要領は、紙幣偽造の嫌疑にて就縛の際押收せられし二圓紙幣は、去る十一年二月十三日、四谷區荒木横町なる石田幸平が、二圓紙幣を携へ來り、下總の小野昱の勸めに依り所持の古金五百圓と賣買し、其紙幣にて遊蕩し、其末家に在ること僅に二十日に過ぎざれば、右を偽造すべき暇なし、況や銅版の鏤刻、印刷の術、色肉の製法とも學び得たる事なければ、偽造すべき筈もなきを、原裁判は精神錯亂中にせし妄語を信じ、紙幣の偽造者とし無期の徒刑と云渡されしは、不法なりとの旨なりしが、對手檢事は上告趣旨の不當なるを辯駁せられ、專任判事鳥井斷三君は代言人の陳述檢事の意見を聞れ、右上告の旨は徒らに當否を論ずる迄にて、破毀を求るの原因とするを得ず



とて治罪法第三百二十七條に依り、一昨二十三日同院にては右上告を棄却せらるゝ旨申渡された  
り。

(編者) 維新後の刑法は明治元年十月に徳川幕府の舊法を改訂し、三年十二月に新律綱領を公布して「引廻  
しの上臬首」等の處刑方法を廢止し、更に改正補足を加へた改定律令が六年七月、歐米の刑法に摸した新刑  
法が十五年一月より實施された。従つて前掲の熊坂長菴の判決文が、初期のものとは全く體裁を異にして居  
る所以である。

## 會津の小鐵捕縛

### 會津の小鐵

(明治十六年三月二十三日  
郵便報知新聞)

同人は本名を上坂仙之助かみさか せんすけと稱し、京都府下京區第二十六組三ノ宮町に住居して、破落戸の大親分  
たることは、衆人の知る所にて、京都、大坂、神戸、滋賀等に子分二千餘人あり、其子分の又子分  
なる者を合すれば殆んど一萬餘あるべし。此者等は常に知事縣令、或は警部が何と云ふとも、其命  
に従ふに及ばず、小鐵親分の一言は如何なる事にも遵奉して死を顧みずといへり、此の如くなれ  
ば小鐵の威權は益々増長し、諸國の博奕場より同人に納むる金額平均一日三百五十圓なり、故に其  
奢侈なること尋常人の企て及ぶ所にあらず。且つ從來京都警察署の探偵を爲し居るに因り、同人の  
子分が違犯するも之を鞫問せらるゝことなし、然るにまた近頃同人が一の別莊を洛京愛宕郡白川村  
に新築して博奕場となせしかば、下京警察署長田中貴道氏はもはや忽せに措き難しとて、去る十四  
日午前一時頃臨時に警部巡查六十餘名を招集し、皆な草鞋を穿きサーベルを帶はしめ、先づ知恩院  
山門へ集合したり、此時まで他の警部等は何の事あるを知らざりしが、頓て署長田中氏は其人數を

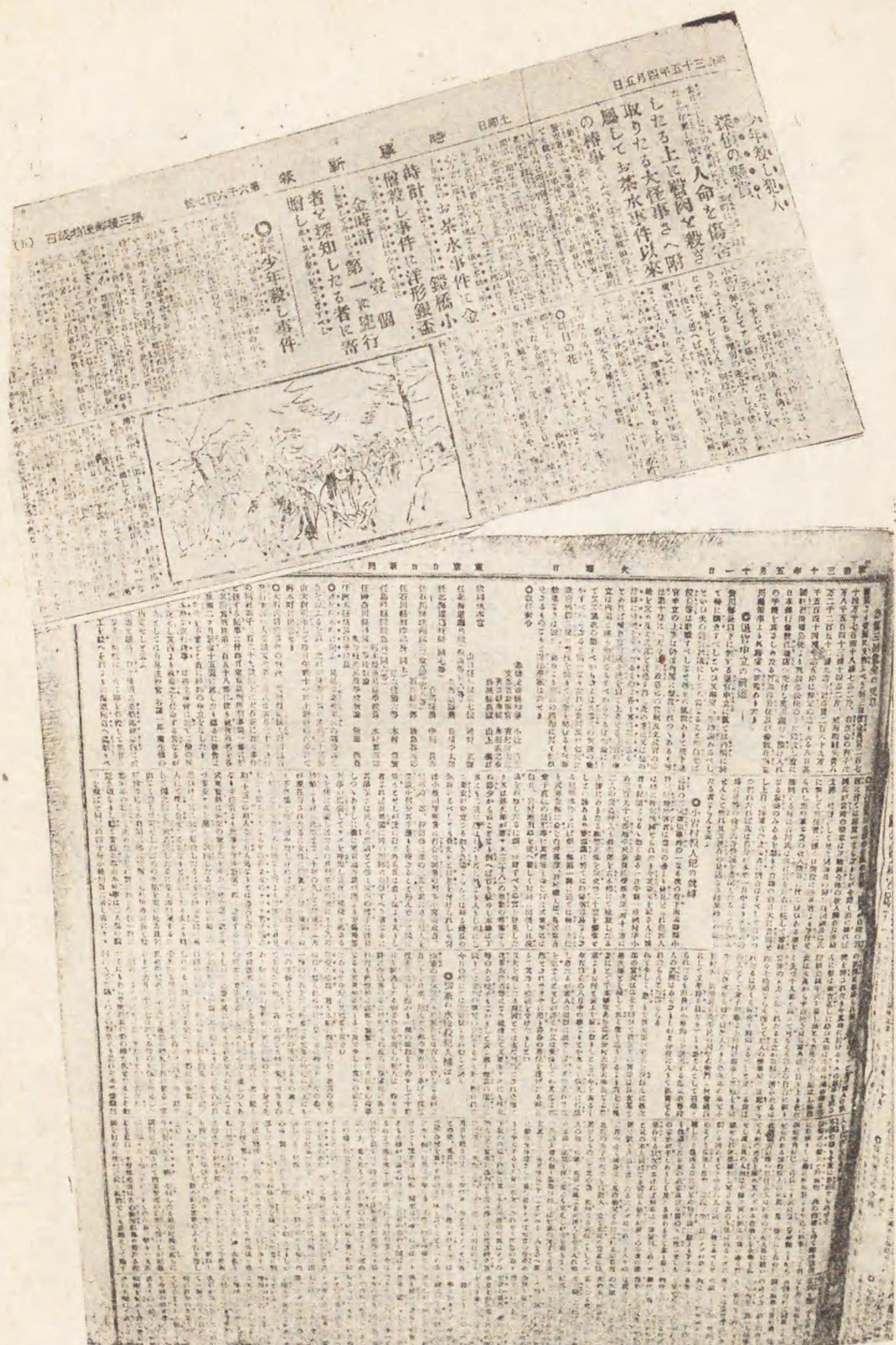


三隊に分ち、自から指揮して白川村なる彼の別荘へ押寄せ、若し抗する者あらば切捨てよと命令を下し一時に家内へ進入して、遂に小鐵及び居合せたる子分五十餘人を捕縛し、下京警察署へ拘引して後ち小鐵の宅を取調べられしに、證據となるべき書類數多あり、其中に京坂官吏中にも往復せしものありて、後日事實の取調べに至らば如何なる所へ影響するやも計られず、實に近來の一大事件なりと、又右の宅内に小銃八挺、刀二十本、槍、モヂリ、サスマタ等數十本ありし由、下京警察署は諸方に散在せる子分が何時押寄せ來りて、小鐵を奪ひ去らんとするの暴行あるも圖られずと、擊劍に熟練の者數十名が晝夜嚴重に警備し居られ、神戸、大坂、大津へ即刻警吏數名が出張せり、又右捕縛の際巡查五名負傷したりと。

博徒所刑

(四月二十五日 東京日日新聞)

曩に捕縛せられし京都府愛宕郡吉田村平民上坂仙吉(綽名會津の小鐵)は賭場を開帳して利を謀り、又は博徒を招結したる者律に照され重禁錮十ヶ月罰金百圓を附加せらる。上坂嘉造以下三人は同條重禁錮八ヶ月罰金五十圓づつ附加、柿木松之助以下十六人は財物を賭して現に博突を爲したる者律に照され二ヶ月の重禁錮罰金五十圓を附加せらる、自餘の十六人は犯罪證據不充分なるを以て放免との旨を京都重罪裁判所にて申渡されしは去る十六日の事なり。



は圖下・文賞懸と(頁七十二百三文本)道報の件事取肉腎は圖上十五百文本文)件事水の茶おび及(頁五十九百文本文)し殺主亭村岩小事記の(照參頁二



# ピストル強盜

## 強盜捕縛(明治十九年十二月四日時事新報)

昨三日午前五時頃、日本橋區馬喰町二丁目一番地石川スゞ方へ、年齢三十五六位なる士族體の曲者が拳銃を携て押入り脅迫して、金圓の在所を尋ね居る内、同家の雇人岡島長次郎が思はず聲を揚ると彼の賊は同人を目掛けてズドンと一發放ちしに、急所を外れて右の股を打貫しが、最早夜も明離れたるが上に、砲聲の戶外に漏たるに付ては必ず巡査の來るに相違なしと思考せしにや、財を得ずして一散に戶外へ逃出したり、是に先だち表に客待の車夫が、同家の人聲といひ砲聲といひ這は強盜の入りたるならんと、早くも最寄の巡査派出所へ訴出しかば、其は容易ならずと詰合の巡査小川瀧次郎氏が韋駄天走りに驅來る、出合頭に曲者は斯くと見るより、又も一發同氏を狙て放ちたる彈丸は脇へ翦れ同氏は烟の下を潜りて、矢庭に無手と組付大道へ押伏たるに、賊は下より用意の短刀を以て同氏の胸部に二三ヶ所迄突疵を負はせたる處へ、今一人の巡査が馳着け難なく捕縛し、一應尋問の上警視廳第二局へ送附したるが、此賊は神奈川縣下八王子邊の者にて太田清光と名乗り、去

る明治十五年以來、常に短銃を携へて數十箇所に押入りたる大賊にして、既に其筋に於ては此者の搜索に付二千圓餘の金額を消費したる程なりと。又負傷せし小川氏へは直に手當金を附與したるよし。

## 太田清光の本名(明治十九年十二月二十一日時事新報)

此程久松町警察署の巡査小川訖太郎氏の爲に捕縛され、目下其筋に拘留中なる拳銃携帶の強盜太田清光といへるは偽名にて、此悪漢は本所區松坂町二丁目四番地に住居し、表面には香川流の按摩揉療治渡世と近所の者を瞞着し、其隣家には一人の妾を置き女名前の表札を掲げたるも、其實一家内同様にて内部は自由に往來の出來る様になし、女は裁縫洗濯等を職となし居れば、誰とて強盜なりと思ふ者なかりしも無理ならず、其本名は清水定吉と稱し、元は舊幕の旗下松平某の家來にて劍槍柔術等にも達したる男なりと。

## 清水定吉死刑宣告(明治二十年八月十二日東京日日新聞)

東京重罪裁判所に於て昨日死刑の宣告を受けしは、前號に記載あるピストル強盜なる、本所松坂



町二丁目三番地平民揉療治業無籍太田清光事清水定吉(四十五年九月)にて、同人は明治二年より同九年夏中迄強盜及び追剝等の所爲二十餘度ありしも、右は公訴期滿免除となりて、今度公判を開かれしは同年九月十七日午前四時頃、日本橋區北新堀町二番地兩替商神戸清衛方へ押入り、金六圓五十錢を強取したるが第一にて、夫れより昨十九年十二月三日迄に都合五十六ヶ所へ押入り、口々合せ金千七百八十圓五十五錢七厘を奪ひ、剩さへ神田區佐久間町三丁目十三番地質商石渡六兵衛方へ押入りし際同人を切害し、尙此他に二人を切害し、又傷けしは都合七人にてありしと。同人が縛されし手續きは、當時の紙上に出せし如く同年十二月三日午前五時頃、日本橋區馬喰町二丁目一番地書肆石川スマ方へ至り、路次口より勝手に押入り、短刀を以て脅迫したる處雇人なる鹿島長次郎が金箱を抱へて居ながら出さざるとて、ピストル銃を以て一發放ちたるに、同人の股に當りたるより直に逃出し、同區橋町四丁目の四ツ角迄來ると、巡查小川佗吉郎氏に呼留られしに付直に懷中から同銃を出して砲發し、續いて短刀を以て疵を負はせ、又候逃出し横山町二丁目へ來ると、尙も同氏は屈せず追かけ來りし故、再び短刀を以て戦ひ同氏に負傷せしめたる際、他の巡查が來りて取押へられたる始末にて、同裁判所にては刑法第三百八十八條の強盜人を死に致したる條に照され前の申渡しありしとなり。

## 花 井 お 梅

## 秀吉箱屋を殺す

(明治二十年六月十一日  
東京日々新聞)

白薩摩の浴衣の上に藍微塵のお召の袴、黒襦子に八反の腹合せの帯をしどなく締め、白縮緬の湯具踏しだきて降りしきる雨に傘をも指さず鮮血のしたゝる出刃庖丁を掲げたる一人の美人が、大川端に此頃開きし酔月の門の戸をドン／＼叩き、オイ爺ンや早く明てと呼ぶ聲は、常と變りし娘の聲と老人の專之助は驚きながら、搔鍵外せばズツト入る娘のお梅、其場に右の出刃庖丁を投り出して、私しやア今箱屋の峯吉を突殺したよ、人を殺しやア助からねへ此から屯署へ自首するから、跡は宜い様に頼むよ、と云ひ棄て、飛出したるは此なん此家の主婦、以前は柳橋で秀吉と云ひ、後日新橋で小秀と改め、其後今の地に引移りて待合を開業せし、本名花井お梅(二十四)なり、抑も此騒動の顛末はと聞糺すに豫て此家に居る箱屋の八杉峯吉(三十四)は主人のお梅に深く懸想し、折節言ひ寄る事もあるを斯る商賣とて召使ふ雇人にすら愛敬を損ねぬが第一なれば、お梅は痛くも叱り懲らさず峯吉は扱は彼方も左許り意の無きには非ざりけん、されども向ふは世に聞えたる古る兵、殊



には戀の山かけて、もとく深く云ひ替せし情夫もあれば、一筋縄ではウンと云まじ、此上は威しに掛けて口説き落し、本意を達するが捷徑と思惟しけん。一昨夜十一時頃お梅は去り難き用事ありて大橋際なる或る人の家まで赴くを、峯吉は好き折なりと竊に臺所より出刃庖丁を持出だし、跡を追ひて濱町二丁目なる舊細川邸の脇にて呼び留め、幸ひ四邊に人も無しと、威しつ賺しつアハヤ手込にもすべき體なるを、素より聞かぬ氣のお梅なれば、大に怒り散々に云ひ懲して摺抜んとする様子を見て、峯吉もモウ此まで斯ても聞かぬば命を貰ふと、彼の出刃庖丁を取出だり、領髪取つて引戻す、お梅は取られて一生懸命、男が右の手にしがみ附て力を極めて出刃をもぎ取り又立掛るをウンと突く狙ひは暗にて分らねども、キヤツと一と聲したゝかに手應したれば、お梅は扱は殺したか此上は詮方なし、其儘我家へ走せ戻りて右の自首に及びしなり、扱又た峯吉は左の脇腹を突き通され一時其場へは倒れたるが、又息出でけん同町十二番地先まで躡めき來り、其處に倒れて遂に全く事切れたり、右は探訪より得たる事實なれども、此事につき世間にては様々の評あるよし、若又た後日左もやと思ふ説もあらば又其折に記すべし。

## 秀 吉 事 件

(明治二十年六月十四日 上)

箱屋殺しの事件に就ては、彼の社會關係の粹士中にさまざまの評判あるが、一説に同人は其二三日前より柳橋の徳田屋方に泊り居りて家へは歸らず、彼夜始めて歸り來りての騒動なりとか、又其前日同人は新橋の舊知己の家々を廻り、私も今度稼ぎの爲め大阪へ參り升と云ひて歩きし杯云ふ者あり、兎に角唯今の所にては風評百出、其一定の事實を知らず。

## 峯 吉 の 死 骸

(明治二十年六月十九日 上)

酔月のお梅(秀吉)の爲に殺害せられし、箱屋の峯吉が死骸をば引取人の無きよりお梅の父仙之助が申受け、我が墓所なる麻布笄町の長國寺へ葬りしが、茲に峯吉の従弟女に日本橋區浪花町五番地瀧口熊次郎母おけいと云ふあり、此頃の諸新聞に彼の一件の出で居るを人の話すより峯吉とは似寄の名、若やアノ峯さんでは無いかと云ひ、段々糺せば全く我が身内の峯吉と知れ、殺された明サ暗サは今に何とか分るであらうが、差向き當人の仇お梅の寺へ亡屍を埋られては、當人も浮ばれまいとて同人の死體を、改めて其兩親の寺へ埋葬せんと一昨々日右の義を其筋へ願ひ出しが、仙之助と協議の上更に出願せよとの指令にて、一應書面は下戻しになりしと云ふ。因に記す昨日の紙上に記せしお梅の證人、若くは參考人として豫審廷へ召喚せられし、小川やゑは一申節の師匠にて宇治



八重と云ひ、本阿彌三五郎は或る商社の社員なりとか、共に秀吉とは平生より餘程懇意の中なりとの評判あり。

秀吉の咄し

(明治二十年六月二十一日 上)

秀吉が彼の事件の前新橋の知己の家を暇乞に歩きしと云ふは前號にも記せしが、此の説は虚構の事にも非ずと見え、彼の秀吉とは別懇と聞えたる八官町の宇治八重(一中節の師匠)が方へ彼の日夕方秀吉は人力車にて入り來り、上へも上らず戸口にてお八重さん〜と呼ぶにぞ、オヤ秀ちゃん堂したのと云へば、お師匠さん私しも是迄色々世話様になりましたが、些と都合があつて上方へ参りますから、暫くお目にも懸られませんか、ソレで一寸お暇乞に出ましたと云ふ、其顔色は色青ざめて唯ならず、足は跣足にて小さき風呂敷包一つを持ち居たり、其時お八重は秀ちゃん又お父さんと喧嘩をしたね、宜加減におよしよと云ひて別れたるが、お八重はいつもの事と別段氣にも留ざりしに、其夜彼の事件を引起したり、今更ら思へば氣味が悪しと同人より近邊の人に語りしよし、何さま變しな咄し。

花井うめの公判

(明治二十年十一月十九・二十日 時事新報)

豫て本紙上に記載したる如く、東京重罪裁判所に於て昨十八日、花井うめ謀殺被告事件の公判を開くより、傍聽人は早天より續々と詰掛け來り、無慮一千有餘人もありと覺しく、さしにも廣き同構内も人も埋もるばかりにて、夫等の人々時刻と共に公廷の入口に折重なりて押つ押れつ、其雜踏言ふ許りなく爲めに硝子窓の破損したるも多く、廷内はギツシリ身動きもならぬまでに詰込みたれど、過半以上は窓外にありて人山を築き藁々として何時靜まるべくも見えざれば、警官をして門外に追拂はし、門戸を閉鎖したる程にて、先年開廷の高等法院にも劣らざるの有様なりしは、随分驚き入たる事なりし、扱被告うめ并に其辯護人角田眞平、大岡育造兩氏出廷して、間もなく裁判長小杉評定官、陪席永井、古宇田兩評定官、檢察官岩田檢事等の係官出席し、夫々坐位定り裁判長は例の通り被告に向ひ、其氏名住所年齢族籍等を尋問したる後、書記をして北畠檢事長の公訴狀を朗讀せしむ。(中略)

公訴狀の朗讀終りて裁判長は、被告うめに向ひ是れより其方の來歴よりして、犯罪の始末を訊問すべしとて、順次訊問を始め被告は其訊問に對し、逐一答辯して云へる様、自分は其生國下總を四



歳の時に東京せしが、九歳の時日本橋區吉川町三番地平民岡田常三郎の養女となり、十五歳にて始めて藝妓とはなりしが、十八歳に至り獨立ちにて元柳町十番地に於て藝妓をなし、小秀と稱し二十歳の暮頃まで居りたり、養家を離縁されたるは二十歳の末なり、二十二歳の暮より新橋日吉町に秀吉と改名して同じく藝妓たりしが、昨年十一月より本年一月まで一時廢業し、更に二月より五月まで又々藝妓となれり、其當時は兩親と同居せず唯男女兩人の召使のみなりし、尤も妹分の抱子三人は、當年一月より柳橋に支店を出し夫れへ分居させたり、峯吉を抱へ箱屋とせしは昨年五月頃なり、彼は三十三歳位にて其出生の地は知らず、別に何の縁と云ふ事もなければ、十六歳の頃時々顔を見合はしたる事ありし、同人が澤村源之助の召使たりし事は聞及ばず、彼には奉公中一月に一圓宛を給與せり、彼が不行届の事をなすは薄々考へ居る位なり、开は外より取集たる金を充分に納めざる事なり、酔月樓は五月十四日頃より開業し、名義は父專之助なれど其實自分の開店なり、峯吉の事は餘り知らざりしが、父が雇置く事にし自分に召使へと申すに付、如何はしくは思へど其言葉に従へり、峯吉には重に使ひばかりをさせたり。五月二十三日の夜帳場取扱の事にて父と爭論した末、本阿彌三五郎の許に至り相談の上、長谷川すゞ方へ至りしが、二十五日夜に至り歸宅したれども最早遅かりしかば、父は濱町三丁目宅に歸りて居らず、其翌朝來りしも店の用向に取紛れ何も申

さざりしが、自分は堪へ兼ね人にも頼み父子の折合を附くる様仲裁を試みたれども、充分の運びに至らず、兎角する内翌朝八時過、父は再び來りて酔月樓は自分の名義なれば休業するとて、休業の札を貼出したり、夫故自分はブラ／＼其家を立出で、京橋區八官町にて遊藝の師匠たりし小川屋やゑ方に至りしに、内々其事情をも知り居る様子にて、温泉に行くが宜しからんと勧めに、やゑと共に池上の温泉に赴き、本阿彌三五郎も参り合せ三十一日まで同所に居り、更に磯部温泉(根岸鷺溪)に來り、六月四日まで同所に居りしが、知る人に邂逅したるにぞ自分の事情を話すと、父に能く相談し歸宅のなる様取扱ひ遣すべしと申して相分れ、四日の夕長谷川すゞ方に至り、六日まで同家に泊し、六日更に日本橋區米澤町船宿福田屋あさ方に至りたり、同家には三日間居りて、九日の午時に至りあさは自分へは何とも申さざりしが、後に聞けば酔月樓に赴きたるよしにて、其時は父が留守中にて峯吉に會ひしに、營業も引續き中々繁昌なりと語り、あさがお神さんが居らざれば嘸忙しからんと申せしに、アンナものが居ても居なくても宜しいとか云ひたるにやに話せり、其後知る人の來りて和合する様盡力して遣りたきものなれ共、親子の間柄なれば却て他人交らずに、自ら行き話しを附ける方が宜しからんとその事を申すにぞ、其夕刻五時頃同家より下駄雨傘を借り、何心なくブラ／＼と立出で、途中にて人力車に乗り葭町に至り、小川屋に持ち行く爲蓬萊屋にて煮豆を買



ふと、其向ひに鐵物屋あるに付又其家に至り剪刀、小刀、出刃庖丁を買ひ、孰れも紙に包みて其儘帯に挟み、夫れより小川屋やゑ方に至り、明日は大阪に赴く積りなりと申し、且つ使を本阿彌三五郎の許に遣はして呼び招きしも同人は不在の趣に付、何を書きしか確に覚えざれどもお頼み申し度事もありて、使を遣はせしも未だ歸宅なきに付、是等の物を置くこと云ふ様なる意味の手紙を認め、紙入に五圓を入れ別に紙に十圓を包みて、本阿彌三五郎に渡し呉れとて、やゑに托し置きたりと陳述したり。是に於て裁判長是れより峯吉殺害の事實なれば、能く心を落付け間違ひのなき様申立つべしと注意し、猶ほ引續き訊問を始め被告は又も答ふる様、其夜七時頃濱町の醉月樓近傍に至り、辻待の車夫に手當を與へて、峯吉を呼出させしも使に出て留守中なりとの事に、柳橋の方に向ひ凡そ二十分間も徘徊し居ると、峯吉が柳橋の方より歸り來るに邂逅し、自分も言葉を掛け彼もお神さんですかと申したり、自分は少々話す事ありと申すと、彼れは鳥渡家に歸り品物を置き來りしかば相共に横町に入り、福田屋が行き自分の事を話したるならんと申せしに、少し考へて面會したりと答へたり、夫より家の事をも聞きしが、自分は何卒家に歸り度に付、峯吉に其事を取扱はず心なりし、峯吉は父が中々立腹し居れば急に歸る譯にも參り難ければ、兎も角懇意の者の家に行き居れと申し、餘り無禮なりと腹立たしく且つ戀慕の事を申掛け、其意に従はゞ歸宅し得る様取り扱はんと

の意味合の如くに思はれしが、其懇意の者の家に行くはイヤだと申したり、何分此場合の事實は夢中にて能くも覺えず、慥か峯吉に自分の右肩を突かれて打轉びし際、右手にて逆に出刃庖丁を執り打つ手を拂らひたり、一度突きたる儘、自分は驅出せしが峯吉も歩行て一方に逃げ出したる様覺えたり、自分は家に歸ると父は帳場にありしが、物も言へざれば手眞似して其事を話し、警察署に申し出でんとするを、父は自分を抱き留め、父に背負はれ濱町三丁目なる父の家に到ると、母も歸り來れり夫より父と共に久松警察署の手前に到り、父に別れて自首したりと陳述し、已に正午十二時を過ぎたれば一と先づ閉廷したり。

### 花井うめの裁判宣告 (明治二十年十一月二十二日)

(同上)

豫て前號の紙上に記載したる如く、東京重罪裁判所にては昨日午前十時三十分、花井うめを召喚して其裁判を宣告し、謀殺罪と認定して一等を酌減し、無期徒刑に處せられしが、被告は其裁判を不當なりとし、大審院に上告するよし、當日も傍聽人中々出掛け延内に充満するに至りしかど、同院にては過日の如き雜踏ありてはとて、十名程の巡查門前に立ち其人員の制限を立てしかば、幸ひに亂雜の患はなかりし、扱其の裁判言渡書は左の如し。



## 裁判言渡書

東京府京橋區日吉町九番地平民 花 井 梅 (二十四年二月)

右花井梅に對する謀殺被告事件檢察官の公訴に依り審問を遂ぐる處、被告梅は明治二十年五月十四日、日本橋區濱町二丁目十三番地に於て、實父花井專之助の名義を以て酔月樓と稱する待合茶屋を開店せしに、爾來其營業上の事に付、專之助と互に異なる事の多かりしより、數回紛紜を生じたる末、專之助は一旦同樓の家事を被告に任せたるに、明治二十年五月二十七日朝專之助は再び家事を處理せんと申聞け、突然其門戸を鎖ざし且休業の札を張出したるより、被告は此所爲に堪え得ずして直に自家を立出で、夫より荏原郡池上の溫泉明保野樓、京橋區木挽町長谷川すゞ、根岸溫泉業久永やす、日本橋區米澤町福田屋事石崎あさ方等の各所に宿泊し、其間歸宅をなし難きの事情あるより川村某なる者に托し、其事を計畫したるも其意を達すの場合に至らず、殆んど窘究身を措く所なき思をなし、是に於て被告は倩々考ふるに峰吉事八杉峰三郎は、被告が會て京橋區日吉町に於て秀吉と稱し、藝妓たりし頃より雇置き、尙ほ引續き酔月樓に雇人となし置き、從來被告が恩義を蒙らしめし事尠なからざるに、反て近時に在りては兎角被告を疎んじ、表面專之助を助くるを名として一己の利慾を圖るより、今日斯くは父子間不折合の調和せざる事と思考し怨恨措く能はず、明治

二十年六月八日に至り、被告は福田屋方にありて、夜中鬱悒の餘り寧ろ峰三郎を殺害せんとの念を起し、其翌九日午前中に在りて歸宅の計畫を托せし者よりは仲裁の事を謝絶せられ、又福田屋主人石崎あさが酔月樓に至り、被告が歸宅の事を談ぜんとせしに、專之助は不在にして峰吉が被告の歸宅を拒むの語氣ありし事をあさより聞知し、是に於て被告は淺慮にも峰三郎を殺害せんと決意し、其日午後二時頃事に托して福田屋を出で、日本橋區新葎町平民古銅鐵商巢合縁方に於て、出刃庖丁を購求し夫より京橋區八官町八番地平民小川やゑ方に至り、明十日大阪に出發するとの事に托して、暗に訣別の意を表し、會てやゑより借受たる烟草入等を返し、又紙入金圓等を本阿彌某へ贈らん事を依托し、夜に入り同家を立去り、前顯出刃庖丁を携へ同夜九時過酔月樓の近傍に至り、辻待の車夫をして峰三郎を喚出さしめ、暫くありて峰三郎の來りしに出會ひ、同人を濱町二丁目の横町に誘ひ行き、峰三郎に對し被告の歸宅を妨ぐる事を語り、携ふる所の出刃庖丁を以て峰三郎の右背第十一肋骨下縁を刺し峰三郎は其夜爲めに死亡し、被告は右出刃庖丁を携へ、日本橋區久松町警察署へ自首したり。右事實は豫審判事檢證調書、醫師の屍體檢斷書、長谷川すゞ、河野實成、石崎あさ、同とく、小川重、川村傳衛、巢合縁、岩森伊三郎、松田ふじ等の證言、参考人本阿彌三五郎、花井專之助の陳述、犯罪の用に供したる出刃庖丁、押收したる物品、并に被告が豫審及び當法廷に於て



の陳述等に徴し其證據充分なりとす。之れを法律に照すに、被告の所爲は刑法第二百九十二條、豫め謀りて人を殺したる者は、謀殺の罪と爲し死刑に處すとあるに該當す、依て死刑に處すべき處原諒すべき情狀あるを以て、同法第八十九條第九十條に照し本刑に一等を酌減し、被告梅を無期徒刑に處する者なり、但し犯罪の用に供したる出刃庖丁は、刑法第四十三條に依り沒收し、押收したる衣類外數品は治罪法第三百八條に依り還附す。

明治二十年十一月二十一日於東京重罪裁判所檢察官檢事岩田武儀立會宣告す。

裁判長 控訴院評定官 小 松 直 吉

陪席同 永 井 岩 之 丞

陪席同 古 宇 田 義 鼎

裁判所書記 内 田 正 雄

註 被告お梅はこの判決を不當となし、大審院に上告したが、翌二十一年三月六日付を以て上告棄却を宣告された。かくて獄に下つたお梅は明治三十六年四月十七日特赦の恩典に浴して出獄し、牛込にて小間物屋をやつたり、淺草で汁粉屋を開いたり、或は寄世等に出演したりしてゐた事は周知の事であらう。尙お梅は大正五年十二月十二日死亡した。

# 放火殺人事件

## 出火の詳報

(明治二十二年六月七日 讀賣新聞)

昨日不取敢附録に出した、日本橋區堀江町四丁目一番地(俗に照降町)の浪花製蒲鉾商丸萬こと奥野源之助方より出火し、折柄東南の風強かりしと尻火にて焼け廣がり、全焼二十二戸、半焼十戸土藏三棟(内一は火元、二棟は茶舖豊田の藏)物置一棟が焼失して、十時五十分鎮火せしが出火の原因は未だ分らず、其理由は鎮火後今日に至るも主人源之助の行衛知れざるのみか、出火の際は女房お八重は店の若者と小僧を連れて、水天宮の縁日へ參詣中群集の中にて火事よと云間もなく、後ろに上し火の手は間近く方角さへも悪ければ、引返して歸る途中は、縁日と火事の合併したる場所柄なれば退引ならぬ人込み中、照降町だ蒲鉾屋の見當だ、といふを聞いて驚きよるめきながら間近くなれば、向ふより來る人毎に蒲鉾屋なり、丸萬なりといふので彌よ驚き、人掻き分けて漸と親父橋まで來て見れば我家は炎の中にあり、是は如何にと途方に暮れ、事情を述べしも混雜の場合巡查にも聞取り難かりしか、又如何なる事情を述ぶるも同橋より先へは通ぬが故遠廻りして、銚橋、兜橋



江戸橋を渡り、荒布橋に至りしも同様通されず、殊に我家は火元なりと云はれて、今は歸るに家なく既に我家は灰となりたれば、是非なく親類へ二人の雇人を連れて、出先から立退いたる譯にて如何なる場所より出火せしやら、更に知る者なしとの事なり、又此火事に消防夫十名負傷したりといふ。

### 照降町の火事は放火なり

(明治二十二年六月八日 上)

昨日の紙上に記せし堀江町(里俗照降町)の出火の火元なる奥野源之助(三十一年)は所在不明との事なりしが、其後同人の死體が同家の藏前座敷跡の灰の中に仰向けになり、左右の手及び兩足膝下より焼け落ち、其他も焼け爛れたるも腰部一ヶ所、左り肩先一ヶ所に深き突き傷ありて、咽喉に一ヶ所(足は肉焼け去り不判然ながら)突傷あるよしにて、出刃庖丁が一挺其處より出しは、家業に用ふる同家の品なり、また女房前田お八重(二十五)といふは、元吉原江戸一の貸座敷待八幡の娼妓櫻木と云し者にて、外に家族は雇人同様となり居たるお八重の甥に當る、前田善五郎(二十六歳)といふ者のみなりしが、源之助、お八重、善五郎の行方知れざるより、久松町警察署に於ては巡查を八方へ手分し探偵に盡力し、終に一昨夜九時頃善五郎が八丁堀の或る家に潜伏して居る處

を捕縛の上、同署へ拘引し取調られし處ろ、懷中に四五十圓の金を所持して居るは、只の物取にてはなく、殊に依たら同人が源之助を殺して放火せしものならんとの嫌疑にて、尙厳しく訊問中のよし。(下略)

### 蒲鉾屋殺し

(明治二十二年七月十五日 上)

日本橋區堀江町の蒲鉾屋奥野源之助の殺害事件につき、拘引せられたる前田善五郎の豫審は故殺及び放火犯との終結にて、此ほど東京重罪裁判所へ移されたるに付き、第三期の中ごろに公判を開かれる筈なりと云。

### 蒲鉾屋事件の重罪公判

(明治二十二年十二月四日 上)

本年六月五日の夜日本橋區堀江町四丁目の蒲鉾屋奥野源之助を殺害し、金三十七圓餘を窃取り剩へ火を放ちて、同家及び近傍の家屋三十餘戸を焼失せしめたりと云、世に名高き蒲鉾屋事件被告人前田善五郎(三十六年)の公判は、昨日午前十時より東京重罪裁判所に於て開廷されたり、裁判長北村泰一、陪席判事永井岩之丞、松野貞一郎の諸氏及被告善五郎辯護人角田眞平氏等出廷し、證據



物件としては、被害者亡奥野源之助の焼爛れたる肉及其下にありし疊の焼屑、出刃庖刀、血に染みたる半天、同紙幣、同半天等を卓上に並列せり、裁判長は式の尋問をなし、書記をして公訴狀を朗讀せしめしが、其大要は

「被告人前田善五郎は、日本橋區堀江町四丁目一番地蒲鉾屋奥野源之助妻やへの甥なる縁故を以て、明治二十一年十一月頃より右源之助方へ同居し、若干の雇ひ給を貰ひ立働らき居たる處、明治二十二年六月五日の宵やへは店の小僧岡部政太郎、須崎壯之助の二人を連れて蠣殻町の水天宮へ參詣中、留守の源之助獨り休み居れる故、其際被告は隙を窺ひ財物を盗まんと思ひたるを、即時必らず露はるるの恐あり、之を掩はんには先づ源之助を殺して家に火を放ち、其痕跡を滅するに若かずと始めて殺意を決し、裏所の出刃庖丁を以て不意に乗じ源之助を殺害し、續いて座敷に火を放ち置き、金錢、衣類を盗み、早くも犯所を抜け出たるものにして、謀殺するの所爲は刑法第二百九十六條に、放火の所爲は同四百二條に、窃盜の所爲は同第三百六十六條第三百七十六條に該當するものに付き、同第一百條に照し處斷すべし。云々」

なりき。而して同被告が裁判長の問に對し、答へたる所によれば、同人は三重縣安濃郡塔世村百二番地の者にて、未だ部屋住なれど八百屋又は魚屋を業とし居たるに、思はしからぬ所あるを以て、數年前親父を残して逃亡し、横濱日本波止場の或飛脚船に乗り込み居たるが、明治二十一年十一月

五日少しく足部に負傷せしを以て、叔母甥の縁故を以て奥野源之助方へ尋ね行き給金も定めず、下働兼權助をして居たる處、本年六月五日の夕方源之助の妻おやへが店の小僧岡部政太郎、須崎壯之助の二人を連れて、水天宮へ參詣に出た後源之助は、土藏前なる四疊半の座敷に居る善五郎に向ひて、少し話しがあるから表を締めて此處へ來いと云ふに付、夫々戸締りをなし源之助の前に至れば源之助は改まりたる言葉にて、貴様は親父の許を逃げ出して來た譯ゆゑ、親父に對しても最早家へ置く事が出来ぬゆゑ、只つた今出て行けと云ふに、善五郎も其意外なるに驚き、別に行くべき所もなければ一日二日此家に置き呉れなば、芳町の請宿へ頼みて身の落付を計るべし、就ては其身元引請に成りては呉れまじきやと云へば、源之助は請人に成れる位なら出て行けとは言はぬ、と言切りしより、然らば是まで七ヶ月間働かし給料を渡し呉れよと請へば、源之助も異議なく之を承諾し、算盤を取りて、一ヶ月金一圓五十錢とし都合十圓五十錢となる、此内當座貸の分五圓四十六錢を差引、尙ほ過般善五郎の父上京の節之へ貸渡したる金五圓を引去れば、現金僅かに四錢となれ共、夫れ丈にては身の振り方も附かざるべきゆゑ、一圓下渡すにより早々出て行けと云ふに付、善五郎は親父へ貸したる金まで差引くは餘り残酷なり、況して貸したか貸さぬか知れぬものを差引かるゝは困難なりと言争ひしより、源之助は大に怒りて善五郎の横面を撲り倒したれど、尙ほ靜かに國へ歸



へる旅費として三圓丈貸渡し呉れよと頼みたれど、源之助に於ては一向聞入れず、強情に出て行か  
ずば己れが斯して出してやると立かゝるに付、善五郎も耐へ兼ね源之助の横面を撲りたれば、己れ  
生かして置けぬ奴と、臺所より出刃庖刀を持出し善五郎へ切りかけたるにぞ、同人は土藏前なる揚  
板を外して立ち向ひしも、少しく受け損じて右の腕へ微傷を負ひたれば、愈々怒りて揚板を振り、  
源之助の持ちたる出刃庖刀を打ち落し、急ぎ之を拾ひ取る時右の掌へ負傷したるに、此時源之助は  
己れと言様飛びかゝり、善五郎の頭にむしやぶり付く機會、出刃庖刀が源之助へ觸れたるより、双方  
血班だらけに成りて組合ひしが、此騒ぎに天井よりつるしたる洋燈を打ち落し、座敷中一面の火の海  
となり、既に天井裏へ燃え移りたれば、大に驚き之を消さんとせしかど、到底及よばざるに付、切めて  
は用箆箆にても持出し叔母なるやへに引渡さんとせしが、此時火勢は一層熾になりしより、箆箆の中  
の衣類數品と金若干とを持ち、裏手の戸を蹴破りて外出し、八丁堀なる折屋四谷才吉方へ赴きしに、  
既に才吉は火事場へ赴き、同人妻よねなるものゝ好意に任せ、膏藥を貰ひて傷口へ貼り、神田淡路  
町の方へ來りし時、源之助の妻おやへと才吉に出逢しが、碌々話もせぬ内右兩人は人力車に乗り、  
淺草橋なる料理屋丸萬方へ赴きしに付、善五郎は直ちに南多摩郡中野村の妹の方へ赴き、同家へ一  
泊せんと車に乗り行きしが、已前懇意にせる女が、内藤新宿の貸座敷三河屋に雲井と呼びて娼妓に

なつて居るを思ひ出し、同人方へ赴き七十錢にて泊り込み、翌日中野村へ赴きしも妹に逢はずして  
立歸へり、本所森川てつ方へ持出したる衣類を預けたり云々にて、警察署及び豫審廷等十數回の取  
調に於て申立てたる知らぬと答へたる所に相違する所あるに付、笠原検事は被告が俄かに前後  
矛盾の陳述をなし、自づから不利益たるを省りみざるが如きは死刑と毆打殺人の輕重を察して、其  
輕きを撰びたる巧言にして有體に白狀したると異なる所なし、依て公訴狀通り處斷せられたしと述べ  
しに角田辯護人は先づ公訴狀に謀殺放火窃盜云々と掲げらるゝも、刑の適用は故殺放火窃盜の條項  
なり、其死刑たるの一點に至りては別に異なる所なきも此相違たる被告に取りて大なる關係を有する  
ものなればとて之を正し置き、且つ各證人の陳述及び被告右腕の傷血に染みたる紙幣等に徴して被  
告は先づ源之助と争論の末毆打致死の罪を犯し、而して行がけの駄賃に金錢衣類を持出したるべく  
況や源之助は無病強壯のものにして妻やへの他出前まで四疊半に寝ころび居たりと云ひ、發火の際  
家中にて叫び聲したりと云ひたるが如きは皆毆打致死の證據とすべし、隨て此争ひにランプを倒せ  
しに至るは怪しむに足らざる事實なり、而して自分に於ては被告が社會に害毒を流すの惡むべきを  
知ると雖も其事實を究めて法律の許さん限り之を辯護するは法律家の本分なれば、檢察官が犯罪の  
手續に付ての詳細なる説明をなさざる限りは本論を執て動かざるなり(但前十數回の取調べに被告



が陳べたる所は全く被告の偽りたる事明なり) 故に被告は刑法第二百九十九條第三百六十六條(毆打致死により重懲役放火の廉は證憑不充分) より處斷せられたしと論じ、追て裁判を言渡す事とし午後二時四十分閉廷されたり。

註 同年十二月十四日死刑の判決が下されたが被告は之に服せず上告したが翌二十三年三月上告棄却となり、同年四月八日市ヶ谷監獄分署に於て死刑を執行された。

迷宮入かと思はれに 謎の殺人事件

英和學校の教員を殺害す

(明治二十三年四月六日 時事新報)

一昨四日午後十一時二十分頃麻布區東鳥居坂町十四番地東洋英和學校構内の教員英領加奈陀人シイエラアーヂ氏(三十二年)が住する教官舎の臺所脇物置ともいふべき所より強盜二人拔刀にて押入り、小使部屋へ來りて宿直の瀬川喜兵衛(五十年)を呼び起し金のあり所を告げよと脅迫したるに同人は驚きながら、金圓は隣室なる弗函にあり、鍵は二階に臥し居る教官が所持する旨を答へしにさらばそこ迄案内せよと右の瀬川を有合ふ細帯にて縛り上げ、先へ立せて樓上へ登りたる時瀬川は同教員室の手前にてあれなる室なりと指先にて知らせれば、賊は其儘室の戸へ手をかけしに教員の運の盡きにや、此夜に限り不幸にも入口の錠前が放しありしと見え、造作もなく開きしかば仕合せよしと二賊が内を覗きしに折節燈火は消えて咫尺も辨ぜぬ暗室なるにも拘はらず、賊はツト進み入り同氏を起して脅迫したるが、氏は更に應ずる色なく汝等如き者の來る所に非らず、速に立ち去るべしと言放ち、猶一二の押問答をしながら戸外へ押出せしにぞ、賊は最早是迄なりと思ひけ



ん、同氏を目掛けて無二無三に切り付しかば頭部を始め胸、肩、脊、腕或は手先等へ都合十三個所の重傷を負せたるにぞ、何かは以てたまるべき其儘ドウと廊下へ倒れ無惨の最後を遂げたり、夫人シイ、エ、スペンサアラーヂ氏(三十五年同女學校長)は最初より室の片隅に潜み居りしが、今良夫が賊の爲めに切殺されしを見て、一層驚き走り出んとするを見て賊は又々婦人の右の額へ薄手を負はせ、尙切りかゝる刃に右の中指と人さし指を切落されたり。斯る騒ぎに同構内の寄宿生二百餘名は教官舎より火を發せし者ならんと、聲を發して一同飛起駈付來るに賊は周章狼狽へ一人は階子段を踏み外してまろび落ち一物をも得ずいづくともなく逃げ去りたり。折柄訴へにより其筋にても容易ならぬ事なりとて直に非常線を張りて逮捕方に手を盡し、其内警視廳よりは三橋二局長、小田警察本署長、赤羽麻布警察署長を始め警部巡查等十數名現場へ出張し、又東京輕罪裁判所よりは小林豫審判事、横山檢事、清水書記を從へ臨檢の上死體は家族へ引渡し、婦人は本邦駐在の英國公使館附醫官某の治療を受ける事になりしと、右に付ては警視廳と外務省との急使も昨朝以來屢々に、又氏と知友の内外人は何れも同校に至り弔詞を述る杯中々の取込みなりと、右凶賊探偵方に付ては掛り員は目下非常に奔走し居れば不日縛に就くならん、又同夜押入りし曲者は一人は年齢二十二三位にして中肉中脊顔長き方、今一人は二十六七位にして丈低き方なりしと、其時の衣類は不明なれども兩人とも黒の廻し合羽を着し、襟巻にて面を包み淺黄の股引に白足袋にて仕込杖を携へ居りしと。

## 英人殺害餘聞

(明治二十三年四月八日 上)

麻布英和女學校に強盜押入り英人ラーヂ氏を殺害したる趣は前號に記せしが、尙ほ聞く所に據れば凶賊の持ちたる煙草入れ其邊に落ちありしが、一寸小奇麗な品にて車夫體の者の所持すべきものにあらずと云ふ、又其中には劇薬用のもの入れありし由にて、一昨六日田中警視總監も麻布警察署迄出張し、警部巡查等を召集し現場の模様を取調べし上同劇薬を警視廳へ持ち歸り、臨時に分析員を呼出して之を分析せしめたる由、又凶賊が小使喜兵衛を縛したる繩の結び方は先月下旬麻布本村町の某寺に押入り、住職を縛したるものと同様なりしと。此事件に就て麻布警察署、警視二局等へ引上げられし者十數名ありたるが、何れも證跡なく尙ほ嚴重に探偵すと雖も一向に手掛を得ず、右の賊は淺黄の股引を穿き居たるに付常服に淺黄を用ふる軍樂隊などの役向までも目を付け、愛宕下に住む樂隊卒林某と云ふ者も拘引されしと。



探偵方に就ての注意 (明治二十三年四月九日)

其筋に於ては東洋英和學校の教員ラーヂ氏を殺害したる凶賊の探偵方に就ては晝夜の別なく、非常に力を盡し居れり。彼賊の逃たる際は餘程周章狼狽したるものと見え階子段よりまろび落ち、夫より裏門の木戸を登り越えしものにて、木戸の損所もある位なれば定めて多少負傷し居るやも知れずとの注意より若し治療を醫師に乞ふ事もあらんかとて、府下一般の開業醫へ右に似寄の者が依頼し來らば速に密告すべしと特に第二局より内達し、尙探偵吏を以て午前午後の兩度に其有無を取調べ居る程なりとす。

註 警察の決死的搜索にも拘らず犯人は杳として其の姿を現さなかつた。一年、二年、月日は空しく流れ去つて茲に十三年。謎の殺人事件の扉は漸く啓かれた。

ラーヂ殺の犯人檢舉 (明治三十五年十二月五日)

今は昔明治二十三年四月四日の夜十一時頃、麻布鳥居坂町東洋英和女學校に二名の強賊押入り、小使なる麻布飯倉片町瀬川喜兵衛を括り上げ、校長の居間へ案内せしめ、折から校長イーシー・ス

ペンサー・ラーヂ夫人は、良人宣教師チー・ラーヂ氏と共に戸締もせで、愉快氣に談話し居しが、其と見るよりラーヂ氏はつと立つて防がんとし、肩、頭、咽喉、脊等を斬られ三十二歳を一期として斃れ、ラーヂ夫人また頭、手等に數ヶ所の重傷を受け、二兇賊は煙草入れ煙管の遺留品を爲して逃走したり、當時條約改正を目前に控へ、事外國宣教師に係りたれば、或は外交上に障礙を與ふる無やとの虞を抱くものあり、世論喧しかりしが越えて十三年間杳として音沙汰なかりし、三十五年の今日に於て圖らずも其犯人を摘出したり、此間斷ては續き警視廳の苦辛少なからず、遂に爰に其の功を奏するに至りしは大に賀すべきことなり、さて當夜警視廳の宿直は警部花房宣長、刑事兼子道弘、白井傳藏外二名にして、此の急報に接するや兼子、白井の二刑事は折からの雨を突いて、急ぐまゝ撰ぶの暇なく二人乗を走らせ、英和女學校に驅付け取調を爲したれども得る處なく、翌日長井警部此事件の擔任となりしが、其頃齋藤警部と共に此の事件を分擔することとなりたり、されど尙手懸を得ず、三橋局長は更に武東警部に内命して、別働隊として探偵に従事せしめたるが、其結果としてか二兇賊が當夜麻布谷町より、赤坂溜池方面へ素足にて逃走したるを認めしものありと探知し、若し兇器を投棄せしには非ずやとて、溜池を干して三日間搜索せしが遂に發見せず、武東警部は更に赤坂、四谷兩區内に見込を付け搜索せしが、更に手掛を得ざりき、尤も現場に遺留せられし



眞入は洋服持革製にて煙管は洋白なりしが、此とて一向に手懸を得ず、一時は遺趣斬には非ずやとの疑もありし位なり、然るに十三年の星霜を経たる今日に於て、如何にして檢舉し得られしやは、一朝一夕の功果に非ず經營慘憺の餘りに出でるものなり、其端緒は明治二十五年一月二十日夜一時頃、豊多摩郡大久保村専念寺へ兇賊押入り、住職楠遜讓(六十九)雇女浅泉ヨネ(八十八)の兩名を慘殺したるが、同寺は當時右二人より外に家人なく、爲に此慘狀も翌日隣家の人の發見したるにて、現場の模様より察し、二人連なること及び強盜の行爲なること略ぼ判り、所轄新宿署は勿論、警視廳より主任警部及び巡查數名出張して、種々取調べたれども、只だ其の手口がラージ殺の犯人に類似したるを認めしのみ、遂に手懸を得ざりき。斯してラージ殺しに關係せし、警部巡查は多くは轉任又は死亡し、只武東警部と兼子、田中の二刑事のみ残り、警部等は數年の間只管二事件の犯人を擧げんと務め、大浦總監また當局主務課に命じ、武東警部等を督勵しつゝありしが、遂に府下北多摩郡砂川村六十四馬場恒八(五十七)と、熊本縣熊本市安己橋通六十七士族小笠原重季(四十六)に相違なしとの見込を付くるに至りたり、其は此より先き二十五年九月五日、前記馬場恒八を新宿署管内にて取押へたるが、恒八は新宿管内にて數十ヶ所に強盜を働らきたるものにて、前記小笠原重季の共犯あることを申立てしより、此の二人を以て右二件の下手人と認めたれども、確か

なる證據を得ざれば、俄に二人をして其罪に問ふ能はず、只だ其證據を集むるに努め居たり、斯くて空しく月日を送り居たるが、兼子刑事は辛酸を重ねたる末、恒八の妻秋元キンなる者を捜出して警視廳へ引致したり、是れ實に本年七月二十九日の事にして、本社が先月十四日の紙上に容易ならぬ強盜として記したるもまた此の事なりしぞかし、さてキンを警視廳に引致したる後、武東警部は一應此を取調べ、ラージ殺の當夜現場に遺留されし眞入れ及び煙管を指示したるに、キンは當時小笠原重季が所持せしものに相違なしと申立てたり、此確かに一の證據たるに相違なければ、尙ほ此上確めん爲め、警部は更に重季の内縁の妻たりし原島フクが在所を探偵せしめたるに、同人は已に三年前死亡し居りしより、彼の眞入を知りたるものを探らしめたるに、久野徳翁といふありて此また重季の所持品に相違なしと證明したり、よりにて恒八、重季の服役地を調べれば、重季は東京集治監に、恒八は北海道網走分監に在るよし判りしも、恒八は已に二十九年十一月中獄死し居るより十月二十二日重季を警視廳に引致し取調べれば、同人は頑としてラージ殺しと寺院の慘殺の罪に服せず、是に於て警部は東洋英和女學校の小使たりし瀬川喜兵衛を捜し、又た彼の眞入の出所を探らしめしに、幸ひ喜兵衛は尙存命し居り、眞入の出所は四谷鹽町十三丁目十五、袋物商小幡文次郎方なること判り、(實に其當時重季は、四谷須賀町十五番地に、恒八は牛込籠篋町四十三番地に住せし



なり)加之重季に商ひたる雇人小宮勝太郎の所在さへ判りしより、警部は喜兵衛、勝太郎及び真入等を重季の前に突付け、尙言分ありやと嚴に問詰たるに、流石強愎なる重季も、遂に面を垂れ顔色見るく朱を滌ぎ、目に涙を浮べて恐入り、遂に恒八と共謀して英和女學校及び専念寺に押入り慘殺を爲したることを自白したり、よりに重季は去月二十六日を以て、東京地方裁判所へ送られたるが、彼等の經歷罪跡及び探偵の順序等は次號に改めて報道せん。

## ラージ殺犯人の素性 (明治三十五年十二月六日 上)

東京英和女學校の教師ラージを殺害し、専念寺住職及び雇女を慘殺したる犯人發見のことは、前號に記載したる如くなるが、其共犯者にして生存したる小笠原重季は、熊本縣士族同苗又喜の次男にして、明治十一年五月陸軍教導團に入り、二年にして卒業し、十三年五月、陸軍二等軍曹として熊本鎮台附となり、同年十月教導團附となりしが、十六年十二月東京鎮台砲兵第一聯隊に轉じ、二十年五月滿期除隊となりたるも、重季は其まゝ滯京し、平生親しむ陸軍の某長官により、同年七月三日東京砲兵工廠の雇となり、日給四十錢を得て通勤したり、是より先重季は聯隊に在る頃、四谷南伊賀町七十下宿業原島元次郎方の二階を借り、休暇の日には此處に來りて遊び居たれば、除隊後

は同家に下宿し居り、二十一年四五月の頃ラージ殺の共犯者たる、彼の北多摩郡砂川村六十四馬場恒八といふ良らぬ男と懇意を結びたり、さて重季は元次郎方に下宿を續けることになり、其頃元次郎の娘フクと云ふ十七歳になるがありて、互に思ひ思はれ相親しみ、翌二十二年春頃公然フクを妻に貰受け同十月中一女を擧げ、イソと名づけ四谷須賀町十六番地に一戸を構ふるに至りたり。斯くて重季は日々砲兵工廠に通ひ居たれども、日々得る處は僅かに四十錢に止まり、充分の暮を爲す能はず、重季も只管頭を痛め居りしが鬱さ晴の酒も次第に量を増し、剩さへ惡所通ひを始めたるより家計は益々困難となり、フクは幼兒を抱へて日々泣き暮らし居たるが、遂に重季に飽果てイソを伴ひ離縁を求めて實家に立歸りたり、是に於て重季は愛を失ひたると、貧に迫りたるにて次第に墮落し、恒八に引かるるまゝ博徒の群に投じ、運命は次第に逼迫し二十三年の四月四日、隅田川に花見に行きての歸途、二人は酒に乗じて肝膽を開き、太く短かく暮さんと相談一決し、護身用として牛込岩戸町の古道具屋より、中身一尺七寸の仕込杖及び麻繩を購め、兩人共に黒切を以て面部を包み、同夜十時頃重季方を出で赤坂溜池より、麻布谷町を経て鳥居坂に至り、東洋英和女學校に押入り小使を縛し、ラージ氏を殺害し同夫人に數ヶ所の重傷を負はせたるが、女學生共の他の立騒ぐより一物を得ず、返つて貰入れ煙管等を遺留して逃走し、途中仕込杖は赤坂見附と紀伊國坂との間の



濠に投棄したりと。

ラージ殺餘聞 (十二月七日、同上)

ラージ殺の共犯小笠原重季が事は、前號に記したる如くなるが、他の一人にして已に獄死したる馬場恒八の素性は未だ盡ざる處あり爰に掲げんに、恒八は明治二十年十月四谷南伊賀町七下宿屋原島元次郎方に止宿し、妻キン及び長男竹藏を原籍地なる北多摩郡砂川村より呼寄せ、翌年四月二十五日牛込東五軒町七番地に一戸を構へ、房揚子を製造し、二十二年九月牛込田町三の七番地に移轉し肥料の取次を爲し、郷里の知己を頼みて商ひしも面白からず、同年十二月又々原島元次郎方へ同居して、牛込署巡查合宿所の賄を引受け、翌年七月此を止め、十月四谷坂町に移り牛肉の切賣を始めたるが損のみ續き、賭博にも手を出し、遂に重季と計りて強盜を働くに至りしなりと。然して其共謀して爲したる強盜の數は十三件なりと。

ラージ殺事件の不起訴 (明治三十五年十二月六日 國民新聞)

ラージ殺と専念寺慘殺犯人たる小笠原重季に就き、東京地方裁判所に於ては後者の犯罪事項より起算しても、本年六月十三日にて已に滿十ヶ年に達するを以て、今や二件とも時効を経過したるものとし起訴すべきものに非ずとなしたり、中にはラージ殺事件に付き、其後二三回嫌疑者の舉りし事なれば、此の期間を控除する時は尙十ヶ年に達せずと主張したる人もありし由なれども、安重檢事は其は本被告人に關する事なしと反駁し、五日不起訴となす事に決定したりと。

古禪の幣物 (明治八年七月十五日 郵便報知新聞)

高知縣士族 池 月 眞 澄

其方儀清國と葛籐解け終に償金を獲るに際し曾て戰爭一派に凝結せる宿志の貫徹せざる失望快辭を散す可しと仙頭孤桐申合せ去る七年十一月九日事務總裁の邸宅に赴き陽に平定の賀を演べ陰に耻辱を與へんと自から用ふる汚穢の犢鼻禪を脱ぎ幣物と做して呈する科雜犯罪不應爲重きに問擬し禁獄七十日申付る。



## 大詐欺師河合庫太郎

### 金六萬參千圓の詐欺事件

(明治二四・三・二七—四・一)  
東京朝日新聞

元下總古河の藩主たりし華族正五位子爵土井利興氏は、本郷區曙町三番地に住し先頃まで宮内省主獵官を奉職せしが、今官を辭し性來好まる、銃獵をのみ樂みとせられ、家政の事は家扶日暮忠誠及び家從二名に委任し、尙其の外にお添役といふあり、現時は來次傳四郎とて年令七十有餘の老人これを勤む、所謂土井家の元老役なり、こゝに同邸内に住する舊藩士にて河合正路(五十六七)といへる老人あり、同人は明治十年頃主家の家扶を勤めしこともありて、土井家の家政向は萬端承知せるものとて、正路の長男河合庫太郎(三十五)といふ者あり、一昨年中まで内務省地理局の屬官を奉職し、月俸四十圓を賜りし由なるが、世に優れたる才氣ありとて、時の局長櫻井勉氏も大いにこれを愛し、いつか同氏の自邸に出入し家計向の相談にまであづかる程なりしにぞ、自づと地理局にても羽振好き勢なりしが、其の後同局の改革に際し、庫太郎は非職を命ぜられ、櫻井局長もまた德島縣知事に轉任したり、去るほどに庫太郎は再び官途に上るの電線も絶え、かたゞ他の職業を

執りて生活を營なまんとの覺悟を定め、其時父正路は別居して下谷五軒町に住し、一旦大日本府縣史の編纂に志ざせしも成らず、夫より業を轉じて華族その他紳士紳商等の間に出入し、地所の賣買抵當などの周旋に専ら奔走し、双方の謝金を受けては其の日の生計を立て居たるが、何分尋常の事には面白からずと、茲に惡念を發起し幸はひ横濱の豪商平沼專藏氏の妾の縁類にて、築地一丁目邊に住む何某と交際あり、是こそ大事を巧むの手懸に屈竟なれと、益々何某の歡心を買ひ遂に何某の紹介を以て、平沼氏に交際することを得たるより、此の機に乗じて大策を運らさばやとて、日夜其の手段を案じ居たるが、庫太郎一日礪と膝を撲ち出來たりと獨り點頭き豫て其の手にありし舊藩主土井利興氏の印影を取り、これを本郷邊の印刻師に彫刻させ置き、一日平沼氏に面會せし時舊藩主土井より地所を抵當とし金圓を借り入れたき由を申し入れしに、平沼氏も土井家の邸地と聞より異儀なく承諾の答へをなせしより、庫太郎大いに悦び、豫て秘密を語らひし同類と謀り、自から本郷區役所に至り、駒込曙町三番地なる土井家の地所坪數等を詳細に寫し取り、これを平沼氏方へ示し、時日を約して双方立會ひ地所見分の事とぞ成ける。扱横濱よりは平沼專藏氏自から駒込へ出馬すると聞き庫太郎ふかく見分の首尾を案じたるが、こゝぞ大事の瀬戸際と密かに同類と詭計を講じ、大膽にも庫太郎は同類一人と共に平沼氏を迎ひの爲め横濱に赴き、其の日馬車を驅りて平



沼氏諸共曙町なる土井家の邸へと乗込みたり、其の時庫太郎は平沼氏を馬車の上に待せ置き、自分は急ぎ屋敷の内に入り忽まちに出来りて申す様、主人こと今日據るなき來客にて御面會致し難く就ては家令の室に於て、暫らく御休息下されたしとて邸内なる自分の家に案内したり、これより先門口にありし古票札を外し、更に家令來次何某と記せし新らしき票札を打ち、俄かに同類を家令來次と名らせ、巧に平沼氏を瞞着して相談茲に整ひたり。

是より先河合庫太郎は土井子に面謁せし時、御邸内なる高台即ち數十株の松樹ある地所を北白川宮殿下の御懇望あり、若し同殿下より御申入れあらばお譲り相成るべくやと申したる事あり。土井子は北白川宮御所望とあらば、お譲り申すも苦しからずと答へられしと、然れば平沼氏の地所見分に赴むかれし折も庫太郎は同家の奥向其の他の人々には本日同宮方より御邸内御見分の爲め、御出になりたりと云觸せしにぞ、家令家扶を始め誰れとて此の密計を覺るものあらざりしといふ。庫太郎等は注文通りいさゝかの故障もなく平沼氏を瞞着し、首尾能く地所見分をも濟し、より先は大子六七分成就したりと聲を密めて悦び合ひ、尙ほ同類額を集めて計議をなし、夫より庫太郎は土井子の委任狀を認ため、それに彼の偽印を押し、先に家令來次某なりと平沼氏を欺きたる同類一名を伴ひ、件んの委任狀を懷裡にして横濱に赴き、平沼氏方に至り庫太郎と偽家令兩人にて地所抵當の

事に付主人より斯の如く委任を受けたりと申し述べ、萬般の手續を相談に及びしかば平沼氏に於ても毫も疑ふことなく、却つて兩人を厚く饗應し委細承知の旨を答へて、いよく登記の一段とは成りたり、當日麴町區治安裁判所の登記所に向向たるは横濱より平沼氏の手代こなたより河合庫太郎式の如く登記を濟せ、庫太郎は土井子爵の偽印を押捺し終に駒込曙町邸内一番地より十二番地まで總坪數一萬六千餘坪を金六萬圓の抵當となし、一ヶ月此の利子六百圓の約定にて、マンマと金圓を騙り取りしは、實に昨二十三年二月十四日の事なり。庫太郎は一時に六萬圓と云ふ大金を手に入れしなれば、直ちに同類の人々にも配分し是までの借財をも返却し、爾來身に應ぜざる驕奢を極め日毎夜毎新橋よし原などに遊び思ひのまゝに淫樂に耽りつゝ、不義の富貴に其の日を消りぬ、兎角する程に櫻は散りて春も去り、若葉の空にほととぎす血を吐く罪のあるをも思はず、庫太郎はたゞ酒に明し、色に暮して其の年も八月はじめと成りしが、豫て土井家の地所抵當の期限は七ヶ月の約定なりしより、尙ほ其の抵當を繼續して更に七ヶ月の約定に證書を書替へしが、此の時庫太郎は彌が上に慾心を増長し、或一日平沼氏方に至り主人土井子に於て至急金圓の入用あり、本郷四丁目十番地より十二番地までの宅地は以前同所の商家高崎屋の所有なりしが近年土井家にて買取りたるもの地坪凡そ三百坪もあるべし、是れを抵當にして金三千五百圓借用いたしたしと申し入れたり。平沼氏



方にては前に一度取引をせし面識ある庫太郎の事とて毫しも疑はず、直に承諾の旨を答へしにぞ、庫太郎は前回の如き手段を以て右の地所を抵當に入れ、遂に金三千五百圓を騙り取りたり。實に大膽不敵なる怖るべく驚ろくべき悪漢にぞありける、尙また人の噂に依れば小石川區原町十番地に住はるゝ華族正五位子爵土井忠男氏(元三州刈谷藩主)の邸地をも同氏の偽印を用ひて前の如く抵當となし、金圓を借入れたる事ありしが、いかなる考へにや此の金は期限以前に返却したりといふ。

よし原に遊ぶも新橋に遊ぶも懷裡常に温たかなれば、藝妓幫間等の尊敬一方ならず、庫太郎が一たび手を拍ば、熊野浦の鯨までも汐留川へ呼入べき程の勢ひ、待合料理屋船宿など河合様は土井様の御親類で入つしやるとの噂を立て慇懃鄭重に待遇する程に庫太郎もまた懷裡にあるあぶく錢を大盡ぶり傷ふまじと惜氣も見ず散財するにぞ、今時の藝妓等いかで此の風に靡かざるべき、庫太郎が指さして彼れをといへば必らず心のまゝに隨ふ花も柳も我もの顔の樂みに昨日も今日も酒びたし酔ては美人の膝を枕し醒ては美人の手を取て遊び、今日は十二月三十一日、去年までは此の日を大厄日とし身の置どころなきまでに忌み怖れて、夜深るまで奔走したるも今年は夫に引かへて河合の家に誰一人眼睨らしつゝ入來る者もなし、新玉の春衣の用意も疾くに調ひ、家の裡の粧飾何やかや十二分に届きたれば、いざ是より忘年の酒宴を開かんとて庫太郎は五軒町の家を立出で車を飛してよ

し原に至り、仲の町の茶屋何某方にて數名の藝妓幫間を招き往來を止る全盛遊び、大盡風に觴を飛して歌ひつ舞つ愉快を盡し、終に二十三年を熟醉の裡に送り翠帳紅閨の夢さむれば、二十四年一月一日と明わたりぬ。庫太郎も今日は我家にかへりて目出度細君と共に年酒を祝ひ、舊主を始め父の許へも年禮に赴むかと宿醉を胸に湛へて、よし原より歸宅し、さて新裁の春衣華美やかに着かさり細君にもまた十分の化粧を凝させ、今しも銚子組盃を取りて夫婦三獻を祝はんとせし時、下婢遂たどしく走せ來り、アノ旦那様たゞ今お勝手の口へ見すばらしい姿の男が参りまして旦那様にお目にかゝりたいと申しますから、如何いふお願ひだと申しましたら、何でもいゝから旦那様に爾申上げて呉れと申しますんで、庫太郎は眉を擧めて、爾して其の男は何と云ふ名前前で何處から來たと申した、へイアノ私がいくら尋ねましてもたゞ名前は申しませんで、旦那様に申し上げて呉れとばかり申して居ります、變手古な奴が來たもんだと思案の側ら細君は薄氣味わる氣に、貴郎そんな奴は早く追かへさせてお仕舞なさいましたト云ふを控へて、イヤ少し待て大方舊藩の人で合力量でも頼みに來たのであらう、諸々其の男を中の間へ通して置けト主人の言葉に下婢は不審さうな顔に判きりせぬ返辭を残して勝手へ下りやがてまた來りて、たゞ今の嫌な男を通して置まして、いまますトいふ、庫太郎は屠蘇を祝ひ了り徐かに中の間へ至れば件んの男悄然と坐してをり、何人にやと熟



々其の顔を窺へど、絶へて見覺の人にあらねば、少しく不審を抱きながらも、自分は悠然と上坐に着きたり。夫れと見るより件んの男は丁寧みじやうに會釋あひやくをなし、私は本郷邊に居ります何某と申すもので一日の早朝より上りまして誠に相濟あひすまませんが旦那様に少々お願ひがムひます、ハア如何いふお頼みか存じませんが本郷區の何某、私は一向お目にかゝつた事もないやうで、ヘイ仰せの通りまだ御目通りいたした事もない私がつそり上りまして、嘸ぞ御不審ごふしんでムいませうが實は私も明くれば昨年の春頃迄本郷の印判屋いんぱんやに居ました職人で今日お目通り致しますのは初めてムいませうが、豫て或處から旦那様のお噂は段々窺つて居ますのでヘイ。

本郷の何某と名乗りし嫌な男、何やら奥齒おくはに物の挟まりたるやうな口氣にて河合庫太郎にねだりかけしを庫太郎も疵もつ足、其のものゝ元印刻師の職人なりしと聞き大いに心に恐れを抱き、終に金十圓を其の者に與へて深くも我が非を蔽おほひたりとぞ。夫れは扱置さておき駒込曙町なる土井家にては然ることのありしとも知らず、其の後本郷四丁目の所有地は本邸と離れてもをり、管理上不便なるより好き望みの人もあらば譲り渡さんとの内議を決し、家令家扶かれいかふより二三人の人に物語りしより忽ち買人出來り本年一月下旬いよいよ賣渡しの相談整ひ、同月二十八日双方より麴町區治安裁判所登記所へ赴むき卒登記となりし時、同所にて此の地所は昨年八月中既に抵當ていとうと成り居るよしを告げしよ

り土井家にては大いに驚ろき、早々債主平沼方に人を走せて問合すに、いかにも昨年八月中河合庫太郎土井子爵の委任状を持ちて抵當金借の談じあり、即ち相當の手續を経上金三千五百圓御用達申したりとの返答なり。去るにても登記には子爵の實印を要することなるに、いかにして調印を濟せしにやと段々取調べしに、印影の正否ちよつと見分け難き程の偽印を用ひありしにぞ、人々の驚ろき大方ならず、家令より直に庫太郎が父正路へ談判を遂げ、返答の模様依り其筋へ告訴すべしとありしより正路も大いに驚ろき、いかにもして三千五百圓を調達し貴殿の許まで返上すべきに付何とぞ兩三日の御猶豫を願ひたしと歎願たんくわん、家令も舊交ある同藩士の事とて暫らくの間猶豫を與へ、彼より返金あるを待しに稍て二三日の後僅かに金五百圓を携さへ、正路より御添役なる來次傳四郎方まで持参し尙また、數日間の猶豫を乞ひしが來次氏は之れを却けて承諾せず、夫より土井家にては相談の上、舊藩士にて目下代言人を業とする齋藤孝治氏へ依頼し、河合庫太郎を被告として詐偽取財の告訴をなしたり。然るに誰いふとなく曙町本邸の地所をも河合庫太郎より平沼氏へ抵當に入れ金六萬圓を借り入れたりと噂あり、萬一其の事あらんも知れずと去る二月五日家令は登記所に至り段々登記簿を取調べしに、果してこれも子爵の偽印を用ひ平沼氏方へ抵當に成り居たり、扱こそ大變の湧出たれと、家令は急に取返し再度齋藤代理人へ此の事を語りて告訴の追かけをな



さしめたりといふ河合庫太郎はいよく悪事露顯に及びしと聞くより、同月六日五軒町の家を出で其の日神田明神の料理屋開化樓に至り、同朋町の唄ひ女數名を招きて盛んなる酒宴を催ほし其の席より書翰を認ためて齋藤代言人方へ今一週間待呉れなば、十萬圓や十五萬圓は調達すべし云々と申し送り、其のまゝ何處へか立退きしが、又二三日の後土井子爵へ宛て演説者と題し、自分の懺悔を記せし美濃八葉程の長文を呈したるよし。庫太郎は目下嚴重なる探索中なりと聞けど更に所在分明ならず、此の詐偽事件に關しては數名の連累ありと聞けど故ありて今は記さず。

## 河合庫太郎の妻女

(明治二十四年四月十二日  
東京朝日新聞)

六萬三千圓の詐欺を働らき舊藩主土井子爵へ一封の書を寄せて飄然其の踪跡を晦ませし、下谷五軒町なる河合庫太郎の妻女といふは元湯島天神下同朋町の唄ひ女天野屋の抱へお和歌(本名もおわか二十八)と云しものにて、豫て庫太郎が鳥八十或ひは松月などにて遊びし頃深く馴染み、互ひに思ひ思はれての末遂に一昨年十月同人の爲めに三百金を以て落籍され、公然妻君の位置を占めたるものなるが彼の六萬圓事件の如き元より詳細の事情は知らず、たゞ良人が一時に多くの金を持ち歸りしより尋常一樣女の望みとて珠の釵、縮緬の小袖と欲い物といふ欲いものをねだつては買つて

もらひ、不自由知らぬ身の上と成り居たるが、去る二月四日の夜庫太郎はおわかに向ひ彼の六萬圓事件の顛末を逐一に物語り、事既にこゝに至るも豫て覺悟の上なれど、若し今自分が名のりいでは多くの關係人に迷惑を及ぼすも氣の毒なれば、一時自分は姿を隠し追て時機の來るを窺ひ再び世に出る考へなりとて留主中の事何くれと申残し其のまゝいづれへか出去りにぞ、おわか悲歎一方ならず、日夜心配して居る中に、早くも此の事東京朝日新聞の記載する處となり、今は世間の人にも面向のならぬ始末となり來りしに其の後庫太郎の父正路は舊藩主土井家の邸内にも住かねて、池の端七軒町へ轉居せしゆゑ、折々おわか正路方を訪ひいろく、庫太郎の身の上を談合するに、正路はおわかに向ひ、何の様の事にておまへに難儀のかゝらうも知れねば一旦離縁して實家へ歸られてはいかにと云れしがおわかこれ喜ばず却て正路の言葉を恨み、一度縁あつて庫太郎の妻と定まりしからは苦樂を共にする元より覺悟の上なりとの答へに正路も強ては云はず、此上はたゞおまへの心任せにされよとありしより、此程おわか神田五軒町の家を疊み、本郷森川町なる庫太郎の親戚河合何某方へ同居し、日々神佛に参りては庫太郎の無事を祈り居るといふ。

## 大詐欺師河合庫太郎の關係人

(明治二十四年七月十六日  
同上)



六萬圓の大詐僞師河合庫太郎の關係人として今日までに東京地方裁判所へ拘留されたるは是れも舊古河藩士にて土井利治(三十七)來次定祐(四十)河合禮藏(四十二)其他築地邊に住む山崎某淡路町に住む佐久間某等にて河合庫太郎の實父河合正路(六十五六)は一夜拘留されしが直に放免されしといふ。右の中土井利治といふは元三千五百石を領したる土井庫之丞の子息にて目今下谷御徒士町二丁目六十七番地に住み、これといへる職業もなき人なりといふ。又來次定祐と云るは土井家の御側役を勤むる來次傳四郎氏の次男にて昨年中までは内藤新宿町に住て白米商を営みしが、其後半込區市ヶ谷田町二丁目に移轉し、一時専ら洋鶏の賣買を營業とせしよし、又河合禮藏といふは本郷森川町なる本多邸内に住み河合庫太郎の叔父なりといふ。

## 詐欺者河合庫太郎の履歷 (明治二十四年七月十七日)

華族土井家の名を詐はり平沼專藏氏より金六萬圓を詐取し何れへか逃亡したる儘今にその行方知れざる詐僞者河合庫太郎の行爲に付、同人を知るものゝいふ所を聞くに同人の父は素と土井家に仕へて漢學に達し家柄も中等以上に位せり、庫太郎初め其學に志し暫時師に就きて勉學怠りなかりしが其幼より一目眇たるの故を以て、醫師より細字を讀むことを禁ぜられ心ならずも之を廢せり、爾

來地理學に志し數年拮据勉勵の效空しからず、遂に一家を爲し會て華族會館地學協會等に於て爲したる演説は非常の喝采を博したるが、此頃より同人は府縣地誌の編纂を企て、書記八九名を雇入れて日々その著述に従事し已に脱稿せるもの數十卷あり、然るにその頃怪しかりしは、日々來客の絶間なき事にて中には素より學問上の關係にて來訪するものもあれど、時としては思ひも寄らぬ豪商紳士風のものさへ出入するより、或人その何人なるやを尋ねしに米商なりと答ふ。米商は足下の職業に何の關係ありやといへば、風雨寒暑を前知して取引するものゆる地理學に密接の關係あり、近來余は氣象學に付數十年の統計に依り、假令ば八月初めに暑氣甚だしく降雨なき時は九月初めに必ず大風ある等氣象の變化を前知するの一學科を設けんと欲すと答ふ。又一昨年頃は柳橋、新橋等に流連し遂に數寄屋町の藝妓を根引して妻となせしが、其頃の月費は四百圓以上なりしなれど、平生交際に巧みにして殊に青年を愛し、人は何か一藝なくては世に立てぬものなり。余が斯く地理學に熱心するも此目的に外ならず、君等はまだ若年なれば是より何か是非一藝を修めらるべしなど語り少しも疑ふべき舉動あらざるより、平生別戀のものさへまさかに詐僞師などとは思はざりしと、然るに曩にも報ぜし通り其間常に奸計を廻らし居りしものと見え、此程逃亡の際舊藩主に呈したる陳情書に依れば是まで騙取したる金高は十五萬圓内外にて何れも消費せりとあり。尤もその何の爲に



消費せしやは分明ならねど、多分相場などにて損失したるものならん。又同人の著書は随分有益なるものにて満足に稿を脱し梓に上るに至らば、地理學上得る所必ず少なからざるべきに、人物の不正なるが爲に著書までも湮滅に歸するは惜しむべきことなりと或人はいへり。

### 大詐欺師河合庫太郎捕縛さる (明治二十四年十一月五日)

舊古河藩主土井利興氏の實印を偽造し、剩さへ區長の官印を偽造し登記所を偽り、土井子爵が所有の本郷區曙町の地所及び本郷二丁目の地所等を抵當とし、横濱の紳商平沼專藏氏より金六萬三千餘圓を騙取したる同藩士にて元内務省地理局屬官なりし河合庫太郎が事に關しては屢々本紙に掲載せしが同人は本年三月頃より下谷五軒町の自宅を立出で行方知れず、其後其筋にても嚴密の探偵を盡されしも更に其踪跡を認めず、或ひは朝鮮に渡航せりともいひ、又は清國へ逃往きたりともいひ、又は東京にありともいふ説ありて、一向其所在分らざりしが、最後の東京にありともいふ説に違はず昨四日の午前人形町通りを緑色の眼鏡を掛け帽子眉深に冠り、縞の衣服を着、商人風に化け何喰はぬ顔して歩き居る所を警視廳第二課巡查本部の手にて夫れと認め難なく捕縛して同廳へ引致し、直ちに東京地方裁判所豫審判事に引渡され、鍛冶橋監獄署へ收監されしが、これと同時に同廳巡查本

部にては武東警部が主任となり、即刻關係者方へ出張して家宅搜索に着手するなど同廳は頗ぶる繁劇の様なりし。

#### ○河合庫太郎の潜伏所

前項に記せし六萬圓の詐偽師河合庫太郎が潜伏所は本所小泉町十七番地長谷川かね方と分り、東京地方裁判所よりは掛り官安藝判事、尾立檢事は即刻家宅搜索として出張したり。

### 大詐偽師河合庫太郎が事 (明治二十四年十一月六日)

一昨日午前人形町通りにて河合庫太郎が警視廳巡查本部第二課の手にかり召捕れたることは前號に記載したるが、豫ても詳しく記したるが如く庫太郎は舊古河藩主華族正五位子爵土井利興氏の家扶河合正路の長男にて本年三十五歳なるが藩中にも才子と呼ばれし程なるなり、其後内務省地理局の屬官となり、時の局長櫻井勉氏の愛顧を得て一時は大に用ひられしが櫻井氏の徳島縣知事に轉任してより庫太郎は官を辭し、専ら貴顯紳士に交際を求め、大に爲す所あらんとし自分は日本府縣史編纂の事に従ひ、其材料蒐集の爲め貴顯紳士の許に往復する中、三井武之助氏の紹介に依り横濱の紳商平沼專藏氏に交際を求しより、こゝに邪念を挾さみ遂に土井子爵の印章を偽造し、本郷駒込



曙町の地所及び本郷四丁目の地所等を抵當とし、平沼氏より金六萬三千五百圓を兩度に騙取し、其金は共謀者へ夫々分配し自分は湯島天神下の唄ひ女天野屋のお若(二十八)といふを金三百圓にて落籍せ神田五軒町五番地に新宅を構へ新妻と共に此家に住居し、表には「日本府縣史編纂所」といへる標札を掲げて世間體を瞞着したるが、かゝる悪事のいつ迄發覺せずして止むべき、本年二月五日舊主土井子爵方に此事の聞え、父の正路は土井家より嚴重の談判を受けしと聞き、最早これ迄なりと覺悟してか女房お若には當分遠方へ往く由を告げ、夫となく別れを惜みて五軒町の家を立いで其足にて神田明神の開化樓へ上り數名の唄ひ女を呼びて酒宴を張り、翌朝舊藩主及び二十餘名の關係人へ宛たる一封の陳情書といふを郵便にて曙町の土井邸に送り、飄然去て雲烟更に其影をだに留めざりしにぞ、土井家にては協議の末終に舊藩士の代言人齋藤孝治氏に託して私書偽造の告訴を東京地方裁判所へ差出さしめ、其筋にては關係人を召喚し又は拘引するなど一時は中々の騒ぎなりしも肝腎な詐偽の主犯なる庫太郎の所在分らざるより爾來嚴密に探偵を盡されたり。扱また河合庫太郎は豫て柳橋に遊びし頃殊更最負にせし唄ひ女あり、此女至つて活潑の氣性なりしを思ひ出し、此者を訪ねて我身の成行を相談せんと柳橋に至りて尋ねれば、其者は米商油木何某の妾となり、今は本所小泉町に住居するとき、歩を轉じて小泉町を尋ね歩きしに圖らず途上にて其婦人に出逢ひしより

無沙汰の挨拶などし兎に角にして婦人の宅に誘はれしが、家は小泉町十七番地路次の深き所の一軒建門構へにて建坪三十餘坪ほどの二階家なり、此家は以前熊本縣士族澤村高俊といふが住み、高俊の妻お花(四十)といふは元柳橋の唄ひ女なるが、今度箱根塔の澤に温泉宿を開業するに付夫婦は箱根に引移り同家は母なる長谷川おかね(六十五)に譲りたるよりおかねは長女おぎん(四十二)と共に今はこゝに住居せるが、おぎんといふが即ち彼の河合庫太郎の愛顧を受けし婦人なり、庫太郎は六尺の身天地に容る所なき境界に陥りしより、おぎんに深く頼み入れて夫より同家の二階に潜伏し白晝は憚りて家の外へも出ず、密におぎんの參謀となりて蠟鼓町の米相場に手を出させ賣た買たの戦場に火花を散す女武者の勢ひ鋭どく、常に手強く打て出るより人々大に不審を抱き、既に此程もおぎんは二三千圓の失敗を招きたれども微懼ともせずいよく踏込で賣方に廻るなど、決して尋常一様の振舞にあらずとて其筋にても密かに注目されしとも知らず、一昨日の午前庫太郎は小泉町なるおぎんが家より出で人形町通りまで來りたる處を召捕れ、おぎんも引續き自宅に於て召捕れ、直に拘引するや否や判事、檢事等出張して家宅搜索をなし、書類其他は封印のまゝ押收されしが跡には老母おかねと下女お稻(十六)の兩人たゞ茫然あつ氣に取られて残り居るよし、尙昨日までは同家の入口に二名の巡查出張して無用の者の出入を差止られしといふ。



河井庫太郎の裁判言渡

(明治二十五年七月十三日)  
郵便報知新聞

平沼專藏氏を欺き、九萬三千圓を詐取したる河井庫太郎外五名は、昨日東京地方裁判所刑事第一部松長判事の係りにて、河合庫太郎は徳川、土井二華族の約束手形を偽造せし科にて輕懲役六年に津幡將英は、右犯罪の幫助を爲したる科にて、重禁錮一年八月監視十ヶ月に、土井利治は詐欺取財にて重禁錮六ヶ月罰金十圓監視六月、山崎、來次の兩名は證據不充分にて無罪放免を言渡されたり。尙ほ土井利興子、土井忠恵子、徳川義禮侯より被告等に係る私訴は、附帶の私訴として請求すべき者に非ずとし、又平沼八次郎より被告に係る私訴は、請求通り返還すべき旨言渡されたり。

河内の十人斬

河内の十人斬

(明治二十六年五月三十日)  
東京日日新聞

去る二十五日の午後十一時頃、晝より雨降りすさみ風吹き暴れて唯さへ物凄き夜、河内國石川郡赤坂村字水分農松永傳次郎(五十)方の表へ何者とも知らず發砲したるものあり、傳次郎驚き驅け出て見れば、豫てより待ち構へ居たるものと見え、兩三名の兇漢バラノと走せ寄り、物をも云はず斬つて掛り傳次郎の右手に傷を負せり、尙ほ斬り込む白刃を傳次郎は辛く潜り抜け、傍らの竹藪を傳ひて隣家の辻繁藏方へ逃げ行けり、繁藏は傳次郎に事の次第を聞きて、是は怪しからぬ事なりと直ちに近所(きんじよ)のものを呼集め、傳次郎方に至れば同家は黒烟立上る、曲者等は口々に命惜しくば引込み居れよと叫びつゝ、刃物振り閃めかし鐵砲打ち掛くるにぞ、皆々言甲斐なくも其儘逃げ歸れり頃て二時間も経ちて、此度は大勢して至り見れば、曲者は早や去りてなし、家は半ば燃え落ちて烟の中に家内三人の死骸横はれり、引出し見るに傳次郎の妻タケ(五十四)は脊と腹に重傷、三男佐五郎(二十)は腹部一尺餘り斬り開かれて、臟腑溢れ出で面部咽喉に輕傷、三女スエ(十三)は左



の股と脇腹に重傷を負ひ、左の指は悉く斬り落されたり誠に無慘の様なりし、又た之と同時に同村字出合に住ふ傳次郎の長男松永熊次郎(二十八)にも曲者押寄せ、熊次郎驚いて脊戸より逃げ出づれば曲者跡を追ひて、麥畑に於いて寸々に斬り殺せり、其様上方にて食ふ鱧の骨切にも似たり、而して其家にては熊次郎の逃げ出すと共に、他の曲者込み入りて熊次郎内縁の妻リエ(二十六)其間に出來たる長男久太郎(五ツ)次男幸太郎(三ツ)長女ハルエ(二ツ)を斬り殺せり、中にも次男と長女とは首打落され居たりとか、尙ほ前の傳次郎方より三町斗り隔りたる、同村字南畑雜業森本トラ(四十四)も、同夜我が家の前にて銃丸にて脊より胸を打ち抜かれて死し、同人長女ヌヒ(十九)も熊次郎方の納屋にて頭を碎かれて死し居たり、ヌヒ妹ウノ(十五)も同家に居合せたるよしなるが逃げずば打ち殺すと云はれ、出でたるにて無事なりし趣きなり、何様都合三ヶ所に於て斯くまで無慘の舉動なせしこと、何か深き遺趣のあるならん、其筋の人々は早速現場に出張して種々取調ぶる所あり、其後嫌疑者の逮捕せられたる者八名ありと云へど、原因など充分の事は未だ知ざるよし。

## 其 後 報

其後段々探りたる處にて、此曲者は同村大字水分城戸平次長男熊太郎(三十六)及び谷彌五郎(二十六)の兩人(尙ほ連累者のあるにや前項にては多人數の仕業と見ゆ)ならんと云ふこと分りたるよし、兩人兇行の夜豫て知り合なる、赤坂山麓字ニガツラビの竹次郎方へ案内もなく這入り込み、主人の不在なるに家内のものに飯など焚かせ、飽くまで之を食ひ辨當まで爲せて出で行きたるよし、必定山に入りたるならんと、爾來千釵破赤坂を圍みて、捕縛方に漚りなしと云ふ、又た此の兇行の原因は熊太郎女房ある身を持って、時々村の若い女に構ふことあり、中にも森本トラ長女ヌヒとは深き中となり、ヌヒは我家の貧なるより、屢々熊太郎に引取られんことを迫り、左れど苦情の種なれば延々になり居たる處、熊太郎妻發狂の氣味になりたれば、之を機に里方に歸しヌヒを入れり、又たヌヒには熊太郎より以前に、深く云ひ交はしたる男あり、他にあらず松永傳次郎長男虎吉なり熊太郎方へ引取られても、兎角虎吉の事思ひ切れず、ヌヒ屢々忍合ふことあり、切角己が妻を追ひ出して入れたるヌヒに悪き虫のある、熊太郎の身には恨なる。熊太郎又三十圓斗りの金を熊次郎に貸したることあり、數度催促に及べども返へせる時でなくば返へせず、達つて云ふならば腕づくで來れよなど悪口されたることあり、兄弟に斯くまで踏み付けられて悔やし／＼と思ひ居たるが、遂に爰に至りたるものならんとなり。幸に虎吉は宇治へ茶摘みに雇はれ居りて不在なりしかば難を免れたり、此兇行者兩名は村にて評判の好男子にて、常に兄弟の如く交り居たる者なり、熊太郎は去る



三月奈良に赴き仕込杖を購ひ來り、夫れより所持の田地を賣拂ひ、借金など悉く濟ませたるよし、尙ほ三十圓程は懷中して逃去したる趣なり、彌五郎は獵を好み此道には黒人の方なれば、常より彈藥を貯へ居たり、此日も充分腰に付けて出でたるなり、而して同人は赤坂村字水分の淺井傳三郎娘テル(二十七)と云ひ交はし居たるが、近頃何となくテルの情なく當るより、他に男を拵へたるならんと思ひ、此序とて竹筒に火藥を仕込み、其家に放火せんとしたるも、大雨の爲めに火勢延びずテルをも逃がしたれば、今に目に物見せんと呼はりて去りたるよし、尙ほ赤坂村と云ふは赤坂千窟兩山の間にして此兇事を行ひたるは大金剛寺のありし所なりと云ふ。

## 十人斬の曲者捕縛方の事

(明治二十六年六月一日  
東京日日新聞)

前號に記せし河内赤坂十人斬の曲者捕縛方につきては、其筋に於ては非常に手を盡し居るよしなれど、未だに踪跡知れず、去る二十八日は大阪南、東及び堺の警察署より四十六名の警部巡查應援の爲め、之に富田林外七警察署の警部巡查を合せて百四十七名、十六隊に分れて金剛山を圍み、専ら其逃げ出づるを待ち居り、而して二十八日には漸く赤坂村字桐山村の木挽小屋に於て、其朝此處を立去りたる形跡判然したる趣き、出張中の判檢事より大阪地方裁判所へ、電話を以て通知したる

より、同衙よりは早速順慶町憲兵首部に數十名の憲兵派遣の事を照會したり、是れ兇行者が今に銃器を携へ居る爲なりといふ、又た曲者城戸熊太郎は能く、深き恨のありて、死を決したるものと見え、赤坂村にて最も風景の好き處を選び、兇行の七日許り前に田舎には立派過ぎる裏を建て、其表面に城戸熊太郎の墓と彫らしめ、朱を入れて傍らに前妻の戒名を刻し、墨を入らしめると云ふ又た曲者は、全村を焼拂ふべしと云ひたりとかにて、其後は全村業を休み、日中は寝ねて夜間竹槍鋤を携へ村内を巡邏し居るよしなり。

## 十人斬り後聞 (六月六日、同上)

金剛山十人斬の兇行者は、まだ縛に就かざるより大阪府警察署は充分の手配して、近縣各警察署へも夫々照會して援を乞ひ、怠る所無きものゝ如し、然れども賊の出没は極めて不可思議にして更に見當らず、且つ山中の木挽などに猶殺し殘せし人あるを以て、惜しからぬ命を暫らく永らふる由物語りして去りしとして、同人に縁故ある人は生心地なし、依て巡查三名づゝを關係ある家々に詰切らせ保護し居ると云ふ、稀代の兇賊と云ふべし。

## 十人斬り遺書

(明治二十六年六月十日  
東京日日新聞)



同兇徒捕縛方に向ひたる警官が、雇ひ入れたる案内者の一人、去る六日金剛山クワイコ坂に於て書面と白足袋一足を拾ひたりとて、同出張員の處へ持來れり、書面には「切腹するから見當り次第埋めて來れ」と記せり、尙ほ同人は歸途數發の砲聲を聞きたりと云へり、警官にては之を確信せざれど、手跡は熊太郎に相違なしとて、今は已に自殺の電報に接したる後なるが、果して此砲聲に命を終りしにや後報を待つ。

自殺の場所

兇賊等は其初より金剛山中佛王谷と稱する、大木小樹森々たる幽谷に逃れ入り、潜匿せしも數百の警官に驅立てられし爲め、進退谷まりて自殺せしならんか。

兇徒の自殺 (六月十三日 上)

熊太郎は咽喉より一二寸下りたる胸部に於て脊を打ち抜きたる銃傷あり、之にて致命したりと見ゆ、其外右足の裏に長さ四寸許りの傷あり、之は山中を走せ廻る際、岩石又は木の切にて傷きたるものならん、右手の指二本に刀傷あり、是は殺害の夜過つて傷つきたるものなるべし。

彌五郎は脊より打たれて肺部に止まりたる銃傷あり、一寸計肉を切り開きたるに果して村田銃の

彈丸現はれ出たり是れ致命傷なり、尙ほ頭部眼邊に傷あり、銃傷なるや否や明白ならざるにより解剖し、鋸及びノミを以て頭蓋骨を開きたるに、別段内部に異狀なし、是も山中を走せ回ぐる間に得たる傷なりと云ふ。

○檢視官の見込

檢視官の見込によれば兩賊到底免れ難きを覺り、自殺を遂げんと協議したる處、彌五郎は未だ目的を達し居らざる爲め心残りある如きより、熊太郎先づ彌五郎を我手に掛けて而る後、自殺を遂げたるものならんといふ。



## お茶の水おこの殺し

### お茶の水河岸の死體

(明治三十年四月二十八日  
東京日日新聞)

本郷區湯島二丁目高等師範學校前河岸淵に、四十年位の女の死體ありしを、昨二十七日午前五時頃發見したるを以て、直ちに豫審判事、檢事等出張檢視ありしに、右女は裸にして面部に數箇所の創傷ありたるより、何者にか殺害されしものと認定せられ、目下其犯人搜索中なりと云ふ。

### お茶之水殺人事件

(明治三十年四月三十日  
東京日日新聞)

近來の大疑獄として所轄本郷署は勿論、警視廳第二部第一課に於ても、擔當警部に屬する刑事巡查の總掛りを以て、搜索に奔走しつゝあるが何分にも肝腎なる死體解剖の結果が、死因が多分窒息ならんとその事の外には、一切手掛となるべき事實を發見せざるより、係りの警部巡查も各自其見込を異にし、或は被害者の身分を田舎料理屋の酌婦位にして、東京に住所を有せざるものと鑑定して内々近縣に手を延ばせるものあり、或は又た然か見せかけ居るも、實は現場より遠からぬ住民なら

んと裏を搔いて、被害者が多量の酒氣を帯びて倒れ居たるを手掛りに、附近の飲食店などに手を入れて發見に勉むるありて、各自が苦心の状は中々に言ひも盡せぬ程なりと云ふが、今ま巡查が端緒を探つて其目的を遂げざりし、手續の一二を聞き得たれば左に掲ぐ。

○遺留品の間違　一刑事が死體を發見したる、お茶之水河岸に至りて何か加害者の遺留品にて無きやと、細かに搜索を遂げたるに死體の在りしより少しく隔たりたる處に、一葉の郵便端書と女持の紙入とが捨てありしを見當りたれば、巡查は喜んで取る手遅しと、先づ其の端書の表面を讀み下せば、本郷區千駄木町八十八番地福島タカ様と云ふ宛名にて、某男子より送りし端書にて、又其の紙入には別に金銭もなく、手掛となるべき書類も無けれど、慥かに女持に相違無きより、巡查も之れぞ正しく被害者の所持品にして、無上の手掛を得たりと信じ、即刻宛名の福島タカを内偵せしに、同人は之まで淺草公園の料理店一直方に奉公し居たる者にて、堅氣の女にあらずとのことに愈々被害者に相當する廉の確まりたれば、巡查は其足にて肩書の本郷千駄木町へと駈け付け、目的の福島タカを尋ねたるに、こは如何に本件の被害者ならんと推考した、タカは妾でムい升すと無事に在宅して、入り來りし巡查の顔を不思議そうに眺め居るにぞ、巡查も頓に張合が抜けて、馬鹿らしかつたとは思ひしが、兎に角もと拾ひ取りし端書と紙入とを取り出してタカに示したる處、タカ



は直ちに之を認めて、且つ言ふやう此の品は今朝御茶の水にて、女の死骸を見んとて人込の中に揉まれた際、何時の間にか拘兒の爲めに盗み去られしにて、折角届け出やうと思ひし所なりと、之を聞いて巡査は失望の裡に歸り來りしと。

○差配人の證言に誤らる 某警察署頻りに巡査を八方に走らして、手掛を得んと苦心せる結果宛も死體の人相年格好に相當する或る婦人ありて、曩に其本夫某が出稼として、臺灣へ渡航せし留守中不埒にも姦夫を拵らへて密通し居りしが、何時か其の姦夫と不和を生じて、擦つた揉んだと騒ぎし果に、フト其の姿を隠し今に其の行衛が知れぬとのことに、早速其の女の差配人たりし某を呼び出して、本件の死體を一見せしめたるに、不埒の果に姿を隠せしは、正しく此の女に相違無しと證言せしより、同署にては一時大騒を爲し、更に一步を進めて全力を加害者の搜索に注いで苦心せし結果、之れ亦差配人の目に誤ありて、被害者なりと信ぜし不埒女は、人知れず芝邊に居室を構へ無事に生活し居れることを發見し、非常に失望したりといふ。

### お茶の水慘殺犯人捕はる

(明治三十年五月十一日  
東京日日新聞)

幽霊の正體見たり 枯尾花とは古人の穿ちなるが、去月二十七日來殆んど全都の警察力を擧げて探

偵搜索に従事し、而かも一縷の端緒をも得ずして十餘日を經過したる、お茶の水女殺しの犯人は、一昨々日終に牛込署の手に捕縛せられ、直ちに豫審廷に移されたり、此慘殺は滿都を震驚せしめたる近來の椿事なるも、其真相暴露するに及んで少しく意外の感なきにあらず、今左に其の概要を報告せむ。

○發覺の端緒 屢々本紙に報道せし如く、被害の死體は、目も當てられぬ慘狀を呈せるに拘らず、一片の布、一箇の飾具をだに附着せず、又其の附近の地上にも一の手掛りとなるべき物件の遺留せるもの無くして、其の犯罪の痕迹を蔽ふの巧なる轉た驚くべきものあり、故に市内の警察官は皆な探偵の順序を分て、先づ被害者の何人なるを識別するを先にし、次に犯人の搜索に着手のことと定め、日夜全力を盡しつゝありしが、牛込警察署に於ても亦被害婦人の何人なるやを識別せんが爲め、本月始めより臨時に管内の戸口調査に着手し、常務巡査を指揮し嚴重に之を遂げしめたるに茲に同區若宮町二十一番地に寄留せる、千葉縣安房國の平民御代野梅ノブ(四十) 福島縣平民松平紀義(三十九)と連名の標札を掲げ居る一家ありて、去月二十六七日即ち本件の死體を發見したる頃よりノブは家に在らず、左りとて公然旅行したるにもあらで、突然其の姿の消え失せたるこそ如何にも不思議なれとの報告あり、是れぞ本件慘殺犯人を探知し得るに至りし端緒にして、天網恢



々疎而不漏の語も、今更に思出でられける。

○被害者の識別と證據物 此の端緒を得て即時探偵に取掛りしは、曩に四谷署より牛込に轉勤したる刑事巡查角村巳之吉氏なり、氏は豫て警視廳より配布せられある、慘殺婦人の寫真一葉を懷ろにして、右の御代野梅方近傍の居民、又は同家の差配人等に就いて、人相の適否を確かめ、又ノブが不在後の狀況等を糺せし處、寫眞の人相は十餘ヶ所の創傷の爲に全く打壞せられ、確然識別し難きも其の大體は頗るノブに似たる所ありて、十中の八九は同一人物なるべしとのことを探聞し、搜索の途此に開け、且つノブが姿を隠したる後、或る日に同家の物干場に腰より下半身を洗濯したる衣服及び女禰の摘み洗ひせしもの等が、干しありしを見たる者ありとて、愈々益々適合する狀況の多ければ刑事は一層奮勉し、右ノブと其の本夫同様なる、同居人松平紀義との平素の關係に就き内偵を盡したるに、ノブは一昨二十八年の二月中全く獨身にて、其の伯父とかに當れる同區宮比町の山下竹次郎を保證人に立て、前記の貸家に居住せしものにて其の後、如何なる關係よりしてか人の知らぬ間に、松平紀義なる同居人を引き入れ、始めは聊か世間を憚る様にも見えしが、日を経るまゝに公然夫婦の如く振舞ひ、終には紀義の連子なる長女某(十二)長男榮長(十一)といへる二人をさへ家に養ひ至極睦まじく暮し居り、ノブは相當の資産ありて坐食するも、其の資に事欠かさ

れども、閑散の餘り下駄の鼻緒を内職に爲し、本夫同様の紀義はノブの所有金を資本に高利貸を営み、傍ら三百代言的業務に従事し、一家世を安らかに送り居たるが、野合の悲さ、月日を経るに従つて交情漸く冷となり、ノブと紀義との間兎角反目し家内に風波絶えず、時としては近所合壁を驚かす程の大喧嘩を爲すことさへあるに至り、剩へ紀義は神樂坂邊の怪性の物を情婦としけるより、鴛鴦益々隔離し、爾來鳥の啼かぬ日はありとも、夫婦が口論せぬ日はなく、長家中名物と謳はるゝ由まで残る處なく探り得たれば、角村刑事は今猶豫を爲すべき時に非ずと、斷然署長、警部等とも協議の上、兎も角もノブが行衛の不明となりし理由、其の他の狀況を取糺す爲めにとて、紀義を署へ引致することに、決定せしは去る八日の朝なりし。

○松平紀義の拘引 斯くて角村刑事が他の同僚と共に、即日紀義が在宅の時刻を計りて、御代野梅方に出張したるに、紀義は夫れと見て一時は面色を變じ内心痛く驚き、且つ恐懼を抱きしものゝ如くなりしが、忽ちにして又在らぬ體に面を繕ひ、最と沈着に刑事係に應接し、御調べの廉ありとあれば、御同伴申すべきに付き、暫らくお待ち下され度とて、刑事係を座敷に置いて自分は悠々と午餐を食し、次いで衣服を着換へ黒の紋付羽織に絹布衣類の打扮にて、手提鞆を携へ廳で刑事係と打ち連れて、悠々として雑談しつゝ引かれて行きし大膽不敵さ、其職の人も舌を捲しとぞ。

お茶の水おこの殺し



○牛込署に於ける取調 引致したる松平紀義は、直ちに調所に差廻されて、擔當警部の取調を受けしが、紀義は何事も唯々知らず存ぜずとのみ言ひ張り一も罪惡を自白せず、警部巡査は苦心慘澹取集め得たる證據を、目前に突付け鋭く糾問せしも、泰然として動するいろなく、其答辯更に要領を得ざるより、改めて子供二人を召喚し、別室に於て取調べを遂げたるに、遺の惡漢も隠し了せず、此に始めて證據となるべき陳述をなし、乃ち紀義を犯人と認むるに充分なる事實を確め得たれば、同署よりは其翌九日の早朝を以て、取調の結果を警視廳、地方裁判所等に電報して、爾後の處分法に就き指揮を乞へり。

○家宅搜索 此一大椿事は端なくも、牛込署の手に依りて發見せられたりとの電報に接したる地方裁判所よりは擔當豫審判事額賀判事、藤川檢事が、又警視廳よりは第二部第一課長伊藤警部が休日なるに拘はらず即刻同署に出張し、署長、擔當警部、刑事巡査等と協議の上、時を移さず御代野梅方に出張して、家宅搜索を行ひたる處、種々犯罪を確むべき證據物件を發見したるが、就中被害者と認定したる、戸主御代野梅ノブが前年夏季に、白地の單衣を着用して撮影したる寫眞一葉あり、之を一見したる額賀判事は、曩きにお茶の水にて死體の實物を臨檢したる日の記憶あるによつて、直ちに一同に向ひ殺されしは此の女に相違なしと言はれ、又立會の一同も豫て撮影したる寫眞

と比較して、如何にも相違無しと判斷したれば、此の一事のみにても、最早下手人は紀義に定まれるを證明して餘りあるに、尙當日使用したらんとする、長短數種の刃劍をさへ發見して、持歸られ紀義に對しては、即時豫審判事より令狀を發して、同人は其のまゝ警視廳に拘致せられたり。

○犯罪の場所 紀義は前記の如く、今ま尙ほ頑硬なる申立をのみ爲し居りて、罪惡を自白せざるも、去月二十六日即ち犯罪當日の夜は、同區神樂坂なる毘沙門の縁日なりしが、御代野梅方の一族は、例刻に夕の食事を終り、ノブが晩酌の酒量は常に倍して、始めに五錢丈けを飲み、後再び五錢丈を買ひ來らせて飲み盡せしが、一同が晩食を終つて後紀義は、二人の子供を縁日に遣はし程無く二人の立ち歸りしを見て、言葉も遽たゞしく少し内密の用があるから、何處へでも今少し行つて來いと嚴命したれば、二人の子供も父の言葉に餘儀無く、宅に入ることを能はず、惘然として戶外に佇立み居りしを、通行の人は不憫に思ひ、爺さんにでも叱られたのなら、早く詫て這入るが宜いと言ひ聞かせしことさへあり、夫れのみならず同夜ノブ方の様子何となく常と異りて、紀義の舉動亦た大に怪むべきの廉ありしといへば、多分は其の際ノブの熟睡に乗じて、宅内に於て殺害し子供を目を偷んで、死體を御茶の水河岸に棄てたるものならんといふ。

○慘殺の原因 紀義の白狀せざる以上、慘殺の原因は未だ確かならざるも、前後の探知したる事實



を以て推測せば、紀義なるものは今回以外に餘程の大罪を犯して、天下の耳目を晦まし居るものに相違なく、夫れが爲め彼れは、一時官廳の探偵社會に身を投じて、一面には人の目を晦ます便を謀り、又一面には如何に自分の罪惡を、探偵しつゝありやを探らんと企てしこともあり、而して此罪惡に關する秘密は、總て今回の被害者たる御代野梅ノブの、知る所となり居るものゝ如く、ノブが晩酌に酔ひし後ちに、紀義と喧嘩を始めし時などには、屢々隣人の耳にも入るほどの大聲にて、其んなら例の事を言ひ立て、貴様を懲役に遣るが宜いかなどと口走りしこともあり、然るに彼れ紀義は近來他に情婦を拵らへて、唯さへノブが嫌になり居る處へ、屢々斯る秘密を口走つて威さるゝさへあり、加ふるにノブは有福の身にて、紀義は無資産の流浪人なれば、一家の全權は自然ノブの爲めに占有されて、紀義は本夫とこそいへ家政の點に就いては、番頭同様の地位なるを以て、彼れや此れやの事情に迫られて、終にノブを亡き者にせんと決心を爲すに至りしならんといふ。

○飲食物の符合 牛込署にての取調べに依れば、被害者御代野梅ノブが、殺害の當夜に飲食せしは、酒十錢丈けと雁もどき、焼豆腐、菜の浸し及び米飯等にして、曩に大學病院に於て死體を解剖せし際、發見したるものに符合せりとなり。

○被害者の素性 被害者ノブは、千葉縣安房國平郡下佐久間村二百八十三番地、農御代野梅八

十松の姉にして、今を去る二十年前に始めて出京し、一時は麴町平河天神境内の矢場女となり、又各所の湯屋の二階を勤めしこともありて、何時か麴町五丁目の宿車屋青木方の挽子高木重次郎（四十八）なるものと私通し、手を携へて逃走までせしを、後に至て同人を振り捨て、更に博徒佐々木龜吉なるものを本夫とし數年睦まじく暮し居りし内、又もや今回の加害者松平紀義と通じ、遂に龜吉を捨て、前記の如く若宮町に世帯を持ちしものなりと。

○加害者の素性 加害者松平紀義は、元と肥前國島原出生にて、本名を片桐紀義と云ひ、維新の頃より會津に移住せしものなるが、之れ迄諸所にて惡事を働けること、一、二にして止らず、現に同人の先妻某は、長女長男と二人の子供迄あるに人知れず行衛不明となり、今以て住所を知らざれば、之れ亦同人が殺害して、巧みに罪迹を晦まし居るにはあらずやと疑ふものあり、目下其筋にては専ら前科の取調中なりといふ。

### お茶の水慘殺事件の後聞

（明治三十年五月十二日  
東京日日新聞）

○被害者の實名 前號紙上に被害者の姓名を御代野梅ノブとし、其の變名をコノと稱する由記載したるも、其筋の調査に依れば、コノと云ふが本名なる由。

お茶の水おこの殺し



○長女ノブの口述 加害者紀義の長女ノブ(十四)の申立つる所に據れば、事變の翌日母の姿の見えざりければ、父紀義に向ひ母様は如何なされしと問ひしに、父紀義は何處かへ出で行きしならんと應へたるも、母が所有の下駄四足は、上り口にありて外出せしとも見えざれば、更にそれでも下駄は四足とも彼許にあるがと問ひ返せし時、父紀義は口ごもりて、確と返辭もせざりしかば、此時よりして私は不審な事と、思ひ居りしと述べ立てしよし、右長女ノブの年齢は自分十二歳と云ひ居れども實際は十四歳なりと。

○加害者の昨今 加害者松平紀義は、一條繩の惡漢にあらずして、巧に平氣の姿を裝ひ勉めて事實を隱蔽せんと欲すれども、彼れにも亦一點良心のあるより、其の留置所に引き立てられてよりは惘然として人心地なく、稍々發狂の姿あれば、其筋にて醫師に命じて、夫々治療を加へさせ居る様子にて、まだ豫審の運びにも至らざるよし、密室に幽閉しあるなど云ふは恐らく留置所の誤りならん歟。

○死體の發掘 額賀豫審判事、内村牛込警察署長、伊藤警視廳第二部第一課長は、加害者の長女ノブ、長男榮長(十一)以下、生前被害者の面貌を熟知せるものどもを参考人とし、昨朝駒込吉祥寺内のコノが新墓に至り、竈窆を發掘して屍體を出し、同道者をして之を實驗せしめたるが、長女ノブは右發掘以前に於て、母様の體には二ツの特徴があります、頭髮の頂邊に一個所の禿げあり背部に細く長き痕ありと申立てしが、其の申立てに違はず、右屍體を一瞥するや否、母様は確に之に違ひありませんと明言し、續いて長男榮長其の他の参考人も皆相違なきよし申述べたれば、加害者自らは白狀せざるも、紀義の所爲なることは已に疑ふまでもなしとの事なり。

### 大兇漢紀義が避罪の魂膽

(明治三十年五月十四日 東京日日新聞)

被害者コノの咽喉をメめて殺した揚句に、面部へ數ヶ所の切創を負はせて、其の人相を潰し之を丸裸體となして、お茶の水河岸に棄てたる一事、既に罪惡の經驗を積みたるものならでは出來ぬ仕事にて、數多罪囚を手に掛けし警官等も、其の手に舌を巻き居れるに、尙ほ紀義は囊に捕縛となりて、監舎に拘收以來、日夜犯罪の證據を打ち消して、判官の眼を晦まし手段にのみ肝膽を碎き居れるものゝ如く、其の魂膽の深遠なるには、其の筋の人々も唯々驚くの外は無し、と言ひ合へりとぞ、今ま其の魂膽の一二を聞き得たれば左に掲ぐ。

○母指の爪を嚙切れり 被害者コノの死因が解剖の結果に依り、左右の母指を以て其の咽喉部を壓搾せられしに在ることは、既に明瞭なる事實にして、死體の咽喉部に大なる爪痕の存在せるに

お茶の水おこの殺し



ても判知するに苦まざるが、兇漢紀義は素早くも、此の點の證據を打ち消さん目的にて、入監後齒にて左右の母指の爪を嚙切り、死體の爪痕と符合せざるやう見せ掛け居れりと。

○虛病を稱ふ 紀義は入監後第一に醫師を呼び、自分は豫て脚氣病に罹り、且つ肺病の兆候ありし爲め、醫療し居れりなどと稱し、醫師の其の言を信ずるを僥倖して、當夜斯る大罪を犯すの元氣無かりしことを主張せんと企謀み居れり。

○コノを貞婦視す 被害者コノが極めて莫蓮の女にして、平素紀義に對し暴言を弄し、且つ酒興に乗じては腕力の沙汰にも及び、曾て口論の末、火鉢に掛けありし鐵瓶を執て、紀義に投げ付けしことさへある趣は小供兩人の證言、隣人の話等に依りて明瞭なるに、兇漢紀義は陰險にも其の筋の吏人に對し、妻コノは仲々の貞婦にして、小供などは時々叱責せしことあるも、自分に對しては飽くまで言行を慎み、曾て粗暴の行爲等は之れ無かりし旨白を切つて申立て、今後糺問の進行するに従ひ、コノの行爲が殺意を生ずるの一因となりしならんとの、推測を打ち消さんと、計り居れり。

○監に慣れざる眞似す 紀義が前科あり、舊惡ある事は疑無きの事實にして、尙ほ目下嚴重に取調中なるも、入監後に於ける彼の舉動に依れば、是れまで度々監獄に出入して、充分其の味を知

り居るに相違無きを、認むべき廉多々あるに拘はらず、彼は故らに監に慣れざる眞似して、吏員の目を晦まさんと計り居れり。

○御圍は吉 紀義は當初より、深く罪惡の隱蔽に心力を碎き居りて、彼が犯罪の當夜兩人の子供を毘沙門へ遣はせしも、一は其の目を忍ばん爲め、又一は彼が企謀める罪跡隱蔽の手段が、若しや吏員に發見せられざるやを氣遣つて、御圍を引かせし趣にて、二度目の御圍が吉とありしと見て、彼は微笑を漏らし居たりといふ。

### 松平紀義の密室監禁 (五月十五日、東京日日新聞)

お茶の水女殺しの犯人松平紀義は、今以て罪狀を自白せざるに付き、昨朝より鍛冶橋監獄内の密室へ監禁せられしといふ。

### 兇漢紀義の近狀 (明治三十年六月五日 東京日日新聞)

去月來、密室監禁中のお茶の水女殺し松平紀義は、此の程制規の監禁日數に満ちたるを以て、三回豫審延へ召喚せられ、内一回は係り判事の都合に依りて取調を爲さず、前後二回の糺問を試みられたるも、今に頑硬の抗辯を爲し、其の罪惡の端緒だに白狀せざるを以て、昨日來引續き密室に監



禁せられたりといふ。

### 松平紀義の處刑

(明治三十年十二月二日)  
報知新聞

檢察官は死刑を求刑せられ、辯護士は無罪を主張したる、お茶の水謀殺人事件の被告人松平紀義に對する裁判は、昨日を以て言渡されたり、紀義自身すら、肚子裏にては、死刑を覺悟しいたらしく思はれたるに、幸ひにも一等を減ぜられて、無期徒刑に處せられぬ。今公判廷の模様を左に記さん。

#### 裁判前の模様

○傍聽人の種類 前回の公判は非常に大入りしに反して、昨日は突然開廷を決せられたる故なればにや、漸く當日の新聞を見て駈付けたらしき傍聽人、メめて五十九人、之れを區別すれば、官吏體のもの四人、書生體のもの十三人、商人體のもの二十人、職人體のもの六人、田舎漢らしきもの八人、博徒らしきもの四人、及び婦人一人、少年三人なりし、斯くて傍聽人は午前十時十五分地方裁判所第二號公廷に入廷せしめられしが、其の人数の少なかりし爲め、毫も雑沓せざりき。

○傍聽人の退屈 斯くて十時二十分となるも、三十分となるも、四十分となるも、尙ほ被告人すら入廷せず、延丁などの出入する足音、扉の開閉する音を聞く毎に、今度は何と思へども、中々に來らず、中には欠伸を噛み殺して「未だですかねイ、モー十一時ですぜ」と呟やくものさへありしも、流石に寄席芝居杯とは違ひて、不平を漏らすものなし。

○被告人の入廷 十時五十分に至りて、被告人松平紀義は、漸やく看守二名に擁せられ、編笠打扮にて入廷したり、其の衣類は例に依りて藍微塵の綿入に、襟垢の浸みたる白地の浴衣を重ね、葵の三つ紋のついたる、黒の羽織を着流したるが、此日は辯論もあらねば、三筋の手拭に包める書類をば携へざりし。

○被告人の縁喜 紀義は公判廷にては、傲然と構へ居れども、其實心中にては煩悶に堪え得られぬを、態と平氣らしく装ひ居る付景氣なることは、此に記す一事にて其れと知られける、紀義は今しも公判廷に入らん爲め、裁判所内の囚人溜所を出づる時、丈夫らしき草履を彼れの此れのと頻りに擇り分け居る故、付添の看守が「早くしろ」と呟やきぬ、今日草履が切れては、縁喜が悪いと御幣を擔ぎたればこそ、斯くは草履を擇びたるなれ。

○被告人の舉動 斯く縁喜を祝ひて入廷したる紀義は、看守の手錠を外し居る間も、頻りに背後を見廻はし居りしが、頓て檻の中に入り、先づ手にて頭を撫で、夫れより腕組をなして肩を聳ら

お茶の水おこの殺し



しながら、前面の新聞記者席をニヤリと見渡し、少しく口を明けて欠する體なりしも、其眞の欠にあらぬは、涙の出でぬにて知られたり、是れぞ例の平氣を裝ふ付景氣なる、夫れより紀義は一握に餘る頃の髯を或は撫でつゝ、傍聽人を一渡り見渡し、首を伸ばして「誰れか知人でも居りはせぬか」と云はぬばかりの有様にて、傍聽席を窺ふこと三分ばかり、頓て右の手にて左の腕を摩りながら、例の空欠をなして、裁判官の出席を待ち詫ぶるさま、宛然己れも傍聽の一人なるが如し、十時五十分頃、高橋辯護士は一尺餘の手提鞆を携へて入り來りしに、斯くと見たる紀義は、例に依りて最と慇懃に一禮せり、其の後も尙ほ例の空欠をなせしが、其の都度先づ新聞記者席を、是れ見よがしに見渡すを常とせし。愈々其が付景氣の證據と見たは僻目か。

裁判中の模様

○裁判官の出席 斯くて十一時に先だつこと一二分、板倉裁判長を始め陪席判事、檢察官及び書記等何れも出席したれば一同起立したり、頓て書記が「松平紀義」と呼び立てしに、紀義は檻の中に起立して一禮す、尋で裁判長は「松平紀義の謀殺被告事件に對し本日裁判を言渡す」と述べられしに、紀義は手を檻の中へ下げ、少しく身を左に振り、右の耳を裁判長の方に押向けて、首を突出し一句も聞き落すまじと構へぬ、其外貌こそ平氣なるが如くなれ、其の胸中には波立てるなるべし、檢事は頻りに紀義の顔色を窺へり。

○言渡書の朗讀 斯くて板倉裁判長は、威儀儼然として、裁判言渡書を朗讀せらる、其全文左の如し。

判決

東京牛込區若宮町二十一番地住  
福島縣大沼郡赤澤村大字赤間南中二千四百四十一番地平民金貸業

松平紀義 (安政四年五月生)

右松平紀義に對する謀殺人事件の公訴を審理判決する左の如し。

主文

被告松平紀義を無期徒刑に處す、裁判費用合計百六圓四十九錢は被告の負擔とす、差押物は各所有者に還付す。

理由

被告松平紀義は明治二十八年二月下旬より、當時東京市牛込區若宮町二十一番地岡田正義所有の一戸を借受け住居せし、御世梅この方に其實子榮長及び養育し居りし松平衍子事本名太田さとのお茶の水おこの殺し



二人を引連れて同居し、このと夫婦となり、金圓を貸付け生計を立居りしが、被告が家事に吝なるより、このは不平に思ひ、屢々被告と口論せしが其際には、このの金圓を以て金貸を爲し居りながらこのには不自由の生計を爲さしむる旨を言出し、被告を罵詈雑言せしが、このは又たさと、榮長を愛せず、少しく其意に満たざる事あれば右二人を毆打し、或は之を戸外に追出す事あり、殊に榮長を虐待すること、さとよりも甚しきより、被告はこのを惡むに至りしが、このは又時々他出して歸り來ざる事二三度に渉る事あるより、被告はこのに情夫あらんことを疑ひ、憎惡の念に加へて嫉妬の念を生ずるに至りしが、明治二十九年十二月以來、このは其衣類を被告の爲めに他に預けられ、外出も自由ならずとて不満の情に堪へず、放逸酒を縱にして被告を凌辱し、且つ其餘憤をさと、榮長の上に及し之を虐待するの度を増せしが、明治三十年四月二十六日午後一時頃、榮長は學校より歸りさと、喧嘩し、このに叱られたりとして、湯屋に行き居りし被告の許に至り、之を告げ、共に家に歸りしが、このは被告の面前にて二人の子供を指し、此様な餓鬼を置くから、喧嘩をしてイケナイと罵り、隣家より岡田正義の來りて、二人の爲に詫入れしも之を聞入れずして、榮長を捉へ其頬邊を掴りしが、被告は之を見て心中に憤りを發せしも別にこのを咎めず、六疊の座敷にて、このと共に酒を飲しが、この酌酌して飯を喰はんとせし折、被告が此を制せしとして、このは憤りて三疊の間

に入り羽織を引懸け、外出せんとせしを、被告は賺かし宥めて寢に就しめしが、前顯このの舉動に就き深く憤り居りし被告は、このの從來の行狀を想起し憎嫉の念禁じ難く、茲にこのを殺さんと決意し、其決意を實行するにはさと、榮長をして家に在らしめざるを便宜なりとし、幸ひ此日縁日に當れる、神樂坂毘沙門に遊びに行けとて、小遣錢としては平素與ふるよりは、五厘を増して金一錢五厘づつを二人に與へて出行かしめ、殺害の方法、殺害後の所置とを考案中、日暮頃に至りさと、榮長の歸り來りしより更に二人に向ひ毘沙門の神籤を貰ひし後、牛込區白銀町金井銀次郎方に行き被告の負債主某が居りしなば、貸金の返済を催促し來れと命じ、二人を出せし後、三疊の間に入りこのの熟睡を窺ひ、左右の手を以て其の咽喉部を扼壓し、即時窒息死に致らしめたる後、暫らくありて歸り來りしさと榮長を戸外に出でしめ右犯跡を掩はん爲め、銳利の刃物を以てこのの面部十ヶ所を切り、猶頭髮を斷ち同夜十二時頃右死體を本郷區湯島二丁目一番地間お茶の水の堤上より神田川の岸に投下し、以て之を毀棄したるものなり。

右事實は豫審判事額賀鐸の作りたる明治三十年四月二十七日付檢證調書、證人片山國嘉、岡本梁松の豫審調書右兩名の作りたる明治卅年七月八日付死體解剖檢査並に鑑定書と題する書面、證人久保悅藏豫審調書同人の作りたる明治三十年五月二十一日鑑定書と題する書面、明治卅年五月九日付



松平衍子豫審調書類の部、松平衍子本名太田さと公廷の供述、證人竹内もと、北村善吉、北村しま名倉けい、鈴木こと、岡田正義、田中さと、岡田とき、宗田むめ、山下やす、山下竹次郎、金山松五郎、林よし、廣田すへ各豫審調書證人北村しま公廷の供述被告紀義豫審調書及び公廷の供述符合マノ一女綿入、同マノ二女帯同マノ三女前掛同マノ四女腰卷同マノ五女腰卷同マノ十六寫眞同マノ二十三の一、二、寫眞二葉同マノ十一萬覺記載と題する手帖中四月二十六日分の記載同マノ十四古提燈同マノ十五膝掛に徴し證據十分なり。

之を法律に照すに被告が御世梅このを謀殺したるの所爲は刑法第二百九十三條に該當し、このの死體を毀棄したるの所爲は同法第三百六十四條に該當し、二罪俱發するを以て同法第百條に照し重き謀殺罪を以て論じ、死刑に處すべき者なれども、所犯情狀原諒すべき者なるを以て同法第八十九條第九十條を適用し本刑一等を減じ同法第六十七條に照して無期徒刑に處すべく、證人御世梅彌惣松旅費日當一圓九十錢、同五味忠直、日當三十錢、山根正治請求に係る鑑定料二十七圓、高橋増次郎の請求に係る鑑定料六十三圓、久保悅藏の請求に係る鑑定料十五圓は本件に必要なりし裁判費用なるを以て刑法第四十五條に依り其全部を被告に負擔せしむべし、差押になる物總て沒收に係らざるを以て刑事訴訟法第二百二十條に依り各所有者に還附すべき者なり。

以上の理由に基き主文の如く判決せり。

明治三十年十二月一日東京地方裁判所刑事第四號公廷に於て宣告す。

檢事豊島直通本件に關與す

東京地方裁判所刑事第四部

裁判長判事 板倉松太郎 判事 安藝哲三郎  
判事 坂本三郎 裁判所書記 南 昭

○被告人の態度 此朗讀の間紀義の態度如何にと注目するに始めは平然たる容子なりしも讀んで「小供を縁日に出し遣り」と云ふ所に至りて紀義の面色少しく血を帯び來る已れが滔々たる辯論も何の甲斐なきに心騒ぐが如し「お茶の水に棄て」と云ふに至り、身を正して立ち顔色舊に復して意決するものに似たり、進んで證據物の處に至りて紀義の面再び薄赤くなり、讀んで「死刑に處す」と云ふ所に至つて顔色動きたらんも裁判長が息を續けて「べきの處一等を減じて無期徒刑に處す云々」と讀み上げらるゝや辯護士は紀義の顔を見る塗炭紀義も亦た辯護士の顔を見合せて、ヤレ／＼と思へるものゝ如く、少しく笑を含みて見ゆ、哀れ此兇漢落つべき首を繋がれける。

○傍聽人の態度 傍聽人は何れも堅唾を呑んで聞き居たるが「死刑に處す」と讀み下す一刹那

お茶の水おこの殺し



扱てこそと思ふ間もなく罪一等を減じて無期徒刑に處せられたれば一同意外の面色をなしぬ。

### 裁判後の模様

○控訴上の相談 裁判の宣告終りて閉廷されしは午前十一時十分過ぎなりしが、裁判官一同も立ち辯護士も立つて去らんとするとき、紀義は高橋辯護士を呼留めて面會を求めければ、辯護士は既に立去らんとする裁判長を呼留めて被告人に面會の儀を願ひしに、直に許可せられたるにぞ、辯護士と紀義は頻りに何事か相談したり、是れぞ控訴の手續を打合はせたるにて紀義の聲は低くして聞えざれども高橋辯護士の聲として「控訴すれば好い」「二十圓出せば好い」と云ふが聞えたり、二十圓出せば好いとは控訴の保證金のことなるべきが、流石に高利貸の根性を現はしけん如何にも惜しさうな風付きに見受けられぬ、尙ほ辯護士は「二ヶ月位は間があるだらう」と云へば紀義は「延期を願ふ様にしたら」と云ひしが聞えたり、第一審の公判にて、矢鱈に延期々々と出願したる紀義、控訴の一段に至つて更に何事の延期を求めんとするにや。

○被告人の退廷 斯くて辯護士との用談も果てければ紀義は看守に手錠を箝められながら、平氣にて廷丁に手錠を示したるが頓て擇り抜いて穿き來れる例の草履を輕氣に踏みて出で行きぬ。

○檢察官の控訴 檢察官は紀義に對する判決を不當なりとして、係檢察官が控訴されしに付更に

附帶の控訴をなすと云ふ。

○裁判上の費用 紀義の裁判宣告書中にある裁判費用金百六圓餘は多く證人の出廷費用なりと云ふ、如何に證人の召喚多かりしやを知るに足る。

註 この判決に對し檢事並に被告共に不服、直ちに控訴した。控訴公判は翌三十一年十一月一日より東京控訴院第三號法廷にて開廷され、その結果十一月十日に左の如き判決が下された。

### 松平紀義の控訴判決書 (明治三十一年十一月十二日 時事新報)

お茶の水慘殺事件の控訴公判廷に於て一昨日控訴不受理となりたる詳細は前號の紙上に於て報道したるが、其判決本を得たるを以て左に掲ぐ。

#### 判決 謄本

福島縣大沼郡赤澤村大字赤留字南中二千四百四十一番地平民金貸業

被告人 松平紀義

安政四年三月生

右に對する謀殺被告事件に付、明治三十年十二月一日東京地方裁判所に於て被告が謀殺及死屍毀

お茶の水おこの殺し



棄の罪證十分なりとし、被告を無期徒刑に處したる裁判に對し原裁判所檢事は酌量減輕をなすべからざるに減輕を與へ、且つ死屍毀棄を罰すべからざるに、之を罰したるは不服なりとの點を以て控訴を申立て、被告は原裁判全部不服の旨を以て控訴を申立てたるに因り、當院は更に檢事北岡保定立會辯論を経て判決すること左の如し。

主 文

檢事の控訴は之を棄却す

原判決を取消す

本件控訴は之を受理すべからざる者とす。

註 理由を略す。

### 松平紀義の放免と拘引

(明治三十一年十一月十一日) 時事新報

別項記載の如く昨日東京控訴院に於てお茶の水慘殺事件の原裁判を取消し、公訴不受理の宣告を與へたる結果被告松平紀義は一時放免さるゝこととなり、同法廷より鍛冶橋監獄署未決監に歸ると間もなく午後二時四十分左の通知書は控訴院より同署に到着したり。

牛込區若宮町二十一番地住

福島縣大沼郡赤澤村平民

松 平 紀 義

右の者控訴事件本日控訴不受理の判決相成候條直に放免可有之候也

明治三十一年十一月十日

控訴院檢事

北 岡 保 定

鍛冶橋監獄署長 若 林 茂 雄 殿

偕て同署は直ちに之を紀義に示したるに同人は斯くあらんと待ち受けたるものゝ如く傍に在りし書類など取纏め居たるを以て掛員は更に同人に向ひ直ぐ出監すべしと促がしたるにお待ち下されとて容易に立出づる模様なかりき。其中に掛員は同人が所持品悉皆及び所有金の殘額一圓六十錢を渡したるに、其衣類を裏返へして能く檢め、又疊みては打披き、或は端書が一枚不足なりと云ひ、或は品數を算へて實際より多しとか、不足なりとか種々言種を付けたる末、突然締め居たる博多の帯を解き定れば某より借りたるものなりと言出し、掛員より再三尋ねられて漸く其借主の姓名を述べ同品を返したる後、紬藍縞の綿入半天一枚、墓口三個、黒縹子黒財布一個、刑法、治罪法、刑事訴訟法新約全書、實用訴訟規則、辯護士名鑑一覽等を取纏めて縞毛布に包み唐木綿の兵兒帯にて括りた

お茶の水おこの殺し



るを右手に提げ、看守押丁に護送されて同所留置人受附所に入りたり。此時同人は木綿淺黄堅縞の袴に淺黄縮緬の兵兒帶を占め、彼の黒斜子葵三ツ紋附の袴羽織を引懸け、白足袋を穿ち居たるが夫より同所を立出でんとしたる折柄、豫て待構へたる警視廳第一部第一課の三田村刑事巡査は豫審判事の發したる左の拘引狀を示したり。

拘引狀

東京市牛込區若宮町二十一番地

松平紀義

右誣告被告事件に付尋問の筋有之當裁判所へ拘引する者也

明治三十一年十一月十日

豫審判事 額賀規一

書記 千本規一

紀義は一應手に取りて熟々と打眺めたる後、之を毛布包の上に置いて巡査に向ひ、如何なる事でごさい升かと問ひたり、依て豫審判事より誣告事件に付斯く拘引狀を發せられたるなり、巡査は令狀のまゝ執行する迄にして其何故誣告なるやは知る所に非ずと言聞かせ、今や腰繩を掛んとしたるに同人は懷中より手拭を取出して口を拭ひ、左手を曲げて腰へ當て巡査が收めたる令狀を今一應示し呉れよと乞ひ、再び打眺むること霎時の後自分は誣告罪にて拘引せらるゝ覺えなしとて應ぜざり

しかば巡査は強て引立んとしたるにイヤ引立てずとも何處へでも行きます、繩を掛けられては此荷物を持つことが出来ぬと云ひたれば、巡査は兩手を縛するに非ず右手を腰へ掛けるのみなれば、左手にて荷物は充分に持ち得べしと諭したるも、猶ほ繩を掛けるに及ばず、尋常に歩みますと言張りて止まず、果てしなれば巡査は強て繩を打ち三時四十五分同所より構内の裏道を経て警視廳留置所に拘留したりといふ。

紀義の誣告罪に就て

(明治三十一年十一月十二日 時事新報)

松平紀義が一昨日放免となりて更に拘引されたる際、判事よりの拘引狀に誣告被告事件とありし事に就き右は多分紀義が控訴院にてコノ殺害者の他に在ることを申立てたるに原因するならんことを記し置きしが今或信すべき筋より聞得たる所によれば、紀義は曩に入監中被害者コノ衣類に付證據湮滅を企て、該衣服は某が窃取したりと告訴を提起したるを以て、東京地方裁判所に於ては直ちに某を拘引して取調べたるに全く無根の事實なりしより、扱こそ今回の誣告被告事件の起りしなりとか、又判事は今度の拘引狀に何故に謀殺被告事件となさざりしかといふに、謀殺に關する以前の起訴が彼の判決により無効に歸したる結果として、豫審より第一審裁判に於ける總ての處分も

お茶の水おこの殺し



同じく無効となりたれば、此際再び其起訴をなさんとするには、更めて新證據を蒐集せざるべからず(以前の調書一切證據力を失したれば)斯くては多少の時日を要し、早急に拘引状を發する能はざるを以て取敢へず右の誣告を廉に取り、紀義を拘引したる次第なれば、謂はゞ此度の誣告云々は他日謀殺の告訴をなす迄暫しの繋ぎとなしたるものならんといへり。

### 松平紀義の召喚

(明治三十一年十一月十二日 時事新報)

同人は昨日午前九時より警視廳假留置所を引出され、腕車に乗りて二名の刑事係に護衛され、東京地方裁判所豫審庭へ出頭して額賀豫審判事より誣告に關する取調べを受け、終りて午後三時半頃假留置所へ下りたるが、同四時鍛冶橋監獄署の未決囚室に移されたり。

### 上告と意見書

(明治三十一年十一月十五日 時事新報)

愈々出で、愈々奇なるは松平紀義事件なり。第二審公判庭に於て小林裁判長が公訴不受理の宣告をなすや、立會檢事北岡保定氏は直ちに上告權を放棄したりと見え、被告紀義を放免すべき旨鍛冶橋監獄署長若林茂雄氏へ通知したるその一方には、東京控訴院檢事長波多野敬直氏は第二審に於て

「檢事の控訴を棄却し原裁判を取消す、公訴は受理すべからざるものとす」との判決をなしたるは法律に違反せるものなりとて、去る十日更に大審院へ上告し又第一審の掛判事板倉松太郎氏も同じく檢事の控訴を有効なりとし、第一審に於て有罪の宣告をなしたるは失當に非ずとて、一篇の意見書を草し第一審庭に於ける公判始末書を添へ、大審院長に提出したりといふ。檢事の放免令狀是なるか、檢事長の上告非なるか松平紀義事件は轉じて法曹社會の一大問題を惹起し、昨今判事の間に起訴有効論、無効論の二派を生じたる由、其如何に歸着すべきかは今後に於ける最も面白き見物なるべし、因に記す、先きに紀義拘引の際牛込警察署に於て現行犯として取扱ひをなしたる旨去る十一日の紙上に記したるは誤にて同署にては當初より非現行犯として取扱ひたるなりといふ。

### お茶の水事件宮城

#### 控訴院に移さる

(明治三十一年十二月六日 時事新報)

東京控訴院が去月十日お茶の水事件に對して公訴不受理の判決を與へたるを不當とし、嚮きに波多野同院檢事長より大審院へ上告したる件に付、同院に於ては審理の末、昨日午前九時第二審の判決全部を破棄し、更に宮城控訴院へ移す旨宣告したり。然れば被告人松平紀義は不日仙台へ護送と

お茶の水おこの殺し



なりて又一としきり冬枯れの野を賑はすなるべし、其判決書は左の如し。

判決書

福島縣大沼郡赤澤村大字赤留字南中二千四百四十一番地 平民 金貸業

松平紀義 (安政四年三月生)

右謀殺被告事件に付明治卅一年十一月十日東京控訴院に於て審理の末、檢事の控訴は之を棄却す原判決を取消、本件公訴は之を受理すべからざるものとすと言渡したる判決に對し、原院檢事長波多野敬直は上告を爲したり、大審院に於て刑事訴訟法第二百八十三條の定式を履行し審判すること左の如し。

上告趣旨第一點の要旨は刑事訴訟法の其第四百二十二條、第四百十三條に於て豫審判事が檢事より先に重罪又は地方裁判所の管轄に屬する輕罪の現行犯ある事を知りたる場合、事件急速を要する時は檢事の請求を待たず、直ちに其旨を通知し豫審に着手する事及び豫審判事檢證調書を作るを以て公訴受理したるものなることを規定し、犯人の明確なるや否や一人なりや數人なりやを問はず。亦其第十四條、第四百十五條に於て地方裁判所檢事は豫審判事より先に重輕罪の現行犯あることを知りたる場合事件急速を要する時は、豫審判事に通知し犯所に臨檢し豫審判事に屬する處分を爲し得

べき事及び豫審判事の臨檢したる爲め事件を引續き若くは證憑書類に意見書を添え、豫審判事に送致したるを以て公訴の提起ありたるものとし、犯人の明確なりや否や一人なりや數人なりやを問はず以上の現行犯豫審の規定並に時効の法條即ち其第十一條の時効は起訴豫審又は公判の手續ありたるに由り、其期間の經過を中斷す、其未だ發見せざる正犯從犯亦同じとせる規定を交互參酌する時の非現行事件は茲に之を措くも現行犯に就ては人を主とせず、事件其ものに就き公訴提起し得るものと解せざるべからず、故に人は事件の主體なるを以て公訴を提起するには一定の人を指示するを要するとの理論は之を現行犯の豫審處分に適用するを得ず、何となれば犯人の明確ならざるに公訴を受理したるものとし、其未だ發覺せざる正犯從犯に對し時効を中斷せしむる規定と納サク相容れざればなり、從て現行犯に付檢事が豫審を求むるには必ずしも一定の人を指示するを要せずして完全なる公訴を提起したるものとす。

本件謀殺罪は明治三十年四月二十七日、豫審判事の檢證調書「右鐵管の下に別紙圖面の如く五厘銅貨大位の血痕二個の滴あるを認め云々」右死體は頭髮切斷しありて云々面部の創口より出でたりと認むべき血液の頭部の在る傍の草上に流出附着し居るを認む「右死體を檢するに別紙人體圖の如く第一云々(下略)と記載し犯人の何人たるやを知悉する能はざるも、其皮膚の變色創傷の状態

お茶の水おこの殺し



の被害後幾ならざること及び血痕けつこんの淋漓りんりたる等犯罪の後間もなく發覺し、尙其犯跡けんちよの顯著なること一見明瞭めいれうにして刑事訴訟法第五十六條に所謂行ひ終りたる際に發覺はつかくしたる現行犯に相當するを以て同日附謀殺氏名不明男一人云々と記載せる檢事の豫審請求は有効の起訴と謂はざるべからず、然るに現裁判所が該起訴は其効力なきものとし、公訴不受理を言渡したるは法律に背き、公訴を受理せざる違法の判決なりと云ふにあり。

因て審案するに現行犯罪とは刑事訴訟法第五十六條に明言する如く現に行ひ、又は現に行ひ終りたる際に發覺したる犯罪にして、同法は其犯人を逮捕するに付、又其罪證を集取するに付第五十八條第六十條、第四百二十二條、第四百四十四條、第四百四十六條、第四百四十七條等の特例とくれいを設けたり、是れ畢竟犯罪の痕跡顯著なるに拘はらず、尙ほ通常つうじやうの手續に依るべきものとするときは、犯人逃走證據湮滅等の弊あるを免かれざるを以て、急速に此等臨機の處分を行ふことを得せしめんとするの法意なること言を俟たず、然れば右第五十八條、第六十條等に依り犯人逮捕の處分を爲すに就ては此處分の性質として固より其犯人の誰なること分明なるを要するも、第四百二十二條以下に依り罪證集取の處分を爲すに就ては、敢へて犯人の誰なること分明なるを要せざるものと解せざるべからず、何となれば罪證集取の急速を要すると否とは犯人の誰たるを分明なると否とに關係を有する者に非

ざればなり、況や第五十六條は前述ぜんじゆつの如く現に行ひ、又は現に行ひ終りたる際に發覺したる罪と云ふに止まり犯人の發覺如何を問はざるに由て之を觀るも、犯人の發覺は現行犯處分の要件に非ざること明瞭なりとす、然り而して現行犯に付豫審判事は犯人の誰たること未だ分明ならざるに拘らず第四百二十二條に依り豫審に取掛り、第四百四十三條に依り檢證調書を作り以て公訴を受理することを得るものとする以上は檢事は同一の場合に於て適法の公訴を提起し、豫審を請求することを得るものと謂はざる可らず、何となれば同じく現行犯にして其犯人未だ發覺せざる豫審判事の自から處分を爲すときは公訴を受理し、檢事の請求あるときは反て公訴を受理する事を得ずとするの理なればなり、今訴訟記録に就き本件の現行犯なりや否やを審査するに豫審終決定及び第一審判決に依れば犯罪は明治三十年四月二十六日午後七時より午後十二時迄の間にあり、而して其發覺の時刻は明瞭ならざるも豫審判事の檢證調書には明治三十年四月二十七日午後八時三十五分檢證を始むる旨記載しあるに依れば、檢事が豫審を請求したるは右檢證以前なる事知るべく、且つ豫審判事が檢證の場所に望むに付多少の時間を要せし事勿論にして、而も檢證調書記載の如く檢證の際、尙血液の流出し居るを認めたる等の事實ある上は本件は現に行ひ終りたる際に發覺したるものにして、即ち現行犯なりと謂はざる可からず、已に本件を以て現行犯なりとする上は檢事の豫審請求書に單に氏名不



詳の男一人と記載し、一定の被告人を指示せざるも、謀殺人事件其ものに付適法に豫審を請求したるものなれば、豫審判事が此公訴を受理して公判に移し、第一審裁判所が其本案に付判決を與へたるは共に相當にして毫も違法の廉なきに拘はらず、原院が本件起訴狀には一定の人を指稱せず、隨て該起訴は其効力なきものとし、公訴不受理の判決を爲したるは上告論旨の如く法律に背き、公訴を受理せざる違法の裁判たるを免れず、既に此點に付原判決の毀棄を認むる上は、他の論旨に對し一々説明を與ふる必要なし。

右の理由なるを以て刑事訴訟法第二百八十六條に則り、原判決を破毀し本件を宮城控訴院に移し更に適法の審判を爲さしむ。

明治三十一年十二月五日大審院第二刑事部公廷に於て檢事小宮三保松立會宣告す

裁判長判事	長谷川 喬	判事	小松 弘隆
判事	龜山 貞義	同	水下 哲三郎
同	柳田 直平	同	津村 董
同	鶴文 一郎	裁判所書記	栗原 久作

### 松平紀義の放免、逮捕、護送

(明治三十一年十二月十八日) 時事新報

誣告事件の被告人松平紀義は、一昨日午後三時頃東京地方裁判所豫審廷に於て、額賀判事の取調べを受け、茲に豫審終結して證據不充分により、免訴放免となりたれば、同七時頃豊島檢事は銀治橋監獄署に向けて、其趣を通知し直ちに出監方取計ふべし、と命じたるを以て、同署にては直ちに紀義を監房より連出し、檢事の通知書を示して、夫々の留置品を渡したるに、紀義は例の如く彼の苦情を述べ、中々立出づべき模様なかりしを、漸く賺して調所より送出せる折から、警視廳の巡查三名その入口外に待受け居りて、當日宮城縣控訴院檢事より達したる拘留狀を示し、直ちに逮捕して同廳に引致したり、斯くて同廳は一昨夜嚴重に同人を守護し、昨日午後二時二十分頃に至り假留置所より受付けへ呼出して、之より宮城縣へ傳を以て護送する旨を申渡せしに、彼は係員に向ひて留置品の不足等あらんも知れざるに付、念の爲め一々檢めたき旨を請求したり、依て係員は決して遺留品等のある筈なき故、其儀には及ぶまじと諭したるも、中々承引せざりしより、遂に其意に任せて一々檢めさせたる上(此間二十分餘)同三時前、手錠腰繩にて巡查一名を附添はせ、腕車に乗せて先づ京橋署へ送り、同署よりは下谷署へ、下谷署よりは埼玉縣警察部へ、それ〴〵護送した

お茶の水おこの殺し



れば、本日は多分同部より柄木へ、柄木より宮城へ護送せらるゝならん、彼が昨日の打装は例の葵黒三ツ紋の羽織に、紬織の布子一枚を重ね、古びたる鼠縮緬の兵児帯を締め、流石に憔悴したる容貌にも髯いかめしく凄味を帯びつゝ、去年四月以來一方ならぬ御厄介を懸けたる、此東京へ左様ならと與へて去りぬ。

## 松平紀義遂に服罪す

(明治三十二年三月三十一日  
讀 賣 新 聞)

本日松平紀義の公判を開廷せり、強情の紀義も遂に包藏する能はず、夫婦喧嘩の末御世梅コノを殺るせし旨自白したるを以て検事より求刑あり、裁判長は追て宣告する旨を告げて閉廷せり。

其大略は前號に記載したるが如し、今後報に據りて其詳略を記さんに、當日二十八日午前九時、紀義は双子の袷に例の三葵三つ紋の羽織を着し、白の股引に白足袋を穿ち、看守二名に前後を護せられて出廷し、靜かに椅子に着きたり、裁判長は宮城控訴院判事松浦龜藏氏にして、陪席は戸田、河井、齋藤、岡田の四判事、檢察官は菅野檢事、辯護士は村松龜一郎氏なり、偕早朝より詰かけし傍聽人は三百餘名なりしが、其中入廷を許されしは二百餘名にて、他は皆な場外に佇み居たり、裁判長は例の通り被告紀義の氏名、年齢、住所、職業を訊問し、當被告事件に就き事實の真相を申立

つべしと告げたるに、紀義はいと打ち悄れたる顔色して、今までは飽くまで法網を脱れん爲め事實を隠蔽し居りしも、最早良心に立歸へりたれば、何時までも法廷を煩らはすに忍びず、との前置をなし、實は實子榮長の學問發達を希ふの餘り、東京に住せし時は常に湯島、龜戸の天満宮を祈願し居りしが、明治三十年四月二十六日にも、早朝より龜戸の天満宮に參詣し、歸途蕎麥屋に立寄りて一酌を傾け、午後一時過ぎ家に歸りたるに、内縁の妻おこのは火鉢にもたれて、浮かぬ顔をなし居りしかば其譯を尋ねしに、榮長と養女のぶとが喧嘩をなし、義母に向つて悪口せしを、口惜しく思ひ居るなりと語りしかば、早速榮長に訛言させたるも、尙自分(紀義)が酒氣あるを、藝妓屋へにでも入りしが如く、邪推して憤り却々解けず、遂にのぶに命じて酒十錢分を、五錢づゝ二度に買ひ來らしめそを飲み干せしが、此時又々のぶと榮長とが喧嘩せしを以て、彼れこのは愈々怒り自分に悪口しつゝ、羽織を纏ひて他出せしかば、自分は近所の手前面目無しと思ひて、之を引き止めたるに如何せしか羽織少しく裂けたり、さればこのは愈々怒り、忽ち羽織脱ぎ捨て、小刀取り出して自分に傷を負はせたり(此時刀痕を示す)依て自分は其小刀を奪はんとせしに、彼は自分の罌丸を握りしかば、自分もこのゝ咽喉を推して漸く手を放たしめて、早速戶外に飛出して、近所の八幡に行き暫くして歸りたるに、こは如何に、このは自分に咽喉を推されたる爲めか殆んで悶絶し居たり、

お茶の水おこの殺し